

福崎町の福祉 福祉サービスの しおり



福 崎 町



このしおりは、福祉の支援を必要とされた時

- ・いつでも
- ・気軽に
- ・迷わずに

その必要なサービスをご利用いただけるよう作成いたしました。
ご活用くださいますようお願いいたします。

※このしおりは、令和3年8月現在で作成しております。

その後、内容が改正されることがありますので、ご注意ください。

また、詳しくは、健康福祉課・住民生活課・学校教育課・福崎町
社会福祉協議会・中播広域シルバー人材センターの担当係にお問い合わせ
合わせください。

電 話	0 7 9 0 - 2 2 - 0 5 6 0 (代表)
F A X	0 7 9 0 - 2 2 - 5 9 8 0
E メール	fukushi@town.fukusaki.lg.jp
ホームページ	http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/

福祉サービスのしおりの作成のため
広告掲載をいただいた事業所の皆様、
ご協力ありがとうございました。

目 次

1. 福祉の窓口	1
(1) 行政機関相談窓口	1
(2) 地域(集落)での相談窓口	2
(3) 虐待相談窓口	2
2. 福崎町保健センター ふくさきっこステーション	6
(1) 母子保健事業・子育て支援事業	6
① 妊娠するまで	
特定不妊治療費助成事業	
不育症治療支援事業	
② 妊娠したら	
母子健康手帳交付・妊婦相談	
妊婦健康診査費助成事業	
妊婦訪問	
おや親たまご	
マタニティタクシー利用助成事業	
③ 出産したら	
新生児聴覚検査費助成事業	
新生児・産婦訪問	
母乳育児相談	
産後ケア事業	
養育支援訪問事業	
こんにちは赤ちゃん訪問	
赤ちゃん和妈妈のふれあい教室	
④ 子育て～就学まで	
すくすく相談	
7か月児のまんまクラブ	
10か月児のあばばクラブ	
1歳お誕生相談	
すくすく発達相談	
のびのびランド教室	
子ども発達すこやか相談	
家庭自立相談	
乳幼児健康診査	
(2) 予防接種事業	9
(3) 成人保健事業	11
① 健康手帳の交付	
② 健康教育	
③ 健康相談	
④ 訪問指導	
⑤ 健康診査	

⑥ 若年者の在宅ターミナルケア支援事業	
(4)食育推進事業	13
① 食育月間事業	
② 健康教育	
(5)献 血	14
(6)町内医療機関一覧	15
(7)休日診療	16
① 神崎郡在宅当番医診療	
② 公立神崎総合病院の休日・夜間診療体制	
③ 姫路市休日・夜間急病センター	
(8)小児救急医療電話相談	17
(9)兵庫県広域災害・救急医療情報システム	17
ご協力いただいた事業所広告のページ（医療機関等）	18
3. 児童福祉	19
(1)児童福祉施設	19
① 児童福祉施設の種類及び措置機関	
② 認定こども園	
(2)子ども・子育て支援事業	20
① 子育て支援センター・子育て学習センター	
② 学童保育園	
(3)母子父子寡婦家庭の福祉	21
① 母子相談	
② 貸付制度	
③ 就学就業助成金	
④ 社会参加	
(4)手当の種類	22
① 交通災害遺児年金	
② 児童手当	
③ 児童扶養手当	
④ 特別児童扶養手当	
4. 国民年金	26
(1)国民年金の加入	26
① 被保険者	
② 保険料	
③ 保険料の免除等	
(2)異動時の届出	28
(3)便利な機能（ねんきんネット）	28
(4)国民年金の支給	28

- ① 老齢基礎年金
- ② 障害基礎年金
- ③ 遺族基礎年金

(5)年金のご相談31

5. 障がい者(児)福祉32

(1)手帳の交付32

- ① 身体障害者手帳の交付(再交付)
- ② 療育手帳の交付(再交付)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)
- ④ 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成

(2)在宅の福祉32

- ① 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託)
- ② 重度障がい者(児)日常生活用具給付
- ③ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
- ④ 補装具購入費・修理費支給
- ⑤ 重度障がい者(児)福祉車両等助成
- ⑥ 相談窓口

(3)手当等の種類35

- ① 特別障がい者手当
- ② 障がい児福祉手当
- ③ 重度心身障がい者(児)介護手当
- ④ 重度心身障がい児年金
- ⑤ 心身障がい者施設等通園補助金
- ⑥ 心身障がい児童生徒就学援助金
- ⑦ 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)
- ⑧ 心身障がい者扶養共済制度
- ⑨ 身体障がい者用自動車改造助成
- ⑩ 身体障がい者自動車運転免許取得費補助
- ⑪ 特定疾患患者通院交通費助成
- ⑫ 手話通訳者・要約筆記者派遣
- ⑬ 聴覚障がい者等情報伝達送信事業
- ⑭ 税の所得控除と減免
- ⑮ NHK放送受信料の減免
- ⑯ JR・バス・タクシー・航空運賃の割引
- ⑰ 有料道路通行料金の割引
- ⑱ 駐車禁止区域の緩和
- ⑲ NTT番号案内の無料措置
- ⑳ 携帯電話基本使用料等の割引
- ㉑ 少額貯蓄非課税制度(マル優制度)

(4)障害福祉サービスのしくみ41

- ① 利用の手続き(概要)
- ② サービスの種類(例)
- ③ サービス利用料の支払い

(5)社会参加	44
① 播磨西くすの木学級（神崎教室）	
(6)福崎町内および近隣の障害福祉サービス事業所(抜粋)	45
ご協力いただいた事業所広告のページ（障がい福祉関係）	53
6. 高齢者福祉	55
(1)在宅の福祉	55
① 在宅高齢者介護手当	
② 介護用品購入費助成	
③ 布団クリーニング助成	
④ 訪問介護・通所サービス等利用者負担金助成	
⑤ 通院支援サービス	
⑥ 緊急通報システム	
⑦ 福祉電話	
⑧ 老人日常生活用具の給付	
⑨ 人生いきいき住宅助成	
⑩ 住宅用火災警報器給付事業	
⑪ 長寿祝金	
⑫ 生活管理指導短期宿泊事業	
(2)施設の福祉	59
① 老人ホームへの入所	
(3)避難行動要支援者支援制度 ～地域の力で助け合う～	60
① 目的	
② 内容	
③ 支援の流れ	
(4)福祉避難所	62
① 福祉避難所とは	
② 受入対象者	
ご協力いただいた事業所広告のページ（高齢者福祉関係）	63
7. 医療	67
(1)福祉医療費助成制度	67
① 福祉医療費助成制度を受けられる要件	
② 助成される医療費	
③ 医療費受給者証の返還	
④ その他の届出	
⑤ 医療費の払い戻し	
(2)未熟児養育医療給付制度	70
① 給付対象	
② 申請に必要なもの	
③ 期間	

8. 国民健康保険	71
(1) 国民健康保険とは	71
① 運営主体	
② 保険税	
③ 国保に加入する人	
④ 国保に加入する日・脱退する日	
⑤ 国保の届出	
(2) 国保で受けられる給付	73
① 給付の内容	
② 高齢受給者証（70歳～74歳）	
③ 高額療養費	
④ 一部負担金（病院の窓口で払う医療費）の猶予・減免制度	
⑤ 交通事故などにあつたとき	
⑥ 海外療養費の支給	
(3) 特定健康診査・特定保健指導	80
① 特定健康診査等実施計画	
② データヘルス計画	
9. 後期高齢者医療	81
(1) 概要	81
(2) 被保険者	81
(3) 被保険者証・受けられる給付	81
① 一部負担金の割合と自己負担限度額	
② 受けられる給付	
(4) 保険料	85
10. 介護保険	87
(1) 介護保険とは	87
① 介護保険加入者（被保険者）	
② 介護保険料	
(2) 要介護（要支援）認定	91
① 要介護（要支援）認定の手続き	
(3) 介護保険のサービス	92
① 介護保険サービスの利用の流れ	
② 支給限度額	
③ 利用者負担の割合	
④ 介護保険サービスの種類	
⑤ 居住費・食費にかかる費用	
⑥ 高額介護サービス費	
⑦ 高額医療・高額介護合算制度	
⑧ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度	
⑨ 介護サービス情報公表制度	

(4)介護保険制度Q &A	101
(5)福崎町内及び近隣の介護サービス事業所（抜粋）	103
ご協力いただいた事業所広告のページ（介護保険関係）	109
11. 福崎町地域包括支援センター	111
(1)福崎町介護予防・生活支援サービス事業	112
(2)介護予防ケアマネジメント	113
(3)一般介護予防事業	113
① 地域ふくろうの会	
② 地域介護予防活動補助金の交付	
(4)認知症総合支援事業	113
① 認知症相談窓口の設置（認知症相談支援センター）	
② 認知症初期集中支援チーム	
③ 認知症カフェへの支援	
(5)地域ケア会議	114
① 我が事会議（地域に密着した会議）	
(6)地域包括支援センター運営事業	114
① 総合相談支援	
② 権利擁護	
(7)在宅医療・介護連携推進事業	115
(8)家族介護支援事業	115
① 認知症高齢者等やすらぎ支援事業	
② 家族介護慰労金の支給	
(9)その他の事業	115
① 認知症サポーターの養成	
福崎町認知症ケアネット	116
12. 生活困窮者対策	125
(1)生活保護	125
① 保護の要否	
② 保護の種類	
(2)生活困窮者自立支援制度	126
(3)食糧支援等	126
13. 社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会	127
(1)福祉啓発活動	127
① 社協会員の募集（5月・6月）	
② 善意銀行の運営	
③ 各種募金の募集	
④ 福祉学習（教育）活動の推進	

(2)子育て支援	128
① まちの子育てひろば推進事業	
(3)高齢者関連	128
① 在宅介護支援センター事業	
② 認知症高齢者等やすらぎ支援事業	
③ 高齢者世帯等へのみまもり電話サービス	
④ ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯へのみまもり副食サービス	
⑤ ひとり暮らし高齢者へのみまもり給食サービス	
⑥ 高齢者世帯へのみまもり給食サービス	
⑦ ふくちゃん弁当	
(4)障がい者支援	130
① 福崎町障害相談支援センター	
② 視覚障がい者への朗読CDの郵送	
③ 視覚障がい者支援事業	
④ 精神障がい者支援事業	
(5)介護予防・介護関連	130
① 介護用品の貸出	
(6)助け合い活動・交流活動の支援	131
① ミニデイサービス支援事業	
② ボランティア活動の推進	
③ コミュニティ備品の貸出	
④ 当事者団体、地域団体の活動支援	
(7)低所得世帯への対応	133
① 生活福祉資金貸付制度（兵庫県社会福祉協議会委託事業）	
② 緊急援護給付金制度	
③ 奨学資金給付制度	
(8)地域生活支援	134
① 日常生活自立支援事業（兵庫県社協委託事業）	
(9)地域生活における相談	135
① なやみごと相談所・法律相談所	
(10)被災者への支援	136
① 災害見舞金支給事業	
14. 公益社団法人中播広域シルバー人材センター	137
① 中播広域シルバー人材センターのしくみ	
② 主な仕事の内容	

1. 福祉の窓口

(1) 行政機関相談窓口

機 関 名	電 話 番 号	F A X 番 号
福 崎 町 役 場	(0790)22-0560	(0790)23-0687
福 崎 町 保 健 セ ン タ ー	(0790)22-0560	(0790)22-7566
ふくさきっこステーション	(0790)22-0560	(0790)22-7566
福崎町地域包括支援センター	(0790)22-0560	(0790)22-7566
福崎町社会福祉協議会	(0790)23-0300	(0790)23-0322
福崎町在宅介護支援センター「すみよしの郷」	(0790)22-7134	(0790)22-7024
中播広域シルバー人材センター	(0790)27-0044	(0790)27-0468
中播磨健康福祉事務所(姫路総合庁舎)	(079)281-3001	(079)224-3037
中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)	(0790)22-1234	(0790)22-6680
兵庫県姫路こども家庭センター	(079)297-1261	(079)298-1895
姫 路 県 税 事 務 所	(079)281-3001	(079)281-1606
姫 路 年 金 事 務 所	(079)224-6382	(079)224-0838
兵 庫 県 庁	(078)341-7711	(078)362-3925
中央高齢者総合相談センター	0120-01-7830	—————
兵庫県立身体障害者更生相談所	(078)927-2727	(078)927-2745
兵庫県立知的障害者更生相談所	(078)242-0737	(078)242-0736
兵庫県こころのケアセンター	(078)200-3010	(078)200-3017
ケアステーションかんだき	(0790)32-1910	(0790)32-1962
香翠寮相談支援事業所	(079)240-6266	(079)232-7250
福崎町障害相談支援センター	(0790)35-8575	(0790)22-7024
福崎町障がい者基幹相談支援センター	(0790)22-0560	(0790)22-5980

(2) 地域(集落)での相談窓口

◎民生委員・児童委員

福祉に関して行政と地域とのパイプ役となって、ニーズに応じたサービスの提供を推進していただく方々です。

子育て世代から高齢世代まで、身近な相談役として各集落に1～3名おられます。生活に関する困り事や福祉に関する制度のこと、虐待に関する相談等もお受けします。

◎主任児童委員

民生委員・児童委員と一体となり、児童福祉に関する相談・援助活動をしていただく方々です。児童福祉の問題でお困りの方はご相談ください。町内に3名おられます。

◎民生・児童協力委員

民生委員・児童委員の活動をより効果的に進めるため、民生委員・児童委員に協力いただく方々です。各集落に2～6名おられます。

◎身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・精神障がい者相談員

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者本人や保護者等からの更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに関係機関との連絡調整、地域活動の推進を図っていただく方々です。

◎福祉委員

障がい者・身体の弱い人・高齢者が困った時、いつでも、どこでも必要な援助が受けられ、常に安心して、生活ができる住みよいまちを目指して、常に集落内の実情を把握し、民生委員と連携をとり、活動していただく方々です。

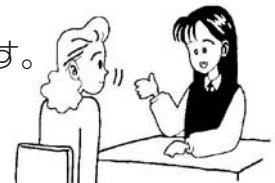
(3) 虐待相談窓口

児童虐待について

保護者や同居人による虐待が深刻な問題になっています。

子どもの人権を守り健全な成長を促すためにも早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こりうる問題です。



ひとりで悩まず相談しましょう・・・

ふくさきっこステーション

☎ 22 - 0560

◆相談をお受けします。まずは気軽にご連絡ください。

福祉サービスの紹介や必要に応じ専門相談におつなぎします。

- ・はじめての子育てで、不安や孤独感が強い
- ・子どもがかわいくない、イライラしてしまう
- ・子どもの発達について心配
- ・ひとり親家庭でいろいろ心配
- ・DVを受けている
- ・不登校、ひきこもり、家庭内暴力など

あなたの気づきが子どもを守ります

- ◆「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報をお願いします。

ネグレクト

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど

心理的虐待

暴言、無視、拒否をする、子どもの自尊心を傷つける、子どもの心を著しく傷つけること。DVを見せることも含みます。

身体的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴行を加えること

性的虐待

子どもにわいせつな行為をする/させること

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(いちはやく)

福崎警察署 ☎ 23 - 0110

兵庫県姫路こども家庭センター ☎ 079 - 297 - 1261

ふくさきっこステーション ☎ 22 - 0560

高齢者虐待について

高齢者の虐待対応について、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されています。この法律によって、高齢者虐待の定義、対応の基準等が規定されています。

「高齢者虐待」の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。また、高齢者虐待は、①養介護施設従事者等による高齢者虐待、②養護者による高齢者虐待に分けて定義されています。

異変に気づいたら悩まずに相談しましょう・・・

あなたの気づきが高齢者を守ります

- ◆「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報をお願いします。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

例) 殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、身体拘束、抑制をする等

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、擁護を著しく怠ること。

例) 入浴しておらず異臭がする、劣悪な住環境で生活させる等

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) ののしる、侮辱を込めて子どものように扱う、無視する等

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例) キス、性器への接触、セックスを強要する等

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

＜虐待を発見したら＞

◆下記の窓口へご相談ください。

福崎警察署

☎ 23 - 0110

福崎町地域包括支援センター

☎ 22 - 0560

障がい者虐待について

障がい者虐待は、どここの家庭や施設（会社）などでも起こりうる身近な問題です。障害者虐待防止法では、「養護者」、「障がい者福祉施設従事者等」、「使用者（障がい者を雇用する事業主等）」による、5つの行為が障がい者虐待にあたりと定義しています。

障がい者とは

- ・身体機能に障がいがある（身体障がい）
- ・知的な発達が遅れている（知的障がい）
- ・精神疾患がある（精神障がい）
- ・発達障がいがある
- ・その他、心身の機能障がいがある



これらの障がいと社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受ける人

障がい者虐待の5つの行為

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

こんなサイン・身体に傷やあざが頻繁にみられる

- ・急におびえたり、怖がったりする
- ・施設や職場に行きたがらない

性的虐待

わいせつなことをしたり、させたりすること

こんなサイン・人目を避け、ひとりで部屋にいたがる

- ・周囲の人の体をさわるようになる
- ・性器の痛み、かゆみを訴える

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、意図的な無視など、精神的に苦痛を与えること

こんなサイン・おびえる、叫ぶなどパニック症状を起こす

- ・攻撃的な態度、自傷行為がみられる
- ・無力感、あきらめ、なげやりの態度になる

放棄・放置

食事や水分を十分に与えない

必要な福祉サービスを受けさせないなど

こんなサイン・体から異臭、髪汚れ、つめが伸びている

- ・いつも汚れた服を着ている
- ・ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる

経済的虐待

年金や賃金などを渡さない

本人の同意なしに財産を処分するなど

こんなサイン・年金等がどう管理されているのか知らない

- ・日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ・サービス利用料等の支払いができない

あなたの通報が、早期発見・早期対応につながります。いわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。ひとりで悩まずご相談ください。

○障がい者虐待の相談・通報窓口

福崎警察署

☎ 23 - 0110

福崎町障がい者虐待防止センター

☎ 22 - 0560

※通報・相談者は匿名で大丈夫です。通報者の秘密は守られます。

虐待の通報は、国民の義務と定められています。

2. 福崎町保健センター ふくさきっこステーション

子どもから高齢者まで生涯にわたる心身の健康づくりのお手伝いをします。住民がいつでも気軽に安心して相談できる地域の保健室を目指して活動しています。

主な活動内容は、次のとおりです。

いつまでも
しあわせ（福）
ほがらが（朗）
福崎町



福崎町健康づくりキャラクター
ふくちゃん

(1) 母子保健事業・子育て支援事業

①妊娠するまで

事業名	日程	内容
特定不妊治療費助成事業	随時	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定を受けた方が対象です。
不育症治療支援事業	随時	医療保険適用外の不育症の治療等に要した費用の半額を助成します。（所得制限あり）

②妊娠したら

事業名	日程	内容
母子健康手帳交付・妊婦相談	随時 ※事前に お電話ください。	妊娠・出産・育児をとおり、母子の一貫した健康管理・保持増進に役立てるために、妊娠中の過ごし方の助言やサービスの紹介をし、母子健康手帳を交付します。
妊婦健康診査費助成事業	母子健康手帳交付時	妊婦健康診査で要する費用助成を「妊婦健康診査費助成券」として、7,000円を上限に13枚、10,000円を上限に1枚発行。県外や登録以外の医療機関の場合は償還払いします。
妊婦訪問	電話調整の上	助産師又は保健師が妊婦のご家庭に訪問し、妊娠・出産についての相談を受けます。
おや親たまご	第4木曜日 午後（7月・11月・3月は第4土曜日）	助産師や歯科衛生士による講話と体験講座。産前ヨガ、妊娠中の過ごし方や口腔ケア、母乳、沐浴実習を行います。（予約制）
マタニティタクシー利用助成事業	随時	陣痛や破水など出産のための受診や、体調不良等により自力で妊婦健診の受診が困難な際に利用されたタクシー代の一部（上限10,000円）を助成します。

③出産したら

事業名	日程	内容
新生児聴覚検査 費助成事業	母子健康手帳 交付時	新生児聴覚検査に要する費用助成を「新生児聴覚検査費助成券」として5,000円を上限に1枚発行。県外や登録以外の医療機関の場合は償還払いします。
新生児・ 産婦訪問	電話調整の 上	保健師等が出生後28日までの新生児の家庭を訪問し、発育や栄養・母体の健康管理等に関する相談を受けます。出生連絡票（母子健康手帳のハガキ）や役場窓口（出生届け時）にて申込みしてください。
母乳育児相談	第2・4木曜 午後	助産師が乳房ケアを行い、授乳指導や相談を受け、母乳栄養確立のための支援を行います。又、産婦の体調管理や卒乳の相談も受けます。（予約制・1回600円）
産後ケア事業	申請が必要	体調不良や育児不安があり、家族の支援が受けにくい方に（利用者負担あり） 宿泊・通所サービス 産科病院や助産院に宿泊又は通所しながら母体ケア、子どもの世話、育児指導を行います。 訪問サービス ご家庭で、育児指導や乳房ケアを行います。
養育支援訪問 事業	申請が必要	子どもの養育について支援が必要な家庭に、保健師等による育児指導や訪問介護員による育児、家事援助等の訪問支援を行います。
こんにちは 赤ちゃん訪問	電話調整の 上	保健師が、生後2か月になる赤ちゃんの家庭を訪問し、赤ちゃんの発育を確認しながら、育児相談を受けます。また予防接種、乳児健診の案内をします。
赤ちゃんと ママの ふれあい教室	第2木曜日 午前	助産師による講話と体験講座。 産後ヨガ、赤ちゃんマッサージ、母乳の与え方や子育てについての話をします。（予約制）

④子育て～就学まで

事業名	日程	内容
すくすく相談	第2月曜日 午前・午後	保健師・栄養士が乳幼児の発育・育児・栄養などについて相談を受けます。
7か月児の まんまクラブ	第2水曜日 午前	育児、離乳食に関する話や親子遊びを行い、月齢に合わせた離乳食の見本を提示します。育児や栄養に関する個別相談も受けます。
10か月児の あはばクラブ	第4水曜日 午前	
1歳お誕生相談	第2月曜日 午前	1歳の親子を対象に身体計測及び発育・育児・栄養について個別に相談を受けます。
すくすく発達相談	第2月曜日 午前・午後	公認心理師が、子どもの発達に関する相談を受けます。（予約制）

事業名	日 程	内 容
のびのびランド 教室	第1・3 火曜日 午前	子どもの発達を促すことを目的に、保育士による 設定遊びや親子遊びを行います。
子ども発達 すこやか相談	第1水曜 第3金曜 午前・午後 (予約制)	心理相談(毎月)・医師相談(随時) 発達検査により発達レベルや行動特性を把握し、子ど もへの対応や支援体制についての相談を受けます。
家庭自立相談	第1月曜 第3木曜 午前・午後 (予約制)	心理相談員による子どもと家族の相談を受けます。 発達、不登校、ひきこもり、問題行動、進学相談、就 労支援等。小中学校、医療機関、子ども家庭センター 等関係機関と連携も図ります。

乳幼児健康診査

乳幼児の発育・栄養状態・運動機能・精神発達の状況を確認し、心身障害の早期
発見に努めるとともに、育児支援を行います。医師・歯科医師による健診、保健師・
栄養士・臨床心理士による育児相談を受けます。

健診名	日 程	受付時間	内 容
3か月児健康診査	毎月 第4水曜日	午後1時15分 ～ 1時45分	計測・股関節検診 栄養相談・保健相談
4か月児健康診査	毎月 第3火曜日	午後1時15分 ～ 1時45分	計測・内科診察 BCG予防接種・栄養相談
1歳6か月児健康診査 (内科・歯科健診)	奇数月 第3水曜日	午後1時15分 ～ 1時45分	計測・内科・歯科診察 栄養相談・歯科相談・保健相談
3歳児健康診査 (内科・歯科健診)	偶数月 第3水曜日	午後1時15分 ～ 1時45分	計測・内科・歯科診察・視覚検査 栄養相談・歯科相談・保健相談
3歳児聴覚健康診査	随 時	診療時間内	音の聞こえ確認・耳鼻科診察
5歳児健康診査 (歯科健診)	奇数月 第4金曜日	午後1時00分 ～ 1時45分	計測・集団保育・歯科診察 栄養相談・歯科相談・保健相談



必要な方や希望者へは
専門相談機関や療育施設
(ケアステーションかんざき等)の
紹介を行います。

(2) 予防接種事業

子どもや高齢者は病気にかかりやすく、かかると重くなることがあります。病気に対する抵抗力をつけるため、下記の予防接種を実施しています。

◎定期予防接種

予防接種名		対象年齢等		法定回数(間隔)等	実施場所	
B C G		生後～12月未満		1回(4か月児健診時に実施)	保健センター	
□タウ イルス	□タリックス	生後6～24週		2回(生後2か月から開始、27日以上の間隔で2回)	町内各指定 医療機関 <要予約> (指定医療機関 以外で接種希望 の場合は、保健 センターで事前 手続きが必要で す。)	
	□タテック	生後6～32週		3回(生後2か月から開始、27日以上の間隔で3回)		
ヒ ブ (インフルエンザ 菌b型)		生後2～7月未満		4回(27～56日の間隔で3回、7～13月後に4回目)		
		生後7～12月未満		3回(27～56日の間隔で2回、7～13月後に3回目)		
		1歳～5歳未満		1回のみ		
小児用 肺炎球菌		開始時期 によって 接種回数 が異なる	生後2～7月未満	4回(27日以上の間隔で3回、60日後以上かつ生後12～15月に4回目)		
			生後7～12月未満	3回(27日以上の間隔で2回、60日後以上かつ生後12～15月に3回目)		
			1歳～2歳未満	2回(60日以上の間隔)		
			2歳～5歳未満	1回のみ		
B型肝炎		生後～1歳未満		2回(27日以上の間隔をおく) 1回(第1回目の注射から、139日以上の間隔をおく)		
四種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ)		1期	初回	生後3月～90月未満		3回(3～8週の間隔をおく)
			追加			1回 (初回3回終了後、6か月以上、標準として12～18か月後)
二種混合 (ジフテリア 破傷風)		11歳～13歳未満		1回		
水痘 (水ぼうそう)		1回目	生後12月～ 36月未満	1回(生後12～15月未満)		
		2回目		1回 (1回目終了後、3か月以上、標準として6か月～1年後)		
麻しん・風しん 混合(MR)		1期	生後12月～24月未満	1回		
		2期	就学前1年間	1回		
日本脳炎		1期	初回	生後6月～90月未満		2回(1～4週の間隔をおく)
			追加	生後6月～90月未満 (1期初回終了後、半年後)		1回 (初回終了後、6か月以上～おおむね1年後)
		2期	9歳～13歳未満	1回		
※平成19年4月1日以前に生まれた方は、見合わせによる未接種分を20歳の誕生日前日までに受けることができます。						
子宮頸がん ワクチン		12歳になる年度の初日～16歳になる年度末日までの女子		3回(2か月以上の間隔を置いて2回接種、1回目から6か月あけて3回目)		

予防接種名	対象年齢等	法定回数	接種時期	実施場所
インフルエンザ	65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓等に障害を有する方	1回/年	10月から1月	町内各指定医療機関<要予約>（指定医療機関以外で接種を希望される方は、保健センターで事前手続きが必要な場合があります。）
高齢者肺炎球菌	年度内に下記の年齢に達する方 65歳・70歳・75歳・80歳 85歳・90歳・95歳・100歳 (但し、令和5年度まで) (令和6年度からは、65歳の方) ※既に一度でも接種を受けた方は、対象外	1回	対象年度内随時	

※定期予防接種を県外の医療機関等で受けた時は、接種費用を償還払いします。領収書を持って保健センターへお越しください。

☆二種混合、麻しん風しん混合の第2期、日本脳炎の2期、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌は個別通知します。

☆子どもインフルエンザ予防接種助成事業

子どものインフルエンザ発病及び重症化を防ぐ目的で、インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成しています。

(対象者) 1歳から中学3年生までの子ども

(助成回数) 1回/年

(助成額) 2,000円(但し、生活保護受給世帯の子どもは全額助成)

(手続き) 助成申請書を指定医療機関に提出して接種を受けてください。

☆成人風しんワクチン等任意予防接種助成事業

風しん感染拡大と、妊婦の先天性風疹症候群の発症を防ぐ目的で、風しんワクチン等の接種費用を助成します。

(対象者) ①昭和39年4月2日～平成6年4月1日生まれの男女の内、接種希望者
②妊婦の同居家族の方

(助成額) ・風しんワクチン→1人につき5,000円

・麻しん風しん混合ワクチン→1人につき7,500円

(手続き) 接種前に、保健センターへお越しください

☆高齢者肺炎球菌任意予防接種助成事業

定期予防接種の対象外の方で、肺炎球菌予防接種を希望される方に、接種費用の一部を助成しています。

(対象者) 65歳以上の方の内、過去5年以内に肺炎球菌予防接種を受けていない方

(助成回数) 1回

(助成額) 4,000円(但し、生活保護受給者は全額助成)

(手続き) 接種前に、保健センターへお越しください

○予防接種は、法定期間内に決められた回数を接種してください。

○上記、対象年齢中に接種できなかった場合や、実施時期等についての問い合わせは福崎町保健センターへお願いします。

(3) 成人保健事業

①健康手帳の交付

健康管理に関する記録と、情報提供として40歳以上の希望者に交付します。

なお、ご自身でダウンロードすることも可能です。詳しくは、厚生労働省のホームページ（健康手帳ダウンロードスマート・ライフ・プロジェクト）でご確認ください。

②健康教育

生活習慣病の予防等、健康づくりに関する教室を開催します。

教室は、広報ふくさき、保健センターだより等にてご案内します。

③健康相談

相談者個々に対して、心身の健康に関する助言等を行います。

希望者には、『血圧測定』『尿中塩分量測定』『唾液によるストレスチェック』を行います。（要予約）

〈日 時〉毎月第2月曜日（一般相談） 午前9時30分～11時

〈場 所〉保健センター

* 相談は、上記日程以外でもお受けいたします。事前に電話でご連絡ください。

④訪問指導

生活習慣病の予防・改善の他、健康に関する内容について訪問によるアドバイスを実施します。

⑤健康診査

生活習慣病予防、疾病の早期発見、早期治療を目的に行います。

健診(検診)項目	対象者	内 容
特定基本健康診査	*特定基本健康診査等の対象者参照	診察・身体計測・血液検査・尿検査等
肺 検 診	20歳以上	胸部レントゲン検査
胃 検 診	20歳以上	バリウムによる胃透視検査
大 腸 検 診	20歳以上	免疫便潜血反応(2日間法)
前 立 腺 検 診	50歳以上の男性(2年に1回)	血液によるPSA検査
肝炎ウイルス検診	40歳以上で、過去に検査したことがない方	血液によるHCV抗体・HBs抗原検査
胃のABC検診	20歳以上	血液によるピロリ抗体・ペプシノゲン検査
子 宮 検 診	20歳以上の女性(原則2年に1回)	子宮頸部の細胞診
乳 房 検 診	40歳以上の女性(原則2年に1回)	マンモグラフィー検査
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性・その他の希望者	踵骨の超音波検査
歯 科 検 診	20歳以上	歯科医師による歯と歯周疾患の検査

* 特定基本健康診査等の対象者について

年齢によって、健診の呼び名等が変わります。(下記の表をご覧ください)

健診名	対象者	
特定健診	40歳～ 74歳の方	福崎町国民健康保険加入者
		福崎町国民健康保険以外の医療保険加入者の内、医療保険者が発行された「特定健康診査受診券」をお持ちの方
	☆上記以外の方は、加入されている医療保険者または勤務先にお問い合わせください。	
基本健診	<ul style="list-style-type: none"> ・ 39歳以下の方 ・ 75歳以上の方(後期高齢者保険加入者) 	

○実施については、各戸配布チラシ、広報、ホームページ(町民便利帳・健康づくり)でお知らせします。対象年齢等を確認し、保健センターへお申込みください。

⑥若年者の在宅ターミナルケア支援事業

40歳未満の末期がん患者が在宅で介護を受ける場合、利用したサービス利用料の一部を助成します。

- ・ サービスの内容 訪問介護、福祉用具貸与
- ・ 助成額 利用料の9割を助成(利用料の上限月6万円)



(4) 食育推進事業

食育とは、「食」を通して、食に関する知識とバランスの良い食を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

◆福崎町食育スローガン◆

**もう一度見直そう ちいきの食材 むかしの食事
ぎっしりつまった栄養素**

①食育月間事業

毎年 11 月を食育月間に定め、食育を啓発するための事業を行っています。

◎食育イベント 福崎秋まつりの一環として、講演会や食育体験コーナー、伝承料理の販売等を実施します。

②健康教育

様々な食育教室を開催しています。年齢や性別、目的に合った教室をご利用ください。

教室名	対象者	内 容
学童期運動食育教室 「フクちゃんサキちゃん クラブ」	小学生 就学前児 その保護者	定期的な運動と調理実習を行って、元 気なからだ作りをめざします。
夏休み子ども料理教室 & キッズふれあい健康食堂	小学生	調理で食を楽しむとともに、おもてな しを体験します。
料理一年生食育講座 (ビギナーズ)	子育て世代の方	料理の基本や伝承料理を学びます。
男性の料理 いろは教室	男性	料理のいろはを学びながら、食を通して 仲間づくりを行います。
食育研修会	食育関係者	食育に関する知識を高めるとともに、 団体の連携を深めます。
食育講座	一般	住民の要望に応じて、出前講座を開催 します。

◎食育をすすめるために、啓発グッズを利用してください。

★食育かるた 机上用 B8 版 ジャンボかるた A3 版

★食育 PR ソング “VIVA! 福崎 ごちそうサンバ” CD DVD
“食育 SAMBA もちおぎの恵みで、みんなが元気” DVD

★食育体操 “新・福崎 ごちそうサン体操” DVD

★食の歳時記 伝承料理のレシピ本



(5) 献 血

輸血用血液は人工的に造ることができず、長期保存することもできません。献血は健康なあなたの愛の贈り物です。移動採血車が来ますのでご協力ください。日程は町ホームページ、広報紙等でお知らせします。(年3回)

献血方法別の採血基準

	成分献血		全血献血	
	血漿成分献血 ^{しょう}	血小板成分献血	200mL 献血	400mL 献血
1 回 献 血 量	600mL 以下 (体重別)	400mL 以下	200mL	400mL
年 齢	18 歳～ 69 歳*	18 歳～ 54 歳	16 歳～ 69 歳*	18 歳～ 69 歳
体 重	男性 45kg 以上・女性 40kg 以上			男女とも 50kg 以上
年間献血回数	血小板成分献血 1 回を 2 回分に 換算して血漿成分献血と合計で 24 回以内		男性 6 回以内 女性 4 回以内	男性 3 回以内 女性 2 回以内
年間総献血量	—————	—————	200mL 献血と 400mL 献血を 合わせて 男性 1,200mL 以内 女性 800mL 以内	

* 65 歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60～64 歳の間に献血経験がある方に限ります。

献血の間隔

今回の献血 次回の献血	血漿成分献血	血小板成分献血	200mL 献血	400mL 献血
血漿成分献血	男女とも 2 週間後の同じ		男女とも 4 週間後の同じ曜日	男女とも 8 週間後の同じ曜日から献血できます
血小板成分献血				
400mL 献血	曜日から献血できます		日から献血できます	男性は 12 週間後・ 女性は 16 週間後の 同じ曜日から献血できます
200mL 献血				

血漿成分献血体重別献血量

Kg	40 以上 45 未満	45 以上 50 未満	50 以上 55 未満	55 以上 60 未満	60 以上 65 未満	65 以上 70 未満	70 以上
男性	—	300mL ∩	400mL	400mL ∩	400mL ∩	400mL ∩	400mL ∩
女性	300mL	350mL	(標準)	450mL	500mL	550mL	600mL

献血者の健康を守るため、上記の基準によるほか、医師が問診等を行って献血の適否を判断しています。安心してご協力ください。

(6) 町内医療機関一覧

医療機関名	住所	電話番号	FAX番号	備考
姫路北病院	南田原 1134-2	22-0770	22-2589	精、心内
ひらの内科クリニック	西田原 1484-1	22-1237	22-1238	内、消内
アキタケ診療所	福崎新 73-3	22-5012	22-1436	内、消内、外、整
城谷医院	八千種 2252	22-0064	22-6874	内、小、リハ
山田医院	西田原 1430-3	22-5305	-	内、神内、精 脳神内
マサキ医院	西田原 104	23-0010	23-0010	内
吉田クリニック	福田 294-5	22-0004	24-4650	内、消、循
松岡クリニック	西田原 1149-1	22-7885	22-7884	内、小、呼、循
あきたけメンタルクリニック	南田原 2937-1	24-2790	24-2788	精
ミナミ整形外科内科	南田原 2971-1	23-0789	23-0879	整、リハ、内、循、 心外、救
橋本じゅん整形外科	南田原 2938	24-5077	24-5078	整、リハ、リ
田村眼科	福崎新 132	23-0638	23-1638	眼
たかやす眼科クリニック	南田原 2936	35-8510	35-8511	眼
牧耳鼻咽喉科医院	西治 500	23-1951	23-1951	耳
三宅皮膚科医院	西田原 1160-4	24-5100	24-5100	皮、ア
むらかみ泌尿器科クリニック	南田原 2937-1	24-5888	-	泌
おおにしクリニック	西治 1481	24-5088	-	内、脳神内
		24-5188	-	歯、矯歯、小歯
長門歯科医院	西田原 105	22-4009	22-7359	歯
藤澤歯科医院	大貫 1678	22-4849	22-0962	歯
中安歯科クリニック	南田原 3109-5	24-2220	-	歯
はらだ歯科医院	西田原 1688-3	23-0019	23-0019	歯、歯外
よしだ歯科医院	福田 397	24-5024	24-5026	歯
山本歯科医院	福崎新 243-1	22-6487	22-6483	歯、小歯、歯外
三木歯科医院	南田原 2173-1	24-1300	24-1301	歯
にしむら歯科クリニック	南田原 1200-17	22-8148	22-8149	歯、小歯、歯外
松岡歯科クリニック	西田原 1149-1	23-2324	23-2333	歯、小歯、歯外
うしお歯科	南田原 2265-1	35-8070	-	歯、小歯
おおつか助産院	西治 1884	090-8207-0501	22-1834	母乳相談など

※診療科

内：内科、呼内：呼吸器内科、循内：循環器内科、消内：消化器内科（胃腸内科）、神内：神経内科、脳神内：脳神経内科、皮：皮膚科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、小：小児科、精：精神科、心内：心療内科、外：外科、泌：泌尿器科、整：整形外科、眼：眼科、耳：耳鼻咽喉科、リハ：リハビリテーション科、歯：歯科、矯歯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯外：歯科口腔外科

*令和3年6月現在

(7) 休日診療

①神崎郡在宅当番医診療

郡内医療機関が当番で休日に開院し診療を行っています。

実施日時：日曜日、祝日、年末年始
午前9時～午後5時

当番医院：各新聞に掲載されます。ご不明の方は役場（0790－22－0560）にお問い合わせください。

②公立神崎総合病院の休日・夜間診療体制

住 所：神崎郡神河町粟賀町 385 番地

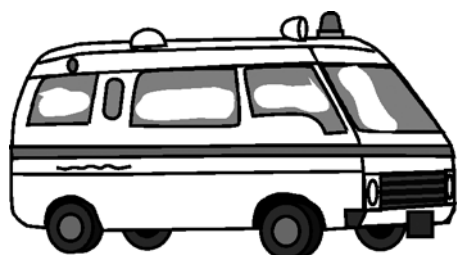
電 話：0790－32－1331

■土・日・祝日・年末年始の昼間■

診療時間	午前8時30分～午後5時
日直体制	内科医師1名 外科系医師1名
	<input type="checkbox"/> 第2、4日曜日のみ小児科診療を行っています。 <input type="checkbox"/> けがや病気の状況を電話で前もってお知らせください。 (状況によっては他院をご紹介することもあります。)

■夜 間■

診療時間	午後5時～翌朝午前8時30分
当直体制	内科か外科系のどちらかの医師1名
	<input type="checkbox"/> 小児科診療はできません。(但し、骨折等は可能) ●午後5時～午前0時 けがや病気の状況を電話で前もってお知らせください。 (状況によっては他院をご紹介することもあります。) ●午前0時～午前8時30分まで その日の当直医師の専門科のみの受付となります。 けがや病気の状況を電話で前もってお知らせください。



③姫路市休日・夜間急病センター

住 所：姫路市西今宿 3-7-21

電 話：079-298-0119

■休日昼間■（日・祝日、8月15日、12月31日～1月3日）

診療科目	内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
診療時間	午前9時～午後6時

■夜 間■（年中無休）

診療科目	内科、小児科
受付時間	午後8時30分～翌日午前5時30分
診療時間	午後9時～翌日午前6時

夜間、休日昼間とも応急診療のみ行います。詳しい検査などはできません。

外科、整形外科、歯科については次の機関で診療を受けてください。

外科などの急患のとき

救急告示医療機関

日曜（昼間）の整形外科の急患のとき

整形外科在宅輪番医療機関

歯科・口腔のトラブルのとき

姫路市歯科医師会口腔保健センター
（電話079-288-5896）

(8) 小児救急医療電話相談

子どもの急な病気やけがで、困ったときにご利用ください。看護師が受診の必要性や応急手当の方法等をアドバイスします。

相談窓口	兵庫県子ども医療電話相談	播磨姫路小児救急医療電話相談 (姫路市救急医療電話相談 (小児科))
電話番号	# 8000 ダイヤル回線、IP電話の方は、 078 - 304 - 8899 (ははきゅうきゅう)	079 - 292 - 4874 (ふくつうしんぱいなし)
相談日時・場所	■平日・土曜日 午後6時～翌日午前8時 ■日曜祝日及び年末年始(12/29～1/3) 午前8時～翌日午前8時	■平日・土曜日 午後8時～午前0時 ■日曜祝日・8/15・12/31～1/3 午前9時～午後6時 午後8時～午前0時

(9) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

兵庫県内の救急医療機関一覧、救急医療機関地図検索、休日夜間急患センター一覧等の情報が掲載されています。

詳細は兵庫県広域災害・救急医療情報システムのホームページをご覧ください。

URL:<https://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>



精神科急性期治療病棟・認知症治療病棟・精神科デイケア・
 重度認知症患者デイケア・居宅介護支援事業所・訪問看護・
 相談支援事業・自立訓練施設「さざんくろす」

－ 精神科・心療内科 －

医療法人
 内海慈仁会

姫路北病院

☎ 0790-22-0770(代)

☎ 679-2203

神崎郡福崎町南田原1134-2

<https://himekita.com/>



ひらの内科クリニック

内科・禁煙外来
 漢方外来
 胃内視鏡(経鼻カメラ)
 大腸内視鏡(麻酔有)

神崎郡福崎町西田原1484番地1

TEL 0790-22-1237

医療社団法人

城谷医院

神崎郡福崎町八千種2252

TEL : 0790-22-0064

お薬訪問やっています

八千種薬局

神崎郡福崎町八千種2254-2

TEL : 0790-22-5688



内科・外科・循環器内科

吉田クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前9:00~12:00	○	○	○	/	○	○	/
午後4:00~7:00	○	○	○	○	○	/	/

●受付時間 午前~11:30 午後~6:30

神崎郡福崎町福田294-8 TEL(0790)22-0004

FAX(0790)24-4650



内科・呼吸器科・循環器科・小児科

松岡クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
午後4:00~6:00	○	○	○	/	○	/	/

休診日/日曜・祝日・木曜午後・土曜午後

神崎郡福崎町西田原1149-1

☎ (0790) 22-7885

牧耳鼻咽喉科

福崎町西治500番

TEL (0790)23-1951

おおつか 助産院

助産師・精神保健福祉士：大塚記美代



☎ 090-8207-0501

母乳や育児相談、産後うつ、性教育など
 お気軽に、いつでもお電話ください。

歯科・口腔外科・小児歯科・訪問診療

にしむら歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	/	○	9:00~12:30
14:00~19:00	○	○	○	/	○	14:30~17:30

感染症対策のため完全予約制です。
 予約のお電話をお願いいたします。

福崎町南田原1200-17(福崎東中学校北側)

☎ 0790-22-8148



お口の悩み
 何でも相談
 してください



3. 児童福祉

(学校教育課 子育て支援係・住民生活課 町民窓口係
・健康福祉課 町民福祉係)



(1) 児童福祉施設

①児童福祉施設の種類及び措置機関

児童のすこやかな成長を助けるため、必要に応じて施設入所による養育・指導を行います。

扶養義務者の収入に応じて、費用負担があります。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前教育・保育を一体的に提供する施設です。	町長
児童館	児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にし、クラブ活動、レクリエーションなどを行っています。	こども家庭センター所長
乳児院	親の養育が受けられない乳児を養育します。	
児童養護施設	親とともに生活できない子どもを保護します。	
知的障害児施設・通園施設	知的障害をもった子どもの生活指導をします。	
虚弱児施設	身体の弱い子どもをよい環境のもとで養育します。	
肢体不自由児施設・通園施設	手足などの不自由な子どもに治療・教育および生活訓練をします。	
重症心身障害児施設	障害の重い子どもの治療および生活指導をします。	
情緒障害児短期治療施設	情緒障害のある子どもを治療します。	
児童自立支援施設	不良行為をし又はするおそれのある子どもを教護します。	
助産施設	経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦に助産を受けさせます。	
母子生活支援施設	母子又はこれに準ずる家庭の者を保護します。(市にあっては市長が措置)	

②認定こども園 (学校教育課 子育て支援係)

①認定こども園とは……幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前教育・保育を一体的に提供する施設です。

乳児(2か月)～5歳児まで入園することができます。
また、町外の認定こども園等への入園も可能です。

- ②入園申込は……10月上旬～11月下旬に翌年4月からの入園を受け付けます。
 年度途中の入園については随時受け付けします。
 申込みは教育委員会学校教育課子育て支援係まで。
- ③利用者負担は…保護者等の住民税の額により決定し、毎月徴収します。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号	設置者
田原幼稚園	西田原1263-4	22-1032	22-1048	福崎町
八千種幼稚園	八千種276-2	22-1207	22-1209	福崎町
福崎幼稚園	福崎新448-3	22-1091	22-2313	福崎町
高岡幼稚園	高岡1956-33	22-3960	22-3960	福崎町
姫学こども園	南田原2062	22-5480	27-8115	社会福祉法人
サルビアこども園	山崎617-7	22-1313	22-2355	社会福祉法人

(2) 子ども・子育て支援事業 (学校教育課 子育て支援係)

①子育て支援センター・子育て学習センター

子育て中の親子・家族が自由に遊んでゆっくと過ごし、親子の交流をしてもらえる場を提供し、さまざまな行事を通してともだちづくりのお手伝いをするほか、子育てに関する不安や悩みを聞いたりして、みなさんの子育てを応援しています。

名称	場所	電話番号	FAX番号	開所日
福崎子育て支援センター (おひさまらんど)	福崎幼稚園内	22-2308	22-2313	月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00
西部子育て学習センター (ともだちひろば)	文化センター内	22-7830	22-2561	火～金 9:00～16:00
東部子育て学習センター (にこにこひろば)	田原幼稚園内	22-1058	22-1058	月～木 9:00～16:00

②学童保育園

共働き家庭や、小学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の子どものために学童保育園を開設し、児童の保護・健全育成を図っています。

名称	場所	保育時間
福崎西部学童保育園	福崎小学校北校舎1階	平日 授業終了後～19:00
福崎東部学童保育園	田原小学校体育館北にある学童保育専用施設	土曜・長期休業中 8:00～19:00

☆保育を行う日

月曜日から土曜日 (日曜日・祝日・お盆・年末年始は休園)

※土曜日は希望者すべての保育を福崎東部学童保育園で行います。

☆費用負担

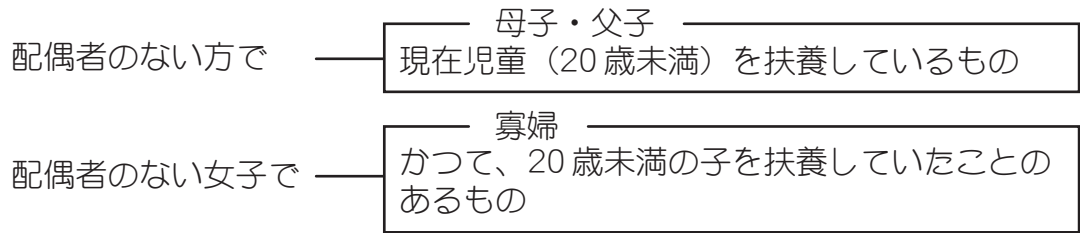
月額6,000円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

(下記以外の月)

7月 月額7,000円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

8月 月額9,000円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

(3) 母子父子寡婦家庭の福祉



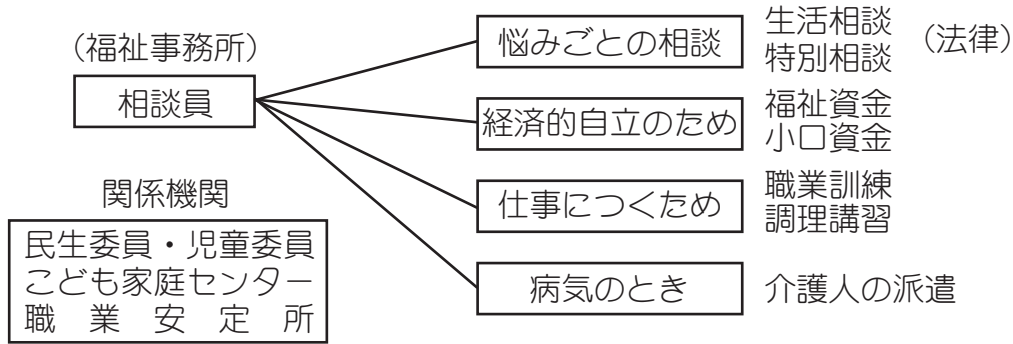
①母子相談

母子・父子・寡婦家庭の生活全般について助言いたします。

☆相談の日時 随時（事前予約が必要です）

☆相談員 母子・父子自立支援員

☆問い合わせ先 中播磨健康福祉事務所（079 - 281 - 9210）



②貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に事業開始資金、修学資金、就職支度資金等の貸付金制度があります。

③就学就業助成金

○対象者

母子家庭及び父子家庭等の児童・生徒が、小学校、中学校に入学及び中学校を卒業するときに保護者に対し支給します。

○支給額

小学校入学のとき	6,500 円
中学校入学のとき	8,500 円
中学校卒業のとき	15,000 円



④社会参加

母子家庭のお母さん方や寡婦の方々に組織されている婦人共励会があります。

母子家庭のお母さん方が、ともに励まし合い助け合いながら母子・寡婦が向上を図るため、研修会や福祉施策を知らせるなど仲間づくりの母体として活動しています。

相談は社会福祉協議会へ

(4) 手当の種類 (住民生活課 町民窓口係)

①交通災害遺児年金

交通災害遺児に対し、年金を支給することにより、児童の健全な育成と福祉の増進をはかることを目的としています。

1. 支給対象者

交通事故により死亡した父もしくは母等に養育されていた 18 歳未満の福崎町在住の児童

2. 支給額

遺児 1 人につき月額 17,000 円

3. 支給時期

7 月	4月～7月分
11 月	8月～11月分
3 月	12月～3月分

②児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

1. 支給対象者

日本国内に住所を置いている、中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している人

2. 支給額 (令和 3 年度：児童 1 人あたり月額)

区 分	所得限度額未満の受給者	所得限度額を超える受給者	
3 歳未満	15,000 円	5,000 円	
3 歳～小学校修了前	第 1 子・第 2 子		10,000 円
	第 3 子以降		15,000 円
中 学 生	10,000 円		

3. 支給時期

各支給月の 10 日（土日・祝日の場合は、その直前の営業日）に振り込みます。

6 月	2月～5月分
10 月	6月～9月分
2 月	10月～1月分



4. 所得制限限度額（令和3年度）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）
0 人	622
1 人	660
2 人	698
3 人	736
4 人	774
5 人	812

5. 子育てワンストップサービス

政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」を利用して、窓口に来ることなく、自宅のパソコンやスマートフォンから児童手当の手続きが電子申請できます。ただし、サービスの利用には受給者の個人番号カードが必要です。※児童と別居している等、必要に応じて提出していただく書類があるため、電子申請での受付ができない場合もあります。

マイナポータルへのURL <https://myrna.go.jp/>

③児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的としています。

1. 支給対象者

次の①～⑨のいずれかの条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童の父または母や、父または母にかわりその児童を養育している人に支給されます。

- ①離 婚・・・父母が婚姻を解消した児童
 - ②死 亡・・・父（母）が死亡した児童
 - ③障 がい・・・父（母）が一定の障がいにある児童
 - ④生死不明・・・父（母）の生死が明らかでない児童
 - ⑤遺 棄・・・父（母）に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥保護命令・・・父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦拘 禁・・・父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧未 婚・・・母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑨そ の 他・・・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ただし、次のような場合には、手当は支給されません。
- ①児童や手当を受けようとする人が日本国内に住んでいないとき
 - ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
 - ③父（母）が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが、事実婚状態も含む）
 - ④請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき（母（父）が障がい相当の場合を除く）

2. 支給額（令和3年4月1日時点）

所得制限により次のいずれかの額になります。また、所得制限限度額以上の場合は、支給停止になります。

区 分		児童1人	児童2人	児童3人
手当月額	全額支給	43,160円	53,350円	59,460円
	一部支給	43,150円	53,330円	59,430円
		10,180円	15,280円	18,340円

3. 支給時期

各支給月の11日（土日・祝日の場合は、その直前の営業日）に振り込みます。

5月	3月～4月分	7月	5月～6月分
9月	7月～8月分	11月	9月～10月分
1月	11月～12月分	3月	1月～2月分

4. 所得制限限度額（令和3年度）

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者※・配偶者・孤児等の養育者
	全額支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

※扶養義務者・・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

5. 公的年金給付等による支給制限

受給者または対象児童が公的年金給付もしくは遺族補償等を受けることができる場合、または対象児童が公的年金給付の額の加算の対象となっている場合は、手当の全部または一部が支給されません。

④特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

1. 支給対象者

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人

ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- ① 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいないとき
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 児童が障がいを理由として厚生年金を受けることができるとき

2. 支給額（令和3年4月1日時点）

対象児童の数と等級に応じて支給されます。また、所得制限限度額以上の場合は、支給停止になります。

児童1人につき	重 度	月額	52,500 円
	中 度	月額	34,970 円

3. 支給時期

各支給月の11日（土日・祝日の場合は、その直前の営業日）に振り込みます。

4 月	12月～3月分
8 月	4月～7月分
11 月	8月～11月分

4. 所得制限限度額（令和3年度）

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人以上	以下 38 万円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

※扶養義務者・・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など






4. 国民年金 (住民生活課 町民窓口係)

国民年金は国が運営する公的年金で、社会保障制度の一環として、健全な国民生活の維持・向上に寄与しています。若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

(1) 国民年金の加入……法律で義務づけられています。

①被保険者

- ・加入しなければならない人
20歳以上60歳未満で日本国内に住民票がある人
(第2号・第3号被保険者は日本に住民票がなくても加入可能)
- ・申し出によって加入できる人
 - ① 60歳以上65歳未満で、資格期間が不足している人や資格期間を増やしたい人
 - ② 65歳以上70歳未満で、資格期間が不足している人

	どんな人が？	保険料の納付は？
第1号被保険者	学生 自営業者 アルバイト など 	個別に納付（日本年金機構から送付される保険料納付書で、郵便局や金融機関等で納付。口座振替・クレジット納付等もできます。）
第2号被保険者	会社員 公務員 など 	会社が納付（給料から天引き）
第3号被保険者	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者 	自己負担なし (配偶者が加入する年金制度が負担)

②保険料

- ・保険料 定額 1ヶ月 16,610円（令和3年度）
付加保険料（1ヶ月 400円）を納めることができます。
付加保険料を納めると、将来受け取る年金額に付加年金が加算されます。
- ・保険料をまとめて納める前納制度は割引がありお得です。
- ・保険料の納付期限は翌月末です。
(納付期限が土・日曜日、祝日、年末年始は、翌営業日が納付期限)
- ・保険料の時効は、保険料納付期限の翌日から起算して2年です。
- ・納めた保険料は、所得から全額控除されます。

③保険料の免除等

原則として、20歳から60歳まで40年間にわたって保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。しかし、天災や事故、病気等の理由で保険料を納めることが困難な人や、低所得などにより保険料を納めることが困難な人のために、保険料免除制度があります。

- ① 法定免除
 - ・生活保護の受給者（生活扶助を受けているとき）
※保護受給外国人は該当しません。
 - ・1、2級の障害基礎（厚生・共済）年金受給権者 など
- ② 申請免除
 - 本人・世帯主・配偶者の所得が一定以下の人のとき
※所得額により「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。
- ③ 学生納付特例
 - ・学生本人の所得が一定額以下のとき
- ④ 納付猶予
 - ・50歳未満の人で本人と配偶者の所得が一定額以下のとき

免除等を受けた期間の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。（追納）ただし、免除等を受けた年度から3年度目を過ぎると、当時の保険料に一定の率の加算がつきます。

		納付	全額免除	一部免除 (※1)	納付猶予 学生納付 特例	未納
障害・遺族基礎年金（受給資格期間に算入されるか？）		○	○	○	○	×
老 齡 基 礎 年 金	受給資格期間に算入されるか？	○	○	○	○	×
	年金額に反映されるか？ ※2	○	△	△	×	×
	反 映 率	1	1/2	5/8～7/8	0	0

※1 一部免除承認後の保険料を納付していることが必要です。

※2 国民年金保険の財源は2分の1が国庫負担金です。納付または一部免除の場合は、国庫負担金に加えて国民年金保険料の納付割合に応じた額が年金額になります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。
納めることが困難な場合は免除申請をしてください。

(2) 異動時の届出

下記の届出は役場で手続きできます。

	こんなとき
20歳になった人	学生・自営業・無職など
現在第1号被保険者	付加保険料を納付したい (国民年金保険料+400円)
	年金手帳を紛失した ※就職により会社に提出する必要があるときは会社 で再発行手続き
	保険料免除等の申請をしたい
現在第2号被保険者	会社を退職した
現在第3号被保険者	増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなった
	配偶者が厚生年金保険や共済組合等に参加していた 会社を退職した
	配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなった

※必要書類は事前にご確認ください。

(3) 便利な機能 (ねんきんネット)

あなたの年金情報等を『ねんきんネット』で確認できます。
まずは登録が必要です。詳しくはWEBで！



ねんきんネット	検索
---------	----

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

- ・24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで最新の年金加入状況を確認できます。
- ・将来受け取る年金の見込額を試算できます。
- ・日本年金機構に提出する届書をパソコンで簡単に作成できます。

(4) 国民年金の支給

① 老齢基礎年金

65歳以降、老齢基礎年金を終身にわたって受け取ることができます。

受給のためには一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど老後に受け取る年金も多くなります。

厚生年金に加入したことがある方は、「老齢厚生年金」が上乘せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

【令和3年度年金額】

年間 780,900円（満額：上限の40年間保険料を納めた場合）

原則として65歳から支給されますが、申し出によって繰上げ（60～64歳11ヶ月）、繰下げ（66～70歳）請求ができます。

この場合、年齢に応じて一定の割合で減・増額されます。

②障害基礎年金

病気やけがで障がいが残ったとき、障害基礎年金を受け取ることができます。受給のためには一定の要件があります。

また、厚生年金に加入している期間に初診日がある場合は、障害厚生年金が上乘せされます。年金額は過去の報酬や加入期間などに応じて決まります。

【受給要件】

1. 国民年金に加入している間に、障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師等の診療を受けた日（初診日）があること
※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。
2. 一定の障がいの状態にあること（※）
3. 保険料納付要件
初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること
※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。
 - (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付または免除されていること
 - (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※障がいの状態が、障害認定日（初診日から1年6ヶ月をすぎた日、または1年6ヶ月以内にその病気やけがの症状が固定した日）または20歳に達したときに、国民年金法で定める1級か2級に該当していること。

障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、事後重症による請求により年金を受け取ることができる場合があります。

【令和3年度年金額】

- 障がいの程度
- ・1級年間 976,125円
 - ・2級年間 780,900円



③遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者または子は、遺族基礎年金を受けることができます。受給のためには一定の要件があります。

亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が上乘せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間などに応じて決まります。

【受け取ることができる遺族】

死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた次の人

- ・子のある配偶者
- ・子（※1）

※1

- ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までのあいだにあること（死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。）
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障がいの状態にあること
- ・婚姻していないこと



【受給要件】

1. 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき（死亡した者について、死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の2/3以上あること）

※死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。

【令和3年度年金額】 年間 780,900円 + (子の加算額)

※ 1人目および2人目の子の加算額 各 224,700円

3人目以降の子の加算額 各 74,900円

(5) 年金のご相談

年金のご相談は、お近くの年金事務所や「街角の年金相談センター」、「ねんきん加入者ダイヤル」で受け付けています。

国民年金については、役場住民生活課でも受け付けています。

【日本年金機構ホームページ】 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構ホームページで年金の基礎知識などを確認できます。

○姫路年金事務所

079-224-6382 (自動音声案内に従って番号を押してください)

○街角の年金相談センター

079-221-5127 (電話相談は行っていません)

○福崎町役場 住民生活課 (国民年金に関すること)

0790-22-0560

○ねんきんダイヤル (一般的な年金相談、相談予約)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165 へ

○ねんきん加入者ダイヤル (国民年金加入者向け)

0570-003-004 (ナビダイヤル)

※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6630-2525 へ

○予約受付専用電話 (姫路年金事務所予約専用)

079-224-6362



5. 障がい者(児)福祉 (健康福祉課 町民福祉係)

(1) 手帳の交付

①身体障害者手帳の交付(再交付)

身体障害者手帳は、身体障がい者(児)が福祉のサービスを受けるために必要な手帳です。

本人または保護者の申請によって、兵庫県身体障害者更生相談所が指定医師による診断書・意見書に基づき判定を行い、身体障害者手帳が交付されます。

②療育手帳の交付(再交付)

療育手帳は、知的障がい者(児)や発達障がいがある方に対して、一貫した指導相談や、援助措置を受けやすくするための根拠となるものです。

本人または保護者の申請によって、兵庫県知的障害者更生相談所、(18歳未満の児童は兵庫県姫路こども家庭センター)の判定に基づき療育手帳が交付されます。

③精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、この手帳により福祉のサービスが受けやすくなり、精神障がい者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。

④心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(再交付含む)及び自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)費の支給認定申請を行うときに必要な、医師が発行する診断書の費用を、3,000円を上限として実費を助成します。

(2) 在宅の福祉

①障がい者(児)訪問入浴サービス(委託)

家庭で入浴の困難な障がい者(児)のお宅を訪問し、簡易浴槽で入浴ができます。

○対象者

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の方など

○利用回数・利用料

週1回まで。1回1,329円(介護保険報酬単価による変動あり)

②重度障がい者(児)日常生活用具給付

障がい者(児)、難病患者など、日常生活を容易にするための用具を障がいの程度に応じて給付します。

○用具の種類

特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、視覚障がい者用時計、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ、

聴覚障がい者用通信装置、ストーマ用装具、紙おむつ等

○経費

原則、見積り額の一割の負担が必要です。

③小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

疾病のある児童が日常生活を容易にするための用具を給付します。

○用具の種類

特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具等

○経費

扶養義務者の所得状況により、一部負担金が必要です。

④補装具購入費・修理費支給

身体障がい者(児)、難病患者などが、失った機能などを補うために、身体障害者更生相談所の判定により、補装具購入費・修理費を支給します。

但し、児童は指定医師の補装具費支給意見書により支給します。

身体障がい者(児)補装具の種目(一例)

障がい別	補装具の種目	障がい別	補装具の種目
肢体障がい	義手 義足 下肢装具 体幹装具 上肢装具	視覚障がい	視覚障がい者用 安全つえ 義眼鏡
	車椅子 電動車椅子 座位保持椅子	聴覚障がい	補聴器
	歩行器 歩行補助つえ	肢体障がい 音声・言語障がい	重度障がい者用 意思伝達装置

原則、見積り額の一割の負担が必要です。

⑤重度障がい者(児)福祉車両等助成

重度障がい者(児)の方が

- ・タクシーを利用するとき
- ・同居の家族の車で送迎されるとき
- ・運転免許証を持ち、自らが運転するとき

その利用料金または車両維持経費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。



○対象者

- ・福崎町内に住所があり在宅の方
- ・身体障害者手帳 1 級および 2 級の方、療育手帳 A 判定の方、または精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・車両維持経費については免許証を持ち、本人または同居の家族が運転される方
但し、特定疾病患者通院交通費助成および通園補助金を受けている方は、重複して利用することはできません。

○助成内容

タクシー利用の方	1 枚 500 円の利用券を 1 ヶ月当たり 4 枚とし年間最高 48 枚まで交付します。 1 乗車につき 4 枚まで使用できます。
家族の送迎の方	1 ヶ月 2,000 円の車両維持経費を年間最高 24,000 円まで助成します。
本人、配偶者および扶養義務者が非課税の方	1 ヶ月 5,000 円の車両維持費を年間最高 60,000 円まで助成します。
車を運転される方	1 ヶ月 2,500 円の車両維持経費を年間最高 30,000 円まで助成します。
本人、配偶者および扶養義務者が非課税の方	1 ヶ月 5,000 円の車両維持費を年間最高 60,000 円まで助成します。

※所得制限があります。

※ここでいう扶養義務者とは、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める直系血族及び兄弟姉妹で、障がい者の生計を維持する者です。

⑥ 相談窓口

障がいのある方の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口を設置しています。

○仕事が続かない、生活リズムが整わないなどのご相談。

□福崎町障害相談支援センター TEL 0790-35-8575 FAX 0790-22-7024

□香翠寮相談支援事業所 TEL 079-240-6266 FAX 079-232-7250

○生活上の悩みごと・困りごと・心配ごとなど様々なご相談。

□福崎町障がい者基幹相談支援センター

TEL0790-22-0560 FAX 0790-22-5980



(3) 手当等の種類

各手帳を所持することによって、受けることができる手当があります。手当は、おおむね重度の心身障がいの方が対象となります。

①特別障がい者手当

心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅で生活されている障がいのある方に対し支給します。

所得制限があり、社会福祉施設に入所している方、病院などに3ヶ月を超えて入院している方には支給されません。

医師の診断書が必要です。

○支給額

月額 27,350 円

※法改正により、支給額が変更となることがあります。

※所得制限があります。

②障がい児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅で生活されている障がいのある子どもに対し支給します。

所得制限があり、社会福祉施設に入所している方、病院などに3ヶ月を超えて入院している方には支給されません。

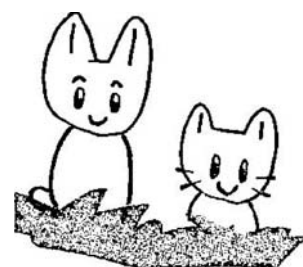
医師の診断書が必要です。

○支給額

月額 14,880 円

※法改正により、支給額が変更となることがあります。

※所得制限があります。



③重度心身障がい者(児)介護手当

○対象者

65歳未満の身体障害者手帳1・2級所持者、及び重度の知的障がいと判定された方で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方の介護者に対し支給します。

○手当額

月額 17,000 円

④重度心身障がい児年金

○支給対象者

3か月以上町内に居住し、20歳未満で、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の方に対し支給します。

○支給額

月額 17,000 円

⑤心身障がい者施設等通園補助金

○支給対象者

町外の指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）に週 3 日以上通所する方。但し、福祉車両等助成サービスを受けている方は、対象外になります。

○支給額

月額 5,000 円～ 9,500 円(通園距離に応じて異なります)

※事業所から交通費が支給される場合は、その金額を控除します。

⑥心身障がい児童生徒就学援助金

○支給対象者

特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者の方に対し支給します。

○支給額

月額 17,000 円

⑦自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)

障がいのある部分を治療によって、軽くしたり、取り除くため、専門機関からその治療が必要であると認められたときには、指定医療機関で治療を受けることができます。申請書・診断書・健康保険証・収入を証明するものなどがが必要です。(加入している保険の種類に関係なく受けることができます。)

○利用者負担 1 割(所得により月額上限負担額あり)

⑧心身障がい者扶養共済制度

○加入資格

身体障害者手帳の 1 級から 3 級に該当する障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を扶養している 65 歳未満の保護者

○掛金

保護者の加入時の年齢により決定

○年金の支給

加入者が死亡、又は重度障がいとなった場合に障がいのある方に支給されます。

⑨身体障がい者用自動車改造助成

上肢、下肢又は体幹機能障がいの身体障害者手帳を所持する方が就労などに伴い、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、費用の一部を補助します。(上限 100,000 円まで)

(注)改造する前に相談・申請をしてください。

○所得制限があります。

⑩身体障がい者自動車運転免許取得費補助

身体障害者手帳 1・2 級所持者で自動車運転免許を新規取得する場合の経費の一部を補助します。(自ら負担した費用の 2 分の 1 以内：上限 100,000 円まで)

○所得制限があります。

⑪特定疾患通院交通費助成

国及び県が定める特定の難病を患い、医療機関で医療を受けている方に、治療に必要な経費の一部として交通費を助成します。但し、他の通院支援サービス及び福祉車両等助成サービスを受けている方は、重複して利用することはできません。

○助成額

受診月数×月額 1,000 円（上限 12,000 円）

⑫手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚に障がいのある方が社会生活上コミュニケーションを図ることが困難な場合に手話通訳者等を派遣することにより、聴覚に障がいのある方の福祉の増進及び社会参加を図ります。

⑬聴覚障がい者等情報伝達送信事業

福崎町防災行政無線の情報を、ファクシミリでお知らせします。

○対象者

身体障害者手帳を所持する聴覚に障がいのある方およびその世帯

⑭税の所得控除と減免

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者には税制上の優遇措置が設けられています。

【所得控除】

○所得税、町県民税

障がい者控除(身体障害者手帳 3～6 級・療育手帳 B 1～B 2・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級)

特別障がい者控除(身体障害者手帳 1～2 級・療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級) 該当者は税務署か役場税務課へご相談ください。

【減免】

○自動車税（種別割、環境性能割）

対象となる自動車(次に掲げる自動車でもっぱら障がいのある方のために継続的に使用されるもの)

- ①障がい者の方またはその方と生計を一にする方が取得または所有する自動車
 - ②障がい者の方のみの世帯(単身含む)の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転し、使用される自動車
- ・障がいの種類、程度に応じて減免割合が異なります。
 - ・運転者や車の所有形態により必要書類が異なります。
 - ・軽自動車税は役場税務課へ申請してください。

減免できる自動車は障がいのある方1人に対して1台（軽自動車を含む）です。

<問い合わせ先>

○所得税などは
姫路税務署

〒670-8543 姫路市北条1丁目250番地 ☎079-282-1135



○自動車税（種別割、環境性能割）は
姫路県税事務所

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 ☎079-281-3001（代表）

軽自動車税は福崎町役場 税務課

〒679-2280 福崎町南田原3116番地の1 ☎0790-22-0560（代表）

⑮ NHK放送受信料の減免

	全額免除 【障がいのある方を 世帯構成員に有する場合】	半額免除 【障がいのある方が 世帯主の場合】
身体障がい者	・世帯構成員全員が市町村民税 非課税	・視覚・聴覚障がい者 ・重度（1・2級）の身体障がい者
知的障がい者		・重度（A判定）の知的障がい者
精神障がい者		・重度（1級）の精神障がい者

○申請

健康福祉課で証明を受けた申請書を、NHK神戸放送局へ提出してください。

減免制度・放送受信料についてのお問い合わせは

NHKふれあいセンター【0570-077077】まで。

⑯ JR・バス・タクシー・航空運賃の割引

それぞれの障がいの種類、程度に応じて割引されます。

・乗車券購入の際、障害者手帳を提示してください。

※障害者手帳の種類や等級によって割引対象にならない場合があります。

詳しくは、各交通機関の窓口にお問い合わせください。

⑰ 有料道路通行料金の割引

知的障がい者・身体障がい者の方が有料道路を利用する場合、本人及び介護者運転に限り料金が最高50%まで割引になります。（営業車両は除く。）

○対 象

- ・身体障害者手帳を所持している方が自ら運転する場合。
- ・第1種身体障害者手帳及び療育手帳A判定所持者の移動のために、介護者が運転する場合。

○対象車

障害者手帳所持者、配偶者、直系血族、同居親族等が所有する乗用自動車及び貨物自動車(乗用設備のあるライトバン等)で届け出されたもの(1台)に限る

○利用方法

身体障害者手帳・療育手帳、運転免許証、車検証、また、ETCを利用される場合は、ETCカード(障がい者本人名義)、ETC車載器管理番号が確認できるものを併せて持参し役場健康福祉課で割引証明を受けて、料金所に提示してください。

⑱駐車禁止区域の緩和

○標章交付対象者(身体障がい者障がい区分等級)

療育手帳(A判定)・精神障害者保健福祉手帳(1級)・戦傷病者手帳所持者、色素性乾皮症患者の診断を受けた方または、身体障害者手帳所持者で下表の障がい区分、障がい等級に該当(○印)する障がい者本人に交付。

障 がい 区 分		身体障害者等級表による級別			
		1級	2級	3級	4級
視 覚 障 がい		○	○	○	○
平 衡 機 能 障 がい		△	△	○	△
下 肢 機 能 障 がい		○	○	○	○
体 幹 障 がい		○	○	○	△
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○※1	△	△
	移動機能	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機能障がい		○	△	○	○
ぼうこう又は直腸の機能障がい		○	△	○	△
免疫機能障がい		○	○	○	○
聴 覚 障 がい		△	○	○	△
上 肢 機 能 障 がい		○	○※2	△	△
肝 臓 機 能 障 がい		○	○	○	△

※1：一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

※2：両上肢の機能の著しい障がい又は両上肢のすべての指を欠く障がいに限る

注意：障がいの内容によっては、交付の対象とならない場合があります。

○申請

住所地を管轄する警察署(福崎警察署 23-0110)



⑱ NTT 番号案内の無料措置

○対象者

次のいずれかの障害者手帳を有する方

- ・視覚障がい(1～6級)
- ・肢体不自由(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1、2級)
- ・療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・戦傷病者手帳所持者で視力障がい・上肢障がいの方

○申請

NTT支店又は営業所へ(ふれあいコール TEL 0120-104-174)

⑳携帯電話基本使用料等の割引

障がいのある方に対してNTTドコモ、au、ソフトバンク等の携帯電話の基本使用料等が割引されます。

○対象者

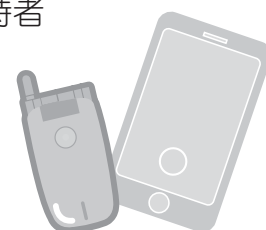
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

○割引内容

各ショップの受付窓口へお問い合わせください

○申請

各ショップの受付窓口へ



㉑少額貯蓄非課税制度(マル優制度)

障がいのある方の名義の少額預貯金の利子所得について、所定の手続きを行う事により非課税となります。

○非課税限度額

預貯金(ゆうちょ銀行を含む) 350万円

公債(ゆうちょ銀行を含む) 350万円

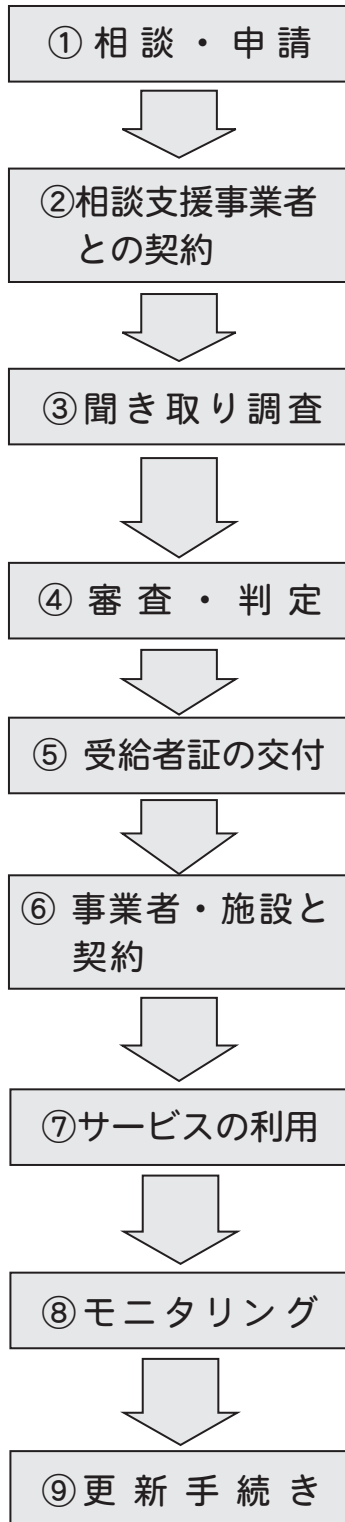
○手続き方法・お問い合わせ先

各金融機関の窓口へ



(4) 障害福祉サービスのしくみ

①利用の手続き(概要)



健康福祉課または相談支援事業所に相談します。相談の結果サービスが必要な場合は、健康福祉課に申請書等を提出します。

申請者は、相談支援事業者と利用契約を結びます。相談支援事業所の相談員と相談しながら、「サービス等利用計画案」を作成します。

調査員による聞き取り調査を行います。主治医に意見書を作成してもらいます。(利用するサービスの種類によっては聞き取り調査や主治医の意見書は必要ありません)

聞き取り調査の結果と、医師の意見書の内容を踏まえ、審査会で障がい支援区分の審査・判定を行います。

「サービス等利用計画案」の内容と「障がい支援区分」の判定内容に基づき、サービスの支給量などが記載された「福祉サービス受給者証」を交付します。

相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画書」を基に、利用するサービスを提供する事業者・施設を選び、「福祉サービス受給者証」を提示し、サービスの利用契約を結びます。

相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画書」を基に、利用するサービスを提供する事業者・施設を選び、「福祉サービス受給者証」を提示し、サービスの利用契約を結んでください。

利用契約に基づきサービスの利用を開始します。(原則としてサービス費用の1割を自己負担として事業所に支払うこととなります。)

相談支援事業者が、定期的にモニタリングを行い、サービスの利用状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

原則、1年に1回更新手続きを行います。

②サービスの種類（例）

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的障がい・精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人が、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供、外出支援を行いません。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等により一般就労した人の自宅や企業を訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるように支援を行います。
自立生活援助	入所施設などから一人暮らしをする場合に、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	介護者の不在等の場合に、昼間、福祉施設で日常生活の介護等を行います。
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	療育が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

③サービス利用料の支払い

サービスを利用した場合、サービス料の1割を事業所または施設へ支払います。しかし、障がいのある方が属する世帯の所得に応じた月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、低所得の方に配慮した軽減策があります。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障がい者又は障がい児の保護者の収入が80万円以下の方	0円	
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方	0円	
一 般 1	市町村民税課税世帯で1, 2のいずれかに該当する方		
	1, 居宅で生活しており、a,bのいずれかに該当する方※グループホーム、入所施設利用者は除きます		
	a, 市町村民税所得割16万円未満の障がい者の世帯		9,300円
	b, 市町村民税所得割28万円未満の障がい児の世帯		4,600円
	2, 20歳未満の施設入所者で市町村民税所得割28万円未満の方		9,300円
一 般 2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しない方	37,200円	

所得を判定する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(5) 社会参加

① 播磨西くすの木学級（神崎教室）

播磨西くすの木学級（神崎教室）は、市川町・神河町・福崎町・姫路市にお住まいの聴覚・言語障がいのある方（義務教育修了年齢以上）が、社会人としての幅広い教養を深めながら、多くの人との交流をとおり相互理解を深め、共に生きる喜びを創造するための場として開設されています。

教室は、7月～10月まで全3回程度開催（講演会・グラウンドゴルフ大会・工夫を凝らした教室等）、開催地まで送迎します。

教室には、手話ボランティアと要約筆記ボランティアの皆さんにご協力いただいております。

興味のある方はぜひご連絡ください。

○お問い合わせ先：播磨西くすの木学級（神崎教室）福崎町事務局
文化センター内

【電話】 0790-22-3755 【Fax】 0790-22-2561



(6) 福崎町内および近隣の障害福祉サービス事業所(抜粋)

指定特定相談支援事業所(モニタリング)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	高岡の里相談支援事業所	〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡74番地1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	福崎町障害相談支援センター	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫446番地	0790-35-8575	0790-22-7024
3	相談支援事業所れいめい	〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺464-2-102	079-232-6500	079-264-3656
4	市川町社会福祉協議会相談支援事業所	〒679-2323 兵庫県神崎郡市川町甘地323-1	0790-26-1988	0790-26-1980
5	つなぐ	〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本334	0790-32-0995	0790-32-0996
6	ケアステーションかんだぎ	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385	0790-32-1910	0790-32-1962
7	神河町社会福祉協議会相談支援事業所	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町630番地6	0790-32-2303	0790-32-2700
8	(福)中播福祉会 香翠寮	〒679-2163 兵庫県姫路市香寺町土師365-1	079-240-6266	079-232-7250
9	相談支援事業所 おりおん	〒679-2101 兵庫県姫路市船津町5305-43	079-232-3690	0790-22-2589
10	ぱっそ・あ・ぱっそ	〒670-0955 兵庫県姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階	079-240-6702	079-240-6705

居宅介護・重度訪問介護(ヘルパー)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	(有)愛の里訪問介護事業所	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
2	(有)愛ケア・サービス	〒679-2212 兵庫県神崎郡福崎町福田330-9	0790-23-1751	0790-23-1751
3	福崎町社会福祉協議会ホームヘルプステーション	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫446番地	0790-22-7135	0790-22-6215
4	ヘルパーステーションジョイケア	〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原1341番地1	0790-35-8915	0790-35-8915
5	(株)アミューズ24	〒679-2323 兵庫県神崎郡市川町甘地166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
6	ヘルパーステーション歩歩市川	〒679-2332 兵庫県神崎郡市川町田中227-1	0790-28-2011	0790-28-2013
7	市川町社会福祉協議会訪問介護事業所	〒679-2323 兵庫県神崎郡市川町甘地323-1	0790-26-1988	0790-26-1980
8	神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町630番地	0790-32-2303	0790-32-2700
9	(有)サポートセンターれいめい	〒679-2151 兵庫県姫路市香寺町香呂210-1 エーストピアII 102	079-232-6500	079-264-3656
10	ヘルパーステーションNASA	〒670-0805 兵庫県姫路市西中島238番地1	079-224-5046	079-224-5048

行動援護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	(株)アミューズ24	〒679-2323 兵庫県神崎郡市川町甘地166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
2	サン・ヘルス	〒671-0245 兵庫県姫路市四郷町明田837-13	079-246-3328	079-280-3246
3	オーリョクケアステーション	〒672-8040 兵庫県姫路市飾磨区野田町21-1	079-243-0806	079-243-0220
4	支援センターふくっこ	〒670-8501 兵庫県姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館内	079-285-3188	079-285-4822
5	ヘルパーステーション言の葉	〒671-1214 兵庫県姫路市勝原区山戸223番地11	079-240-7253	079-240-7254
6	よりそい介護事業所	〒671-1256 兵庫県姫路市網干区垣内西町1992番地22	079-240-6002	079-240-6004
7	ヘルパーステーションソング	〒670-0065 兵庫県姫路市上手野255番地4	079-228-1256	079-227-1450
8	福祉介護事業クオーレサービス	〒671-0243 兵庫県姫路市四郷町本郷322番地14レジデンス102号	079-240-5895	079-240-5896
9	合同会社 たんぽぽ	〒670-0893 兵庫県姫路市北平野六丁目7番15号	079-258-8154	079-258-8154

同行援護(視覚障害者ガイドヘルパー)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町630番地	0790-32-2303	0790-32-2700
2	(有) サポートセンターれいめい	〒679-2151 兵庫県姫路市香寺町香呂210-1エーストピアII 102	079-232-6500	079-264-3656
3	サン・ヘルス	〒671-0245 兵庫県姫路市四郷町明田837-13	079-246-3328	079-246-3328
4	姫路市身体障害者福祉協会	〒670-0955 兵庫県姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階	079-224-9687	079-224-0631
5	姫路市社会福祉協議会 ヘルパー事業室	〒670-0954 兵庫県姫路市栗山町151-2	079-224-3525	079-222-4222

短期入所(ショートステイ)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	もちの木園	〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡74番地1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	ヴィレッジによん	〒679-2323 兵庫県神崎郡市川町甘地187-1	0790-26-3024	0790-26-3324
3	ショートステイふれんど	〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本中ノ町521番	0790-35-9100	0790-35-9100
4	(福) 中播福祉会 香翠寮	〒679-2163 兵庫県姫路市香寺町土師365番地1	079-232-6151	079-232-7250
5	希望の郷	〒675-2202 兵庫県加西市野条町86-93	0790-48-2521	0790-48-4222
6	ナーシングピア加西短期入所事業所	〒675-2401 兵庫県加西市国正町1402-1	0790-45-0688	0790-45-0768
7	医療福祉センターきずな	〒675-2456 兵庫県加西市若井町字猪野83-31	0790-44-2881	0790-44-2929
8	姫路聖マリア病院	〒670-0801 兵庫県姫路市仁豊野650番地	079-265-5161	079-265-5162
9	姫路赤十字病院	〒670-8540 兵庫県姫路市下手野一丁目12-1	079-294-2251	079-296-4050
10	愛光園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越1100番地	079-266-6900	079-266-1340
11	障害者支援施設三愛園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越1340番地6	079-266-0800	079-266-7033
12	姫路学園(短期入所)	〒671-0203 兵庫県姫路市飾東町大釜461番地3	079-262-0176	079-262-0309
13	けいふう	〒670-0061 兵庫県姫路市西今宿5-3-8	079-291-0531	079-291-4316
14	夢前リハビリセンター	〒671-2106 兵庫県姫路市夢前町筋野796-1	079-336-3636	079-336-2970
15	ゆめさきの家	〒671-2106 兵庫県姫路市夢前町筋野1784-1	079-336-2525	079-336-1122

地域移行・地域定着

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	相談支援事業所 おりあん	〒679-2101 兵庫県姫路市船津町5305-43	079-232-3690	0790-22-2589
2	(福) 中播福祉会 香翠寮	〒679-2163 兵庫県姫路市香寺町土師365-1	079-240-6266	079-232-7250
3	ぱっそ・あ・ぱっそ	〒670-0955 兵庫県姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階	079-240-6702	079-240-6705
4	けいふう	〒670-0061 兵庫県姫路市西今宿5丁目3番8号	079-291-4315	079-291-4316
5	めぐみ	〒670-0811 兵庫県姫路市野里261-2	079-281-7555	079-281-7556

療養介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	姫路聖マリア病院	〒670-0801 兵庫県姫路市仁豊野650番地	079-265-5161	079-265-5162

自立訓練(機能訓練)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	エブリィさんよう明石	〒673-0843 兵庫県明石市太寺大野町2694番1	078-995-8905	078-995-8905
2	兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設 自立生活訓練センター	〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	078-925-9229
3	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター	〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070	078-923-4670	078-928-4122

自立訓練（生活訓練）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	さざんくろす	〒679-2101 兵庫県姫路市船津町 5305-43	079-232-8883	079-232-8883
2	姫路市立障害者支援センター	〒670-0804 兵庫県姫路市保城 309 番地 1	079-282-2384	079-224-6751
3	自立訓練 Step	〒670-0902 兵庫県姫路市白銀町 41 番地福光ビル 5F	079-289-5246	079-289-5247

生活介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	もちの木園	〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡 74 番地 1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	たかはしサポートセンター	〒679-2216 兵庫県神崎郡福崎町高橋 621	0790-35-9770	0790-35-9771
3	福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷	〒679-2215 兵庫県神崎郡福崎町西治 474 番地 6	0790-23-0310	0790-23-0322
4	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫 446 番地	0790-22-6663	0790-22-7024
5	いちかわ園	〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺 462 番地 1	0790-26-2184	0790-26-2572
6	多機能型事業所 ひと花	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町 630-6	0790-32-2120	0790-32-2121
7	香翠寮	〒679-2163 兵庫県姫路市香寺町土師 365 番地 1	079-232-6151	079-232-7250
8	障害者支援施設 希望の郷	〒675-2202 兵庫県加西市野条町 86-93	0790-48-2521	0790-48-4222
9	加西市立善防園	〒675-2213 兵庫県加西市西笠原町 172-142	0790-48-3999	0790-48-4037
10	障害者支援施設ナーシングピア加西	〒675-2401 兵庫県加西市国正町 1402-1	0790-45-0688	0790-45-0768
11	ワークらんど加西	〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾字大坪 1237 番地	0790-43-1600	0790-43-3100
12	クランベリー	〒675-2464 兵庫県加西市下芥田町 149 番地の 1	0790-44-2524	0790-35-9985
13	輝き	〒675-2103 兵庫県加西市鷲野町字飯森前 1132-18	0790-48-2521	0790-48-4222
14	デイサービスあ・み・ず	〒671-2201 兵庫県姫路市書写 2478	079-268-0223	079-268-0225
15	播磨福祉事業館	〒671-2234 兵庫県姫路市西脇 1448 番地 4	079-269-0410	079-269-0495
16	愛光園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越 1100 番地	079-266-6900	079-266-1340
17	障害者支援施設三愛園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越 1340 番地 6	079-266-0800	079-266-7033
18	姫路学園	〒671-0203 兵庫県姫路市飾東町大釜 461 番地 3	079-262-0176	079-262-0309
19	三恵園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越 1340 番地 30	079-267-1800	079-267-1108
20	書写ひまわりホーム	〒671-2201 兵庫県姫路市書写 634 番地 50	079-268-0825	079-268-0826
21	有限会社ポラリス悠	〒671-2244 兵庫県姫路市実法寺 100 番地 1	079-268-7778	079-268-7779
22	CILひめじ りぶるす	〒670-0808 兵庫県姫路市白岡1丁目2番15号 ｺｰﾎﾙﾓの2 1-2	079-224-1398	079-224-1398
23	多機能型事業所 手柄ひまわりホーム	〒670-0972 兵庫県姫路市手柄 95 番地	079-282-6063	079-288-1282
24	ひびき de ぽっと	〒671-0218 兵庫県姫路市飾東町庄 227	079-253-7901	079-253-7901
25	夢前リハビリセンター	〒671-2106 兵庫県姫路市夢前町筋野 796-1	079-336-3636	079-336-2970



就労移行支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	姫路市立かしのきの里	〒 671-2246 兵庫県姫路市打越 1352 番地の 6	079-267-0202	079-267-0445
2	障害福祉サービス事業所きらら	〒 671-1145 兵庫県姫路市大津区平松 511	079-274-7550	079-274-7551
3	キャリアサポートセンター姫路	〒 670-0962 兵庫県姫路市南駅前町 82 番地 南極ビル 2 階	079-282-6130	079-282-6130
4	LITALICO ワークス姫路	〒 670-0962 兵庫県姫路市南駅前町 96-1 サウスワンビル 2 F	079-286-8011	079-286-8033
5	ハンズ姫路	〒 670-0913 兵庫県姫路市西駅前町 88 番地 キャスパビル 203 号	079-282-8966	079-282-8966
6	ウェルビー姫路駅前センター	〒 670-0961 兵庫県姫路市南駅前町 1 丁目 3 番地 サンケンビル 1 階	079-240-9870	079-240-9871
7	姫路市立障害者支援センター	〒 670-0804 兵庫県姫路市保城 309 番地 1	079-282-2384	079-224-6751
8	マンパワーサポート 姫路	〒 670-0806 兵庫県姫路市増田新町 1 丁目 8 番地 2 A-110 藤和しらさぎハイタウン A 棟	079-262-6567	079-262-6547
9	就労移行支援事業所 マイドリーム	〒 670-0814 兵庫県姫路市野上野町 1 丁目 1 番 6 号 中津ビル 202 号	079-240-7414	079-240-7414
10	就労移行支援 Change	〒 670-0902 兵庫県姫路市白銀町 4 1 番地 福光ビル 5 F	079-289-5246	079-289-5247
11	就労移行支援事業所 むれ咲き	〒 670-0093 兵庫県姫路市南新在家 1 番 1 号 HMCビル 1 階	079-290-8080	079-295-2101

就労継続支援A型(雇用型)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	作業所はりまっ子福崎店	〒 679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原 1399-8	0790-23-2882	0790-23-2882
2	かみかわ倶楽部	〒 679-2413 兵庫県神崎郡神河町中村 161	0790-32-2257	0790-32-2596
3	七色	〒 675-2311 兵庫県加西市北条町横尾 1009	0790-43-2277	0790-43-2288
4	あほしりサイクル事業所	〒 671-1236 兵庫県姫路市網干区網干浜 4 番地 1	079-273-8889	079-273-8870
5	クローバー	〒 670-0057 兵庫県姫路市北今宿 3 丁目 12 番 30 号	079-269-8891	079-269-8892
6	虹色	〒 670-0946 兵庫県姫路市北条永良町 139 番地	079-226-5056	079-226-5057
7	ひこうき雲	〒 670-0056 兵庫県姫路市東今宿三丁目 3 番 16 号	079-294-3021	079-294-3025
8	ワークスペース リーベ	〒 670-0852 兵庫県姫路市国府寺町 18 番地 HaTBLD	079-282-6969	079-287-8899
9	キャスト	〒 672-8021 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中一丁目 251 番地	079-240-6081	079-240-6084
10	就労継続支援A型事業所 アイリス	〒 671-2212 兵庫県姫路市川西 17 番地 3	079-267-5060	079-267-5112
11	光輝会姫路事業所	〒 672-8035 兵庫県姫路市飾磨区中島 602-1-2	079-228-0021	079-227-8890
12	未来計画	〒 679-2101 兵庫県姫路市船津町 5262 番地 18	090-8751-7982	079-280-5188
13	さんご	〒 671-1104 兵庫県姫路市広畑区才 15 番地 12	079-227-6567	079-227-6567
14	From job 姫路	〒 671-0232 兵庫県姫路市御国野町御着 347 番地 5	079-289-5656	079-289-5657



就労継続支援B型(非雇用型)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	たかはしサポートセンター	〒679-2216 兵庫県神崎郡福崎町高橋 621	0790-35-9770	0790-35-9771
2	峰の会作業所	〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原 1399-1	0790-22-7537	0790-22-7537
3	いちかわ園	〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺 462 番地 1	0790-26-2184	0790-26-2572
4	ゆうかり作業所	〒679-2323 兵庫県神崎郡市川町甘地宮ノ元 535-2	0790-26-2428	0790-26-2428
5	きっと	〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺 624-1	0790-26-0321	0790-26-0321
6	ろっこうの木	〒679-2303 兵庫県神崎郡市川町上瀬加 841 番地	0790-27-0797	078-241-1886
7	かみかわ倶楽部	〒679-2413 兵庫県神崎郡神河町中村 161	0790-32-2257	0790-32-2596
8	多機能型事業所 ひと花	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町 630-6	0790-32-2120	0790-32-2121
9	いちかわ園ゆめさき分園	〒671-2103 兵庫県姫路市夢前町前之庄 2203-1	079-337-5037	079-337-5039
10	加西市立善防園	〒675-2213 兵庫県加西市西笠原町 172-142	0790-48-3999	0790-48-4037
11	ワークらんど加西	〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾字大坪 1237 番地	0790-43-1600	0790-43-3100
12	エル・ファーク	〒675-2312 兵庫県加西市北条町北条 913 番地	0790-43-3334	0790-35-8338
13	THREE-P	〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾 171-1	0790-43-7123	0790-43-7131
14	こはる日和	〒675-2443 兵庫県加西市笹倉町字川ノ上 346-1	0790-44-1438	0790-44-1439
15	作業所はりまっ子	〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68 番地 家老屋敷便益施設 A-2	079-283-7522	079-283-7522
16	なのはな	〒670-0965 兵庫県姫路市東延末一丁目 30	079-284-4668	079-284-4668
17	しらさぎ作業所	〒670-0804 兵庫県姫路市保城 663-4 加納ビル 101 号	079-284-2600	079-284-2600
18	ラーフの森	〒679-2124 兵庫県姫路市豊富町甲丘 4 丁目 2-2	079-240-7628	079-264-7658
19	ジョニーの家	〒670-0057 兵庫県姫路市北今宿一丁目 8 番 20 号	079-295-8211	079-295-8211
20	就労継続支援B型事業所 クリエイティブ・クルー	〒670-0971 兵庫県姫路市西延末 400 番地 1	079-296-9896	079-296-9096
21	ミルトスの木	〒670-0822 兵庫県姫路市市川台 1 丁目 124	079-284-3625	079-284-3625
22	CILひめじ りぶるす	〒670-0808 兵庫県姫路市白国 1 丁目 2 番 15 号 コーポあまの 21-2	079-224-1398	079-224-1398
23	ひびき de ほっと	〒671-0218 兵庫県姫路市飾東町庄 227	079-253-7901	079-253-7901
24	ハッピーベル福祉作業所	〒670-0863 兵庫県姫路市野里東同心町 1-13	079-289-1150	079-289-1771
25	障害福祉サービス事業所 スワン	〒671-2246 兵庫県姫路市打越 1342 番地 6	079-268-0750	079-268-7503
26	姫路市立かしのきの里	〒671-2246 兵庫県姫路市打越 1352 番地の 6	079-267-0202	079-267-0445

就労定着支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	姫路市立かしのきの里	〒671-2246 兵庫県姫路市打越 1352 番地 6	079-267-0202	079-267-0445
2	書写ひまわりホーム	〒671-2201 兵庫県姫路市書写 634 番地 50	079-268-0825	079-268-0826
3	障害福祉サービス事業所ぎらら	〒671-1145 兵庫県姫路市大津区平松 511	079-274-7550	079-274-7551
4	キャリアサポートセンター姫路	〒670-0962 兵庫県姫路市南駅前町 8 2 番地 南極ビル 2 階	079-282-6130	079-282-6130
5	LITALICO ワークス姫路	〒670-0962 兵庫県姫路市南駅前町 96-1 サウスワンビル 2 F	079-286-8011	079-286-8033
6	就労定着支援事業所 ウェルビー姫路駅前センター	〒670-0961 兵庫県姫路市南駅前町一丁目 3 番地 サンケンビル 1 階	079-240-9870	079-240-9871
7	マンパワーサポート姫路	〒670-0806 兵庫県姫路市増位新町一丁目 8 番地 2 A-110 藤和しらさぎハイタウンA棟	079-262-6567	079-262-6547

共同生活援助(グループホーム)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	グループホームとも	〒679-2212 兵庫県神崎郡福崎町福田740 プリラントレ102・103	0790-22-6881	0790-22-6461
2	グループホームふれんど	〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本中ノ町521番	0790-35-9100	0790-35-9100
3	チャレンジ	〒671-0111 兵庫県姫路市の形町の形1768-27	079-247-9797	079-247-9898
4	けいふう	〒670-0061 兵庫県姫路市西今宿5-3-8	079-291-0531	079-291-4316
5	あすなろの家	〒671-1102 兵庫県姫路市広畑区蒲田383番地の2	079-240-5300	079-280-3337
6	グループホーム大日寮	〒670-0811 兵庫県姫路市野里281-2	079-281-6980	079-289-4513
7	グループホームピースフル	〒670-0058 兵庫県姫路市車崎一丁目4-13 第2アキツビル	079-295-9360	079-295-9360
8	いねいぶる	〒671-1135 兵庫県姫路市大津区新町1-55/バイオ酒木201号、203号	0791-62-5488	0791-78-8099
9	オレンジホーム姫路	〒672-8041 兵庫県姫路市三条町2丁目35	079-234-0131	079-234-0138
10	NPO暮らし支援センターかしのき	〒671-2246 兵庫県姫路市打越魚ヶ鼻24-35	079-266-5153	079-266-5153
11	ハイツノバ田寺	〒670-0086 兵庫県姫路市田寺8丁目13-45	079-293-2665	079-293-2665
12	ふぁみーゆ	〒671-1133 兵庫県姫路市大津区吉美771-6	079-272-8277	079-272-8277
13	ケアホーム きらめ樹・かがや樹	〒671-1241 兵庫県姫路市網干区興浜907番地142	079-272-0125	079-274-0487
14	ケアホーム広畑の家	〒671-1116 兵庫県姫路市広畑区正門通四丁目1番地6	079-238-1126	079-238-1126
15	共同生活援助 ひびき de ほ～む	〒671-0255 兵庫県姫路市花田町小川657 県営姫路花田駅前住宅1号棟103号、104号	079-280-2528	079-280-2528
16	ラーフの郷	〒679-2124 兵庫県姫路市豊富町甲丘一丁目1番地 県営江崎団地9棟101号	079-240-5308	079-240-5707
17	グループホームはなの家	〒671-2214 兵庫県姫路市西夢前合一丁目107番地	079-228-2828	079-228-2826
18	グループホームあい	〒672-8086 兵庫県姫路市飾磨区西浜町一丁目23番地6	079-238-3770	079-238-3772
19	GHサンライズ	〒672-8088 兵庫県姫路市飾磨区英賀西町一丁目60番地2	079-280-5960	079-280-5970
20	ろはうす	〒671-2106 兵庫県姫路市夢前町筋野1772番1	079-336-2525	079-336-1122
21	グループホームりくりえいと	〒671-1224 兵庫県姫路市網干区津市場字中溝215番地5	079-221-8017	03-6800-5961
22	こすもグループホーム	〒671-2214 兵庫県姫路市西夢前2丁目81番地 コスモハイツ赤柴	079-267-2311	079-267-2311
23	ウェルフェアホーム アミ	〒670-0887 兵庫県姫路市北平野南の町3番34号	079-227-8898	079-227-8898
24	リノハウス勝原下太田	〒671-1201 兵庫県姫路市勝原区下太田633番地160	079-227-7587	079-227-7587
25	ミネットホーム	〒672-8001 兵庫県姫路市兼田813番地127	079-227-7368	079-227-3842
26	フレンドリアメゾン白浜町	〒672-8023 兵庫県姫路市白浜町丙493番地3	079-287-8596	079-287-8597
27	グループホームゆう	〒670-0083 兵庫県姫路市辻井7丁目2番17号1	079-295-0518	079-295-0518
28	ネストプラス網干	〒671-1234 兵庫県姫路市網干区新在家1422番地111-F	079-263-8355	079-263-8357
29	朝日ノ里グループホーム絆	〒671-1204 兵庫県姫路市勝原区朝日谷46番地1	079-272-5212	079-273-6016
30	フェリーチェ 野里	〒670-0811 兵庫県姫路市野里913番地1	079-263-8513	079-263-8514



施設入所支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	もちの木園	〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡74番地1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	香翠寮	〒679-2163 兵庫県姫路市香寺町土師365番地1	079-232-6151	079-232-7250
3	播磨福祉事業館	〒671-2234 兵庫県姫路市西脇1448番地4	079-269-0410	079-269-0495
4	愛光園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越1100番地	079-266-6900	079-266-1340
5	障害者支援施設三愛園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越1340番地6	079-266-0800	079-266-7033
6	姫路学園	〒671-0203 兵庫県姫路市飾東町大釜461番地3	079-262-0176	079-262-0309
7	三恵園	〒671-2246 兵庫県姫路市打越1340番地30	079-267-1800	079-267-1108
8	姫路暁乃里	〒671-0111 兵庫県姫路市の形町の形3558番地	079-247-9797	079-247-9898
9	夢前リハビリセンター	〒671-2106 兵庫県姫路市夢前町筋野796-1	079-336-3636	079-336-2970
10	ゆめさきの家	〒671-2106 兵庫県姫路市夢前町筋野1784-1	079-336-2525	079-336-1122

宿泊型自立訓練

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	さざんくろす	〒679-2101 兵庫県姫路市船津町5305-43	079-232-8883	079-232-8883

※上記の障害福祉サービス事業者情報は独立行政法人福祉医療機構が展開するホームページ「WAM NET (ワムネット)」上の、「障害福祉サービス事業者情報」に最新の情報が掲載されています。
「WAM NET (ワムネット)」 <http://www.wam.go.jp/shofukupub/>

児童発達支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	共生型デイサービス ケアLabo	〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原962番地	0790-22-7780	0790-22-7787
2	ケアステーションかんだぎ	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町栗賀町385	079-032-1910	079-032-1962
3	なゆた	〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂1072-14	0790-43-3895	0790-43-3895
4	なでしこ	〒675-2213 兵庫県加西市西笠原町798	0790-21-9004	0790-21-9044
5	球'N ROLL	〒679-2101 兵庫県姫路市船津町5230-33	0792-64-1232	0792-64-1232
6	有限会社ポラリス翔野里	〒670-0811 兵庫県姫路市野里390	0792-23-7900	0792-23-7901
7	障害児通所支援書写ひまわりホーム	〒671-2201 兵庫県姫路市書写634-50	0792-67-7310	0792-67-7309
8	デイサービスあ・み・ず	〒671-2201 兵庫県姫路市書写2478	0792-68-0223	0792-68-0225

障害児相談支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町障害相談支援センター	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫446番地	0790-35-8575	0790-22-7024
2	相談支援事業所れいめい	〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺464-2-102	079-232-6500	079-264-3656
3	ケアステーションかんだぎ	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町栗賀町385	0790-32-1910	0790-32-1962
4	社会福祉法人中播福社会香翠寮	〒679-2163 兵庫県姫路市香寺町土師365-1	079-240-6266	079-232-7250
5	ぱっそ・あ・ぱっそ	〒670-0955 兵庫県姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階	079-240-6702	079-240-6705
6	ライフプラス阿吽	〒670-0982 兵庫県姫路市岡田556	079-260-7160	079-260-7166
7	はんど	〒675-2321 兵庫県加西市北条町東高室959-1	0790-43-3851	0790-43-3865

保育所等訪問支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ここな	〒679-2212 兵庫県神崎郡福崎町福田322-2	079-228-1027	079-227-3755

医療型障害児入所支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	姫路聖マリア病院	〒670-0801 兵庫県姫路市仁豊野650	079-265-5161	079-265-5162

居宅訪問型児童発達支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	多機能型事業所 つむぎ	〒671-2245 兵庫県姫路市白鳥台一丁目26番1号	079-267-1700	079-267-1799
2	姫路市立白鳥園	〒670-0806 兵庫県姫路市増位新町2-37	079-288-7122	079-224-3173
3	もものこ	〒670-0981 兵庫県姫路市西庄甲328-3	079-260-7105	079-260-7013

放課後等デイサービス

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ここん	〒679-2212 兵庫県神崎郡福崎町福田356-3	079-228-1027	079-227-3755
2	ここな	〒679-2212 兵庫県神崎郡福崎町福田322-2	079-228-1027	079-227-3755
3	共生型デイサービス ケアLabo	〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原962番地	0790-22-7780	0790-22-7787
4	もっと	〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺624-1	0790-26-0321	0790-26-0321
5	つなぐ	〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本334	079-032-0995	079-032-0996
6	ケアステーションかんだき	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385	079-032-1910	079-032-1962
7	放課後等デイサービス てとて	〒670-0802 兵庫県姫路市砥堀973番地4	079-262-6887	079-262-6897
8	デイサービスあ・み・ず	〒671-2201 兵庫県姫路市書写2478	0792-68-0223	0792-68-0225
9	もん	〒670-0802 兵庫県姫路市砥堀237-3	079-264-2555	079-264-2500
10	放課後等デイサービスすとっく	〒670-0965 兵庫県姫路市東延末1丁目24 Fビルハイツ203	079-287-9512	079-287-9513
11	すまいりい	〒670-0952 兵庫県姫路市南条1丁目120	079-280-6639	079-280-6640
12	小規模多機能事業所花りん	〒670-0065 兵庫県姫路市上手野239番地1	079-262-9510	079-262-9511
13	なでしこ	〒675-2213 兵庫県加西市西笠原町798	0790-21-9004	0790-21-9044
14	障害児通所支援書写ひまわりホーム	〒671-2201 兵庫県姫路市書写634-50	0792-67-7310	0792-67-7309
15	有限会社ボラリス翔野里	〒670-0811 兵庫県姫路市野里390	0792-23-7900	0792-23-7901
16	毬' N ROLL	〒679-2101 兵庫県姫路市船津町5230-33	0792-64-1232	0792-64-1232
17	放課後等デイサービスはるみ八代	〒670-0885 兵庫県姫路市八代宮前町15-1	079-260-7369	079-280-3569
18	こすもす	〒671-0221 兵庫県姫路市別所町別所1-36	0792-80-1386	0792-80-1387

日中一時支援

No	法人名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	(福)高岡の里福祉会	もちの木園	〒679-2217 福崎町高岡74-1	0790-22-6881	0790-22-7787
2	(福)中播福祉会	いちかわ園	〒679-2315 市川町西川辺462-1	0790-26-2184	0790-26-2572
3	(福)中播福祉会	香翠寮	〒679-2163 姫路市香寺町土師365-1	079-232-6151	079-232-7250
4	(福)中播福祉会	いちかわ園ゆめさき分園	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄2203-1	079-337-5037	079-337-5039
5	(福)ゆたか会	希望の郷	〒675-2202 加西市野条町86-93	0790-48-2521	0790-48-4222
6	NPO法人あいきゅーびっく	ライフらんど加西	〒675-2311 加西市北条町横尾150-1	0790-43-3100	0790-49-3100

移動支援

No	法人名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	(有)愛の里	有限会社愛の里訪問介護事業所	〒679-2201 福崎町大貫2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
2	(株)アミューズ24	株式会社アミューズ24	〒679-2323 市川町甘地166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
3	(福)ひびき福祉会	あっとほ〜む	〒671-0218 姫路市飾東町庄227	079-252-8488	079-253-7901
4	NPO法人くるん	ケアサービスくるん	〒536-0001 大阪府城東区古市三丁目13-5ヨシミハイツ102	06-6930-8823	06-6930-8823
5	(社)Kukuru	Kukuru訪問介護 リソソキッズ	〒901-0155 那覇市金城4丁目1番地1	098-859-8769	098-859-8769
6	クワン(有)	障害福祉サービスえにし	〒678-0165 赤穂市木津1327-168	0791-25-1909	0791-25-1909
7	(株)TCS	ヘルパーステーションNASA	〒670-0805 姫路市西中島238-1	079-224-5046	079-224-5048

障害をお持ちの方へ心を入めたサービスを提供します



もちの木園

24時間体制で生活を支援します
(生活介護/施設入所支援)

神崎郡福崎町高岡 74-1
TEL:0790-22-6881



たかはしサポートセンター

日中のお仕事・活動を支援します
(就労継続支援B型/生活介護)

神崎郡福崎町高橋 621
TEL:0790-35-9770



グループホームとも

地域での生活を支えます
(共同生活援助)

神崎郡福崎町福田 740
プリランテ・トレ 102・103号

社会福祉法人高岡の里福祉会

(法人事務局) 〒679-2217 神崎郡福崎町高岡74-1

TEL: 0790-22-6881 URL: <http://takaokanosato.com>



NPO法人 中播磨峰の会

峰の会作業所 (就労継続支援B型事業所)

【作業内容】

- ☆手作りお菓子の製造販売
- ☆紙袋等の簡単な加工内職
- ☆公衆トイレの清掃等



〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1399-1
(福崎町役場北側)
TEL & FAX 0790-22-7537
E-mail: nakaharimaminenokai@yahoo.co.jp

NPO 法人はりま福祉会
就労継続支援 A 型作業所

作業所はりまっ子福崎店

〒679-2204
神崎郡福崎町西田原 1399 番地 8
TEL/FAX 0790-23-2882

社会福祉法人
中播福祉会

○障害者支援施設 香翠寮
施設入所支援、生活介護、短期入所事業、
相談支援、日中一時支援

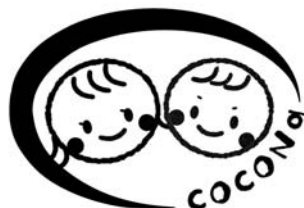
○いちかわ園ゆめさき分園
就労継続支援B型、日中一時支援

○多機能型事業所いちかわ園
生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援

朝夕の延長支援 実施中!
・家族の就労や介護の都合等に合わせて、朝
夕の延長サービスをご利用可能です。
・受入時間等の詳細は、施設によって異なり
ますので、各施設までお問合せ下さい。

【本部事務局(香翠寮案内)】

〒679-2163 姫路市香寺町土師365-1
☎(079)232-6151 <http://www.chuban-fukushijp/>



多機能型通所支援事業所

ココナ

〒679-2212 福崎町福田322-2
お食事処三福さん駐車場東向かい
駅前区屋台蔵の南側からお入り下さい

電話番号
0790-20-4823
090-7964-0557



放課後等デイサービス

ココン

〒679-2212 福崎町福田356-3
学習塾ベストアカデミーさん南隣2階
旧福崎堂運動具店あと

電話番号
0790-35-9181
090-8826-5500

社会福祉法人いづみ福祉会
グループホーム
ふれんど
ショートステイ
ふれんど




住所 兵庫県神崎郡神河町福本 521
TEL・FAX:0790-35-9100

社会福祉法人いづみ福祉会
ゆうかり作業所




住所 兵庫県神崎郡市川町昔地 535-2
TEL:0790-26-2428
FAX:0790-27-9113
Eメール:yu-kari.s@yacht.ocn.ne.jp
URL:http://yu-kari-s.com/wp-admin

指定障害福祉サービス居宅介護事業所
指定介護保険サービス訪問介護事業所
有限会社サポートセンターれいめい
〒679-2152
兵庫県姫路市香寺町香呂210-1-102号
TEL079-232-6500 FAX079-264-3656
E-mail:reimei_popo@yahoo.co.jp

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所
相談支援事業所れいめい
〒679-2315
兵庫県神崎郡市川町西川辺464-2-102号
TEL079-232-6500 FAX079-264-3656
E-mail:reimei_popo@yahoo.co.jp

～どんなことでも相談してください～

LITALICO
ワークス



- ✓ 作業系や事務系ビジネススキル
- ✓ コミュニケーション
- ✓ 企業へ体験実習
- ✓ 就職活動



LITALICO
ジュニア




※写真はイメージです

- ✓ 保育園や学校各種サービスと連携
- ✓ 教材は発達支援の専門家監修
- ✓ 授業の様子をモニタリング

0～6歳のお子さま対象

障害福祉サービス 就労移行支援 「働く×障害」のお役立ち情報
LITALICOワークス 

児童発達支援 WebやSNSで検索!
LITALICOジュニア 

TEL 079-286-8011 就職の相談、体験見学はお気軽に!

TEL 079-226-7908 子育て相談、教室見学はお気軽に!

所在地 兵庫県姫路市南駅前町96-1 サウス・ワンビル
2F(LITALICOワークス)/6F(LITALICOジュニア)

JR「姫路駅」より徒歩2分

6. 高齢者福祉 (健康福祉課 高年福祉係)

(1) 在宅の福祉

①在宅高齢者介護手当

介護による経済的負担等を軽減し、在宅生活を支援するために介護手当を支給します。※入院・入所中は除く

〈対象者〉 介護保険の要介護度4または5に認定された在宅高齢者（65歳以上）を同居またはこれに準ずる状態で介護している人

※福崎町内に住所がある人に限る

〈金額〉 月額 10,000円

②介護用品購入費助成

介護用品購入費を助成することにより、在宅介護を支援し、介護負担の軽減を図ります。※入院・入所中のものは除く

〈対象者〉 要介護認定4以上で在宅の人および重度心身障がい者（児）介護手当受給者

〈助成額〉 年間 18,000円以内

〈申請に必要なもの〉 購入物品の領収書（対象者の氏名および内容の分かる但し書きのあるもの）もしくは、内容の分かるレシート

③布団クリーニング助成

布団等のクリーニングに係る費用を助成することにより在宅福祉、保健、衛生の向上を図ります。※入院・入所中のものは除く

〈対象者〉 要介護認定3以上で在宅の人および重度心身障がい者（児）介護手当受給者

〈助成額〉 年間 6,000円以内

〈申請に必要なもの〉 クリーニング料金の領収書（対象者の氏名の書かれたもの）

④訪問介護・通所サービス等利用者負担金助成

住民税非課税世帯の人で、下記のサービスを利用した場合、申請により、支払った法定介護サービスにかかる利用者負担の2分の1を助成します。この助成は事前に登録が必要です。

（対象サービス）

- 訪問介護
- 通所介護
- 通所リハビリ
- 訪問入浴



⑤通院支援サービス

在宅高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活が送れることを支援し、保健福祉の向上を図ることを目的に、医療機関へ通院する場合のタクシー利用料金の一部を助成します。このサービスの利用は事前に登録が必要で、民生委員の確認が必要です。また、助成には所得制限があり、毎年更新申請が必要です。

〈対象者〉

- (1) 65歳以上で、独居または家族が運転できず、一般の交通手段を利用することが困難な人
- (2) 車いすまたはストレッチャー等を利用しており、自家用車での送迎が困難な人

〈助成内容〉

医療機関への通院時に利用できるタクシー券を、月 10,000 円分交付します。

(参考)

但陽ボランティアセンターによる移送サービス

車いす、ストレッチャーを使用されている方の移送サービスです。車いすのまま乗れるリスト付車両で外出ができます。利用条件や申し込み方法は但陽ボランティアセンターにお問い合わせください。

【年会費】 2,000 円 (利用費用は無料：有料道路、駐車場代は自己負担)

【問い合わせ先】 NPO 法人但陽ボランティアセンター

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772

電話：079-454-8187 ファックス：079-424-4732

⑥緊急通報システム

概ね 65 歳以上の一人暮らしの要援護高齢者、70 歳以上の要援護高齢者のみの世帯および身体障がい者のみの世帯宅に設置し、急病や事故等の緊急時に緊急通報センターに通報し、速やかに救助を行うシステムです。緊急時の対応のほか、健康相談や介護に関する相談なども 24 時間受け付けます。また、毎月 1 回、看護師からお伺い電話をし健康状態の確認などを行います。

申請には民生委員の確認および近隣協力員 3 名の登録が必要です。

所得割額に応じて設置時に自己負担金がかかる場合があります。

⑦福祉電話

電話を設置していない概ね 65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等に対し、日常生活の向上を図るため福祉電話を貸与します。電話の設置費用及び基本料金は町で負担しますが、通話料は個人負担となります。

⑧老人日常生活用具の給付

概ね65歳以上の要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、日常生活の向上を図るため日常生活用具を支給します。

対象品目は次のとおりです。

- ・自動消火器
- ・電磁調理器

所得税額に応じて利用者負担金がかかる場合があります。

⑨人生いきいき住宅助成

高齢者や障がい者等が住み慣れた住宅で安心して暮らせる住環境を整備するために、既存住宅の改造に要する経費の一部を助成し、人にやさしい住まいづくりの実現を図ります。

区 分	特 別 型	一 般 型	増 改 築												
対象世帯 (右の対象者を含む世帯)	○介護保険の要介護・要支援認定を受けている人 ○身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人	○65歳以上の人	○一般型若しくは特別型の対象世帯および対象となる人と同居しようとしている世帯												
対象事業	身体状況に応じた日常生活の維持に必要な既存住宅の改造		住宅改造・一般型、特別型で増改築を伴うもの												
補助要件	住まいの改良相談員等の承認	2箇所以上の手すり取付け、または屋内の段差解消													
助 成 額	助成対象工事費(A)×助成率 【(A)限度額】 100万円 (介護保険分20万円含む) 【助成率】 1/3～全額 ※所得・課税状況により異なります	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象工事費</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75～150</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>150～300</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>300～600</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>600～900</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>900～</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(千円) *75千円未満は助成対象外</p>	助成対象工事費	助成額	75～150	40	150～300	75	300～600	150	600～900	250	900～	300	$15\text{万円}/\text{m}^2 \times \text{増改築部分面積(B)} \times 1/3$ 【(B)限度額】 150万円
助成対象工事費	助成額														
75～150	40														
150～300	75														
300～600	150														
600～900	250														
900～	300														

*助成は生計中心者の所得制限があります。

*昭和56年5月以前に建築された住宅の場合、耐震診断が必要です。

【申請時期について】

- ・一般型は12月末までに受付があったものが助成対象となります。
- ・特別型は申請年度の3月中旬までに工事の完了報告ができるものが助成対象となります。

⑩住宅用火災警報器給付事業

高齢および重度障がい者等の世帯の経済的負担を軽減し、火災から生命および財産を守るとともに、福祉の向上を図るため給付を行います。

- ・対象者（当該年度住民税非課税世帯の人）
 - (1) 要介護度4又は5の認定を受けた在宅者が属する世帯
 - (2) 65歳以上の一人暮らし世帯
 - (3) 75歳以上の高齢者のみの世帯
 - (4) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯
 - (5) 生活保護世帯

⑪長寿祝金

9月の敬老月間に長寿をお祝いして祝金品を支給します。

対 象	内 容
最高齢者	記念品
100歳	30,000円（誕生日支給）
88歳	20,000円
77歳	10,000円

*祝金の年齢基準日は9月15日です。

*100歳の人には県から祝状および記念品が支給されます。

*金婚夫婦の人には記念品が支給されます。

⑫生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣の欠如および社会適応が困難な要援護高齢者を養護老人ホームへ短期入所させることにより、当該要援護高齢者およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

1. 利用できる人

概ね65歳以上の要援護高齢者で生活環境、身体的・精神的理由、経済的理由により日常生活を営むのに支障があり、次の要件の人

- ①虐待等により緊急に受け入れをする必要がある場合
- ②家庭や地域での対応が非常に難しく、緊急に受け入れをする必要のある場合
- ③居宅において生活事情等により、家族介護を受けることができない場合

*ただし、医療を受ける必要がある人、感染性疾患の人等は除きます。

2. 入所の施設、期間

入所施設は、福崎町養護老人ホーム福寿園です。期間は原則7日以内とします。

3. 入所申請手続き

利用申請書に健康診断書を添付し、健康福祉課へ申請してください。

審査の上、施設の受け入れ可能の確認をし決定します。

4. 利用個人負担金

一日当たり385円

(2) 施設の福祉

①老人ホームへの入所

●入所の対象となる人

- ・養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由および経済的理由により居宅において生活することが困難な人が入所して、生活指導や機能の回復を図ります。

●申請から入所に至るまで

①入所措置申出書等の書類一式を健康福祉課へ提出

②本人との面接調査

③高齢者サービス調整チームにて審査（措置の可否を決定）

- ・措置不決定の場合は希望により在宅介護を援助するための在宅サービスを提供します。

④入所措置決定の場合は施設への入所依頼

⑤入所（入所までの待機期間は希望施設等により異なります）

※相談や申込は健康福祉課まで

●費用徴収

入所者本人 前年の収入を徴収基準とします。

扶養義務者 前年分の所得税額を徴収基準とします。

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所については、介護保険対象となりますが、特別な場合のみ入所措置の対象となります。



(3) 避難行動要支援者支援制度 ～地域の力で助け合う～

①目的

地域の共助によって、災害発生時等に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）に支援の手を差し伸べることで、「減災」につなげることを目的とした制度です。災害時に一人でも多くの命を救うためには、支援が必要な方の情報を、予め把握しておくことが重要です。そのため、町が作成する避難行動要支援者の名簿をもとに、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織をはじめとする地域の方々に、日頃から要支援者の存在を共有し見守りを行います。

普段の見守りを通して、要支援者との関係を築き、減災につなげていきましょう。

②内容

	内 容
名簿 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護3～5の認定を受けている者 ②身体障害者手帳1・2級を所持する者 ③療育手帳A判定を所持する者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤指定難病受給者証の交付を受けている者 ⑥上記に掲げる者のほか、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、支援を要するとして自ら申し出た者 ⑦上記に掲げる者のほか、地域で必要と判断され個別支援計画を作成した者 ⑧福崎町災害時要援護者名簿（旧制度）に登録されていた者 ⑨兵庫県透析患者災害時支援名簿に登録されている者 ⑩ その他町長が必要と認める者
名簿登載 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・同居者の有無 ・支援を必要とする理由（要介護度、障がい等級など）
情報提供	<p>本人の同意に基づき、地域に名簿情報の提供。 ※不同意の意思が明示されないときは、同意があったものとして取り扱います。</p>
個別 支援計画 の作成	<p>個別支援計画とは・・・一人一人の具体的な避難計画 （避難支援者3名選定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町から提供された名簿をもとに、一人一人の個別支援計画を本人と地域で作成します。 ・個別支援計画に基づいて、平常時の見守り活動や避難訓練、災害時の避難支援を行います。 <p>※地域での支援を希望される方が作成の対象となります。</p>
その他	<p>年1回更新を行います。</p>

③支援の流れ

下の図とあわせてご確認ください。

・避難行動名簿作成

町は、対象となる人の情報を集約し、名簿を作成します。

・同意の確認

町は、対象者に対して、平常時からの名簿提供に同意いただけるかの確認を郵送します。(図①)

・同意確認への返信

平常時からの名簿情報への同意の有無について、「同意確認書」により町に報告していただきます。(図②)

・同意者の名簿提供

町は、同意された人の名簿情報を平常時から地域に提供します。(図③)

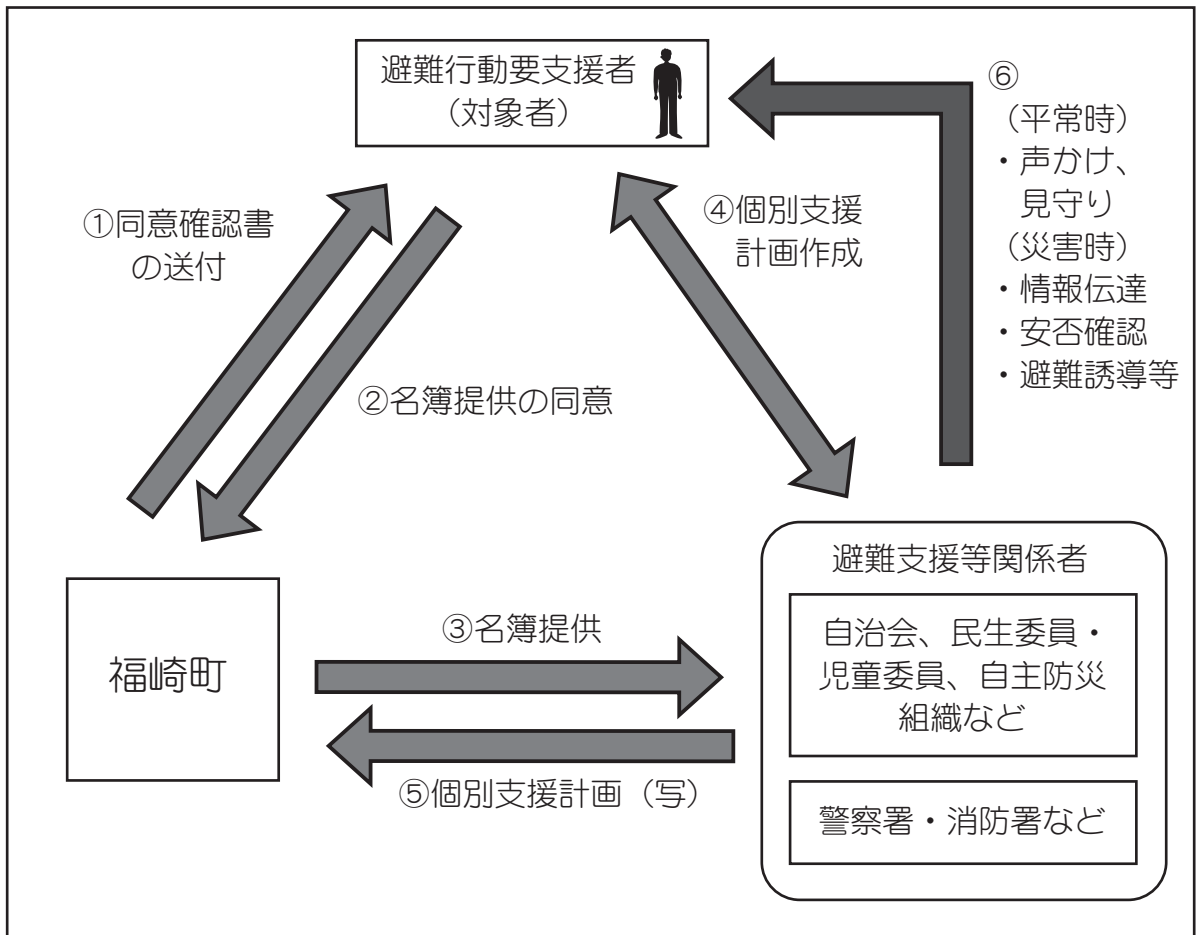
・個別支援計画の作成

地域は、提供された名簿をもとに、必要な人の個別支援計画を本人と相談し作成し(図④)、個別支援計画の写しを町に提出します。(図⑤)

・地域での共助

作成された個別支援計画をもとに、平常時は見守り活動等、災害時は避難支援等を行います。(図⑥)

《イメージ図》



(4) 福祉避難所

①福祉避難所とは

福祉避難所は、災害時において指定避難所での避難生活が長期化する恐れがあるときに開設される「二次的避難所」です。町では、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、下記の施設を福祉避難所に指定しています。

《福祉避難所一覧》

	施設名	住所
1	第1デイサービスセンター（なぐさの郷）	福崎町西治 474 番地 6
2	第2デイサービスセンター（すみよしの郷）	福崎町大貫 446 番地
3	ふくさきふれあいの館 文珠荘	福崎町東田原 1891 番地
4	特別養護老人ホーム サルビア荘	福崎町大貫 580 番地
5	小規模多機能ホーム もちもちの木	福崎町西治 1487 番地 1

②受入対象者

指定避難所等での生活が困難な要配慮者で、医療機関や入所施設への入院、入所に至らない人。（福祉避難所への受入れが必要かどうかは、指定避難所等を巡回する保健師等が判断します。）

《注意事項》

福祉避難所は建物の安全確認や人員確保ができた後開設されるので、受け入れが必要と思われる方についても、一旦は一般の避難所に避難することになります。その後、福祉避難所への受入れが必要と判断された方が福祉避難所へ移送されます。





介護タクシー

ファミリー

KAIGO TAXI FAMILY

0790-24-3195

もっとお気軽におでかけを...

介護タクシー



か き や
香 樹 屋

〒679-2213 兵庫県神崎郡福崎町馬田138-1

TEL 080(8339)0810

TEL/FAX0790(22)3001

通院や福祉施設への送迎だけでなく

観光旅行もおまかせ下さい!

桜・避暑・紅葉・カニ

四季を通じて企画いたします



タクシーのご用命は

神崎交通

フリーダイヤル ハヤクコイ イチニ

0120-8951-12

JR香呂駅前 (079)232-0348

JR溝口駅前

JR福崎駅前 (0790)22-0043

24時間、365日、安心して過ごせるサービスを提供いたします

- 愛の里デイサービスセンター
- 愛の里訪問介護事業所
- 愛の里訪問看護ステーション
- 愛の里安心サポートセンター
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ケアプラン愛の里居宅介護支援事業所
- 愛の里介護タクシー・寝台車事業所
(専用ダイヤル:0790-22-1721)

有限会社 愛の里

TEL : 0790-22-1333

〒679-2201 神崎郡福崎町大貫2321-1

- 愛の里第2 デイサービスセンター
- 老人憩いの家 れんげ
(入居・一時お泊り施設)
- 一般労働者派遣事業所(派28-301777)

季節の華 株式会社

TEL : 0790-23-0008

〒679-2214 神崎郡福崎町福崎新365番地

いつまでも、これからも... ずっと健やかであるために



有限会社 愛の里グループ

有限会社 松岡医療器

☎(0790)22-2210

Fax(0790)22-6443

介護保険対応

福祉用具レンタル

福祉用具販売

住宅改修工事

神崎郡福崎町西田原219番地1

医療機器・介護用品・バリアフリーの
工事等、お気軽にご相談ください



オレンジ 加西市

検索

有限会社トータル・アシスタンス・サービス

介護用品販売店

オレンジ

～ 地域の福祉をサポートいたします ～

介護相談
承ります

レンタル

福祉用具
販売

住宅改修



【加西店】介護保険事業所番号:2872600305

兵庫県加西市吉野町 137 番地の 2

TEL (0790)42-4228

<http://total-orange.com>

電動カート ポルカー

FUKUSHIN

SPX-1 新発売

より安全、安心、快適な「おでかけスタイル」を提供する電動カート

POINT

運転支援機能

ステレオカメラとAIにより、
事前に人や物・側溝等の障害
物を検知し、衝突の危険を
お知らせ、自動で減速・停止
する運転支援機能を準備しま
した。(オプション)



※道路状況、障害物状態、天候状態及び操作状態によっては、システムが正しく機能しない場合があります。

自動で減速、停止し、
事故を未然に防ぐ！



お問い合わせ

福伸電機株式会社 商品事業部 営業課

兵庫県神崎郡福崎町福田477-1
TEL:0790-23-0812

兵庫西農業協同組合 ～暮らしのサポーター JA兵庫西～

(居宅介護支援・訪問介護)

JA兵庫西 神飾介護センター

〒679-2214

神崎郡福崎町福崎新145-1

TEL 0790-22-7001

(デイサービス)

JA兵庫西 甘地介護センター

〒679-2323

神崎郡市川町甘地804-1

TEL 0790-26-3555

前川設計工房 一級建築建築士事務所

業務内容

- 各種建築設計・監理業務
- 人生いきいき住宅助成申請業務
- 福祉施設設計・監理業務

TEL 0790-23-1870 FAX 0790-23-1871

〒679-2205 神崎郡福崎町東田原1130-4
mail.yutaka31@apricot.ocn.ne.jp



やすぎの家の家

YANAGITA
ARCHITECTURAL RESEARCH INSTITUTE

(株)柳田建築研究所

あなたらしい家づくり
あなたらしい暮らしへ。
※補助金実績も多数あります。



お問い合わせはこちら

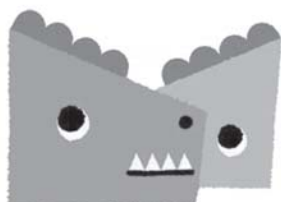


✉ m.y@ykenken.co.jp
神崎郡福崎町南田原1933-1他
http://ykenken.co.jp
TEL:0790-22-0821



これからも この家でくらしたい。

介護リフォームご相談ください。



MORI REFORM

モリ・リフォーム

株式会社 モリ

神崎郡福崎町福崎新318-1

☎ 0790-22-0246

株式会社 後藤工務店

1級建築士事務所

新築・増改築・リフォーム・設計施工

TEL 0790-22-0086

新築・リフォーム・オール電化・下排水工事



住まいの

株式会社 ふくもと

〒679-2217 神崎郡福崎町高岡1794-1

TEL/0790-22-0818

FAX/0790-22-6123

株式会社 ふくもと

検索



福崎町・姫路市
市川町・加西市 上下水道課指定

松岡設備株式会社

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1572-2

TEL (0790) 22-1828

FAX (0790) 22-5167



電気・上下水道設備 土木・建築リフォーム

高岡電工株式会社

電気・上下水道設備
土木・建築リフォーム

〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡 1552-3

TEL.0790-22-4733

FAX.0790-22-5768

電気のは、元気のは。

電気工事の仕事に携わり40年、
いまだに電気の不思議さに興味が尽きません。

社会のあらゆる施設や設備に必要な電気設備を通し、安全、安心、快適、
便利な生活と生産活動が可能な環境を提供させていただくことをモットーに
日々仕事に取り組んでいます。



兵庫県知事許可(般27)(特27)第456297号
福崎電業株式会社

〒679-2205 神崎郡福崎町東田原1201-1

TEL (0790) 22-1080 FAX (0790) 22-2622



(何でも相談)

“よろず相談所”

お取引のない方も
どんなことでもお気軽に
ご相談ください!



但陽信用金庫 福崎支店

福崎町西田原 1403-1

TEL.0790-22-1221

フリーダイヤル ☎

0120-200-707

(本部) よろず相談室



受付時間 9:00~17:00



“よろず相談所”
但陽信用金庫

総合建築業 宅地建物取引業

株式会社 セイトー

〒679-2201

兵庫県神崎郡福崎町大貫2116-3

TEL 0790-23-1126

FAX 0790-23-1167

E-mail:seitho@pearl.ocn.ne.jp



あなたの夢をかたちに・・・

中川設計工房

企画・設計・施工 一級建築士 中川一彦
新築・リフォーム・古民家再生
小さな修理も承ります

〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原1212-4
TEL (0790)22-1226

売却をお考えの所有者様、お気軽にお問い合わせください

ショウ不動産

検索



<http://sho-fudousan.jp>

(株)ショウ不動産

神崎郡福崎町西田原1409-1

TEL (0790) 35-8008 FAX (0790) 35-8009



株式会社 Pine home
〒679-2203 神崎郡福崎町南田原3115-1
TEL.0790-35-9884 FAX.0790-35-9885
兵庫県知事(1)第451482号

7. 医療 (健康福祉課 国保医療係)

(1) 福祉医療費助成制度

65歳～70歳未満の高齢期移行者・重度障がい者・乳幼児等・母子家庭等・高齢重度障がい者・こどもの方に医療費受給者証を交付（高校生等医療は交付なし）することにより、医療機関等で受診されたときに保険診療の自己負担額（高齢期移行者医療については一部負担金を控除した額、高校生等医療については入院医療費のみ）を助成する制度です。

①福祉医療費助成制度を受けられる要件

高齢期移行者 医療	65歳～70歳未満 (後期高齢者医療被保険者は除く) 所得がないことから自立できない方と、 一定の所得以下で身体的理由等から 日常生活動作が自立できない方（要介 護2以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎町に住所を有すること ・医療保険に加入していること ・各医療費助成制度の所得要件等に該当していること (乳幼児等、こども、高校生等医療費助成制度の所得制限はありません)
重度障がい者 医療	次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	
乳幼児等 医療	0歳～小学3年生 (9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない乳幼児等)	
母子家庭等 医療	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳に達する月の末日までにあつて高等学校等に在学中の子を現に監護する者およびその子	
高齢重度障 がい者医療	後期高齢者医療被保険者で次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	
こども医療	小学4年生～中学3年生 (9歳の誕生日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないこども)	
高校生等医療	15歳の誕生日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方で次の要件を満たす方 ・保護者に扶養されている ・婚姻をしていない (高校等に通っていないなくても対象になります)	



②助成される医療費

医療費（保険診療分）の自己負担額が無料となります。（ただし、高齢期移行者医療は一部負担金を控除した額を、高校生等医療は入院医療費のみを助成します。一部負担金については福祉医療制度所得制限等一覧表参照）

病院等を受診される際には、健康保険証と福祉医療費受給者証を忘れずに提示してください。入院などで医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」も併せて提示してください。

※高校生等医療は受給者証の交付はありません。医療機関窓口で自己負担額を支払った後、申請によりその金額を助成します。（償還払い）

※精神（高齢）重度障がい者医療費受給者の精神疾患にかかる医療費は助成の対象外となります。ただし、市町村民税非課税世帯で受給者本人および世帯全員が年金収入80万円以下もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の方については、精神疾患による医療費を助成します。（償還払い）

※福祉医療費受給者（高齢期移行者・高校生等医療以外）で、自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾患医療などの他の公費負担医療費助成が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。（償還払い）

③医療費受給者証の返還

こんなとき	必要なもの
福崎町外へ転出するとき	医療費受給者証
死亡したとき	
健康保険の資格を失ったとき	
生活保護を受けたとき	
有効期限がきれたとき	

④その他の届出

こんなとき	必要なもの
加入している健康保険が変わったとき	健康保険証 医療費受給者証
福崎町内で住所が変わったとき	
氏名が変わったとき	



⑤医療費の払い戻し（高齢期移行者医療の一部負担金は除く）

こんなとき	必要なもの
緊急、その他やむを得ない事由で受給者証を持たずに診療を受けたとき	医療費受給者証・健康保険証 領収書(点数記載のもの) 健康保険支給決定通知書(全国健康保険協会等) 療養費支給兼附加給付金支給明細書(健保組合・共済組合等) 医師の意見書(補装具)・通帳
県外の医療機関で診療を受け自己負担額を立替え払いしたとき	
医師の指示により補装具(コルセット)等をつけたとき	

令和3年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度

(65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで)

対 象	負 担 割 合	一部負担 金の割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
誕生日が 昭和27年 7月1日 以降の方	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、 世帯全員に所得がない方 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ		市町村民税非課税世帯で、 本人の年金収入を加えた所 得が80万円以下であり、か つ要介護2以上の方	外 来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が 昭和26年 7月1日 から 昭和27年 6月30日 の方	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、 世帯全員に所得がない方 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ		市町村民税非課税世帯で、 本人の年金収入を加えた所 得が80万円以下の方	外 来 12,000円 入院等 35,400円

●重度障がい者および高齢重度障がい者医療費助成制度

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が 23万5千円未満

(自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

●母子家庭等医療費助成制度

(18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子)

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額(一部支給)
母子家庭等の母等 (扶養義務者)	0	1,920,000円
	1	2,300,000円
	2	2,680,000円
	3	3,060,000円
	4	3,440,000円

(児童扶養手当の所得制限基準を準用)



《所得制限なし》

●乳幼児等医療費助成制度 (0歳～小学3年生までの方)

●こども医療費助成制度 (小学4年生～中学3年生までの方)

●高校生等医療費助成制度 (15歳の誕生日以後の最初の4月1日～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)

(2) 未熟児養育医療給付制度

未熟児で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、福崎町で承認された場合に入院医療費(保険診療分)および入院時食事療養費等を公費負担する制度です。

①給付対象

福崎町内に居住し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児で、次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

1. 出生時の体重が 2,000g 以下
2. 生活力が特に薄弱であって次に掲げる症状のいずれかを有する
 - ・運動不安、けいれんなど
 - ・体温が摂氏 34 度以下
 - ・呼吸器、循環器の症状(強度のチアノーゼ、呼吸数の異常など)
 - ・消化器の症状(排便がない、嘔吐が持続など)
 - ・強い黄疸

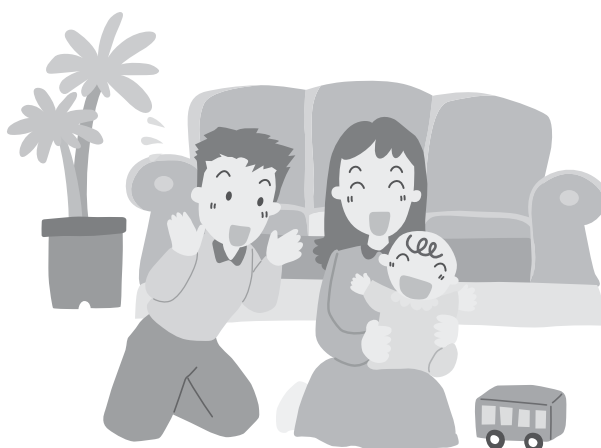
②申請に必要なもの

養育医療給付申請書	役場に備えてあります
医師の養育医療意見書	
世帯調書兼同意書およびその添付資料	
健康保険証	お子さんの保険証ができていない場合は保護者の保険証

③期間

指定医療機関での入院による診療開始日から診療終了日までですが、満 1 歳の誕生日の前日までが限度です。

(ただし、診療開始日から 15 日を過ぎて申請をされた場合は、受付日からの支給開始となります。)



8. 国民健康保険 (健康福祉課 国保医療係)

(1) 国民健康保険とは

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて、加入者（被保険者）のみなさんがお金を出しあって助けあう制度です。職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の対象となる人以外は、国保に加入します。

①運営主体

平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。兵庫県と福崎町が共同保険者となって、役割を分担し運営しています。

②保険税

国保に加入すると、被保険者となり、保険税を納めなければなりません。保険税は世帯単位で計算され、世帯主が納税義務者になります。

所得割	世帯の加入者の前年の総所得金額に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
平等割	一世帯あたりで計算

③国保に加入する人

職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の対象となる人を除いて、福崎町に住んでいる人は、未成年者や幼児、あるいは一家の世帯主や家族の区別なく、一人ひとりが福崎町国保の被保険者になります。

福崎町に住んでいなくても、次の場合は保険証を交付します。

- ・修学中の学生で他の市区町村に転出する場合
- ・住所地特例の対象施設（社会福祉施設等）に入所するため、他の市区町村に転出する場合

④国保に加入する日・脱退する日

《加入する日》

- ①転入した日（職場の健康保険などに加入していない場合）
- ②職場の健康保険など国保以外の保険の資格を喪失した日
- ③出生した日
- ④生活保護を受けなくなった日

《脱退する日》

- ①他の市区町村へ転出した日の翌日
- ②職場の健康保険など国保以外の保険へ加入した日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護を受けはじめた日



⑤国保の届出

こんなときは必ず14日以内に届出をしましょう。

	こ ん な と き	手 続 き に 必 要 な も の
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者の資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証 (新しい証が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、いっしょにしたとき	
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	本人であることを証明するもの (使えなくなった保険証)
	非自発的失業者(解雇・倒産などによる離職・雇い止めによる離職の対象)となったとき(※1)	保険証、雇用保険受給資格者証

※1 非自発的失業者については、申請していただくことにより保険税の軽減が認められることがあります。

◇ 届出は、原則として世帯主が行います。

別世帯の人が届出される場合は、委任状が必要です。

届出の際、届出をされる方の本人確認書類の提示をお願いしています。

◇ 届出が遅れると

- ・ 保険税をさかのぼって納付していただくことがあります。
- ・ 医療費が全額自己負担となることがあります。
- ・ あとで医療費を返還していただく手続きが生じることがあります。



(2) 国保で受けられる給付

①給付の内容

	こ ん な と き	注 意 し た い こ と	受 け ら れ る 給 付
療養の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・病にかかったとき ・ケガをしたとき ・歯を治療したとき 	<p>国保を取り扱っている医療機関へ保険証またはマイナンバーカード(※)を提示</p> <p>※マイナンバーカードを保険証として利用するためには事前の登録が必要です</p>	<p>かかった費用の3割または2割(義務教育就学前)、70歳から74歳までの方は2割または3割を一部負担金として医療機関に支払います。</p>
移送費	<ul style="list-style-type: none"> ・重病人の入院、転院などのために移送したとき 	<p>医師の同意書が必要</p>	<p>かかった費用について審査のうえ決定した額の10割があとで払い戻されます。</p>
療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・やむをえない事情で国保の取り扱いをしていない病院で診てもらったときや保険証を提示しないで医者にかかったとき 	<p>事情をよく審査したのち支給決定</p>	<p>かかった費用について審査のうえ、決定した額の7割または8割(義務教育就学前)、70歳から74歳までの方は8割または7割があとで払い戻されます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・あんま、はり、マッサージ、灸の施術を受けたとき 	<p>医師の同意書が必要</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コルセット、ギブスなどの補装具をつくったとき ・生血を輸血したとき 	<p>医師の同意書が必要</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小児弱視等の治療用眼鏡等をつくったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・9歳未満の小児のみ対象 ・医師の治療用眼鏡等の作成指示等の写しが必要 	<p>かかった費用について審査のうえ決定した額の7割または8割(義務教育就学前)があとで払い戻されます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復師の施術を受けたとき 	<p>国保の取り扱いをしている柔道整復師の場合には一部負担金で施術が受けられます。</p>	
出産育児一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれたとき 	<p>出産育児一時金 420,000円が支給されます。(産科医療補償制度加入機関以外は404,000円)</p> <p>※「<u>出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度</u>」 出産育児一時金(420,000円を限度とする)を分娩費の支払いに充てるため、被保険者が医療機関等と申請および受取についての代理契約を締結し、出産費用を国保が医療機関へ直接支払うことにより出産に要する費用の軽減を図る制度です。</p>	
葬祭費	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が亡くなったとき 	<p>葬祭を行った人に葬祭費 50,000円が支給されます。</p>	
入院時食事療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の食事費用 	<p>入院中の食事にかかる費用のうち1食につき460円を負担していたが、残りを国保が負担します。</p> <p>※住民税非課税世帯の人は1食につき210円(91日以上は1食につき160円)、住民税非課税世帯で世帯の所得が一定基準に満たない70歳以上の人は1食につき100円の負担をしていただきます。</p> <p>※90日を超える入院に該当されるときは、領収書等の入院日数を確認できる書類等を添付し「長期該当」と「差額支給」の申請をしてください。差額を支給できるのは限度額適用・標準負担額減額認定証の申請月の初日分からです。</p>	

②高齢受給者証（70歳～74歳）

70歳になると、窓口で支払う自己負担割合が記載されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。また、医療費が高額になったときの自己負担限度額も変わります。

◇対象となる人

70歳～74歳の人

70歳の誕生日のある月の翌月（1日が誕生日の人はその月）から
75歳の誕生日の前日まで

◇負担割合

- ・現役並み所得者 3割
- ・一般 2割
- ・低所得者 2割

現役並み所得者とは

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳の国保加入者がいる人
(ただし、年収が夫婦2人世帯等で520万円未満、単身世帯で383万円未満の人は、申請をすることにより2割負担となります。)

○75歳になると

75歳の誕生日から、国保などそれまで加入していた医療保険制度を抜けて、高齢者のための医療制度「後期高齢者医療制度」に加入して医療を受けることになります。



③高額療養費

医療費の自己負担が高額になった場合、次の条件に応じて払い戻しが受けられます。ただし、申請から支払いまでに数か月かかることがあります。

〈高額療養費制度の条件〉

◎暦月ごとの計算

月の1日から月末までの受診について1か月として計算します。



(1) 自己負担限度額（月額）

■ 70歳未満の人

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が以下の限度額を超えた場合に、申請によりその超えた分があとから支給されます。

ただし、外来・入院とも「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示した場合は、個人単位で一医療機関での支払いが限度額までとなります。限度額は所得によって異なりますので、認定証の交付申請をしてください。

所得区分（※）	3回目まで
(ア) 901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) * 1年以内で4回目以降は140,100円
(イ) 600万円超 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) * 1年以内で4回目以降は93,000円
(ウ) 210万円超 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) * 1年以内で4回目以降は44,400円
(エ) 210万円以下 (住民税非課税 世帯除く)	57,600円 * 1年以内で4回目以降は44,400円
(オ) 住民税非課税	35,400円 * 1年以内で4回目以降は24,600円

※「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。

所得の申告がない場合は所得区分（ア）とみなされます。

◇ひとつの世帯で、同じ月内に合算対象額（21,000円以上の自己負担額）を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた分があとから支給されます。

〈自己負担額計算のポイント〉

- ①同じ医療機関でも、外来と入院は別計算となります。
- ②同じ医療機関内でも、医科と歯科は別計算となります。
- ③差額ベッド代など保険診療の対象とならないものや入院時の食事代の標準負担額は除きます。

■ 70 歳～ 74 歳の人

ひとつの世帯で同じ月内に外来でかかった自己負担額を外来（個人単位）の限度額に適用後、世帯で世帯単位の限度額が適用されます。

現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」、低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されますので、必要なときは交付申請をしてください。

所得区分		負担割合	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	3 割	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算) * 1 年以内で 4 回目以降は 140,100 円	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満		167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算) * 1 年以内で 4 回目以降は 93,000 円	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満		80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算) * 1 年以内で 4 回目以降は 44,400 円	
一般	課税所得 145 万円未満	2 割	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 * 1 年以内で 4 回目以降は 44,400 円
低所得	Ⅱ 住民税非課税		8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税			15,000 円

〈自己負担額計算のポイント〉

- ① 外来は個人ごとに合算し、入院を含む自己負担額は世帯内の対象者を合算することができます。
- ② 医療機関や医科・歯科の区別なく合算することができます。
- ③ 差額ベッド代など保険診療の対象とならないものや入院時の食事代の標準負担額は除きます。

◆ 75 歳年齢到達月の自己負担限度額の特例

75 歳年齢到達月については、誕生日前後における高額療養費の個人単位での自己負担限度額がそれぞれ本来の 2 分の 1 になります。ただし、75 歳の誕生日が初日の場合は適用されません。

◆ 高額療養費多数回該当の県単位による通算

兵庫県内の他の市町に転居した場合でも、転居前と同じ世帯状況であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当（※）が通算されます。

※ 高額療養費の多数回該当とは、過去 1 年以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。

◆「現役並み所得者」とは

住民税課税所得額		145万円以上
収入額	70歳以上の複数世帯 (特定同一世帯所属者を含む)	520万円以上
	70歳以上の単身世帯	383万円以上

特定同一世帯所属者とは…後期高齢者医療制度への移行により国保を脱退した人のうち、同じ世帯に国保加入者がいる人。以後継続して移行時の世帯主と同じ世帯に所属することが条件。

一部負担金の割合の判定について

療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月から7月までの場合は前々年)の12月31日時点で、70歳以上の国保被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の国保被保険者がいる場合、国保被保険者である世帯主の住民税課税所得から、下記の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。

- 16歳未満の者の国保被保険者の人数×33万円
- 16歳以上19歳未満の者の国保被保険者の人数×12万円

◆「低所得者」とは

低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主および国保被保険者が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円)を差し引いたときに0円となる人
低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

(2) 特定の病気で厚生労働大臣が指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して行う必要がある次の人は、申請することによって「特定疾病療養受療証」が交付されます。

〔対象〕

- 先天性血液凝固因子障害の一部の人
- 人工透析が必要な慢性腎不全の人
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人

〔自己負担額〕

- 10,000円(1か月)
- (人工透析が必要な慢性腎不全の人で70歳未満の高所得者は20,000円)



◎高額療養費の申請の方法

- ・ 該当世帯には町から通知が届きます。
- ・ 申請には、領収書（医療機関での支払い分）、世帯主名義の通帳が必要です。

〈限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の交付〉

同じ人が同じ月内に医療機関に支払う自己負担額を限度額までとする証を交付します。限度額はそれぞれの所得によって異なりますので、医療機関で「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（※医療費および食事代の自己負担額を限度額までとする証））の提示が必要となります。

ただし、70歳以上では現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人と住民税非課税世帯の人のみ交付対象となります。入院や高額な外来診療等の際は、あらかじめ交付申請をしてください。

〈高額医療・高額介護合算制度〉

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）を超えたときは、その超えた分が支給されます。

合算した場合の自己負担限度額（年額）

■ 70歳未満の人

所得区分(※)	限度額
(ア)901万円超	212万円
(イ)600万円超901万円以下	141万円
(ウ)210万円超600万円以下	67万円
(エ)210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
(オ)住民税非課税	34万円

※「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。所得の申告がない場合は所得区分（ア）とみなされます。

■ 70歳～74歳の人

所得区分		限度額
現役並み所得	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	67万円
一般	課税所得 145万円未満	56万円
低所得	Ⅱ 住民税非課税	31万円
	Ⅰ 住民税非課税	19万円

70歳～74歳の人と70歳未満の人が混在する場合は、まず70歳～74歳の人にかかる自己負担の合算額に70歳～74歳の区分の自己負担限度額を適用し、なお残る負担額と70歳未満の人にかかる自己負担の合算額とを合算した額に、70歳未満の区分の自己負担限度額を適用します。

④一部負担金（病院の窓口で払う医療費）の猶予・減免制度

■猶予

- ・生計の中心となる人が、自然災害や事業の休廃業・失業等により、生活が困難になった場合、一部負担金の徴収を猶予します。猶予期間内に確実に納付見込みがあることが条件です。

■減免

- ・入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ・実収入月額が生活保護基準の130%以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下である世帯

	基 準	期 間
猶予	実収入月額(※1)が、生活保護基準(※2)の130%を超え、かつ生活保護基準と一部負担金所要見込額(※3)の合計未滿となる世帯	最長3か月分
減免	実収入月額が生活保護の110%を超え130%以下の世帯(計算により減額します)	最長6か月分
免除	実収入月額が生活保護基準の110%以下の世帯	

※1 実収入月額 生活保護法に基づく保護の要否判定に用いる収入月額

※2 生活保護基準 生活保護法に定める保護金品に相当する金額の合算額

※3 一部負担金所要見込額 医療機関に1か月ごとに支払うと見込まれる一部負担金の額
国民健康保険税について、滞納がない世帯に限ります。

⑤交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になったときでも、国保で治療を受けることができます。その際には、必ず国保に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。医療費は加害者が負担するべきものなので、あとで加害者に請求することになります。

⑥海外療養費の支給

海外渡航中に診療を受けたときも、帰国して申請すれば、いったん全額自己負担した額の保険給付分が日本国内における保険診療の範囲内で、あとで支給されます。



申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 診療内容等がわかる医師の診療内容明細書および領収明細書等
- ③ ②が外国語で作成されている場合には日本語の翻訳文
- ④ パスポート（渡航期間の確認できるもの）

(3) 特定健康診査・特定保健指導

福崎町国保は、「福崎町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査・特定保健指導の具体的な数値目標を定め、疾病予防・重症化予防に積極的に取り組んでいます。また、「福崎町国民健康保険第2期データヘルス計画」を策定し、医療保険者として、地域の課題を明確化し、効果的な保健事業を進めています。

①特定健康診査等実施計画

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その要因となっている生活習慣病を改善するための保健指導を行っています。糖尿病等の有病者や予備軍を減少させることを目的としています。

(1) 特定健康診査

4月1日現在、福崎町国保に加入されている人のうち、その年度中に40歳から74歳になる人が対象です。

(2) 特定保健指導

特定健康診査を受けた人を健診結果により「動機付け支援」「積極的支援」の対象に分けて生活習慣の改善を行います。

②データヘルス計画

特定健康診査の結果と医療機関の作成するレセプトを分析し、より効率的・効果的な保健事業を実施することを目的としています。

ジェネリック医薬品を使って医療費の節約

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医療用医薬品のことをいいます。

新薬と比べ、安価で提供されるため、医療費の節約につながります。

医師・薬剤師に相談して、上手に活用しましょう。

- 効き目は同じで価格が安い薬です
- 安全基準を満たした安心な薬です



9. 後期高齢者医療 (健康福祉課 国保医療係)

(1) 概要

後期高齢者医療制度は平成20年4月から始まりました。高齢者の心身の特性や生活実態をふまえ、高齢社会に対応した、独立した高齢者の医療制度です。

制度の運営

兵庫県内の全ての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、市町と役割分担して運営を行います。

● 兵庫県後期高齢者医療広域連合が行うこと ●

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など、制度の運営を行います。

● 福崎町が行うこと ●

被保険者への被保険者証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収を行います。

(2) 被保険者

75歳以上の方と、一定の障がいをお持ちの方で、申請により広域連合の認定を受けた65歳以上の方が被保険者となります。ただし、65歳以上75歳未満で一定の障がいをお持ちの方は、加入するかどうか選択することができます。

※ 75歳の誕生日または認定を受けた日から被保険者となります。

※ 一定の障がいとは

- ・国民年金証書(障害年金等級1級、2級)をお持ちの方
- ・身体障がい者手帳1級、2級、3級、4級(一部)をお持ちの方
- ・療育手帳A判定をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

(3) 被保険者証・受けられる給付

①一部負担金の割合と自己負担限度額

○被保険者には後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

医療機関等の窓口での一部負担金は、一般の人は1割、現役並み所得者は3割です。

※健康診断、予防接種、差額ベッド代、仕事上の病気やケガ(労災)など、保険診療対象外のものは給付の対象となりません。

○月の途中で75歳の誕生日を迎え被保険者となる方の、個人ごとの自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り2分の1になります。

○毎年8月に、住民税課税所得と前年の収入により判定を行います。ただし、判定後に所得更正(修正)があった場合は、8月1日にさかのぼって再判定します。

○世帯状況の異動があった場合は、随時再判定を行い、一部負担金の割合が変わる場合は、原則として異動のあった翌月の初日から適用されます。

※療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月～7月は前々年)の12月31日時点で、被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得額が38万円以下の19歳未満の方がいる場合、住民税課税所得額から下記の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。

●16歳未満の方の人数×33万円 ●16歳以上19歳未満の方の人数×12万円

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(43万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割負担となります。

☆医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等☆

所得区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件		
		個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)				
現役並み所得者	III	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円](※1)		460円(※4)	同一世帯の被保険者が住民税課税所得額690万円以上	ただし、同一世帯の被保険者の住民税課税所得額が145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定の金額に満たない方(※3)は、申請することにより「一般」の区分となります。	
	II	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円](※1)					同一世帯の被保険者が住民税課税所得額380万円以上
	I	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円](※1)					同一世帯の被保険者が住民税課税所得額145万円以上
一般		18,000円(年間上限144,000円)(※5)	57,600円[44,400円](※1)		「現役並み所得者」、「低所得」以外の方		
低所得	II	8,000円	24,600円	210円[160円](※2)	世帯員全員が住民税非課税	「低所得I」以外の方	
	I		15,000円	100円		●各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方 ●老齢福祉年金の受給者	

※1 []内は診療月から起算して過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※3 ●同一世帯に被保険者が1人の場合：被保険者の収入額……………383万円

●同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合
：被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額……………520万円

●同一世帯に被保険者が2人以上いる場合：被保険者全員の収入合計額……………520万円

※4 ・指定難病患者(低所得I・II区分以外)は260円

・平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた方で平成28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院している方については、当分の間、1食につき260円

※5 一般区分の方については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限があります。

★一部負担金の減免

災害等の特別な事情により、一時的に一部負担金の支払いが困難な場合、申請により一部負担金が減免または徴収猶予される場合があります。

②受けられる給付

★医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費が高額になったときは、後日、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

高額療養費の支給申請は最初の1回だけ必要で、領収書の添付は不要です。

その後、高額療養費に該当した場合、指定した口座に自動的に振り込まれます。

★「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」(前ページの表参照)に該当する方は、「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院ともに区分に応じた限度額となります。また、「低所得Ⅰ・Ⅱ」(前ページの表参照)に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、自己負担額が限度額となり、入院時の食事代については減額されます。(柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」あるいは「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方で、認定証の申請をされていない場合は、町の担当窓口で申請してください。

★療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

療養病床(主として長期にわたり療養を必要とする患者のための病床)に入院したときの食事代と居住費の自己負担額は次のとおりです。

区 分		1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者、一般		460円 ※1	370円(※4)
低所得	Ⅱ	210円 ※2	
	Ⅰ	130円 ※3	
	Ⅰ(老齢福祉年金受給者)	100円	0円

※1 保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。また、指定難病患者は260円

※2 入院医療の必要性が高い方、指定難病患者で過去12か月の入院日数が90日を超える場合は160円

※3 入院医療の必要性が高い方、指定難病患者は100円

※4 指定難病患者は0円

★医療費等を全額支払ったとき(療養費・移送費)

次のような場合で医療費などを全額支払ったときは、申請することにより保険給付対象額が後日支給されます。

※審査を行うため、申請から支給まで約3か月かかります。

- 急病など、やむを得ない事情で被保険者証を出さずに治療を受けたとき
 - コルセット等の治療用装具を作ったとき
 - 医師の同意のもと、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき
 - 海外渡航中、急病などにより治療を受けたとき(治療目的で海外へ行った場合や日本国内で保険適用とならないものについては対象となりません。)
 - 移動が困難な重病人が医師の指示による移送の上、適切な療養を受け、緊急その他やむを得ないと広域連合が認めたとき(移送費)
- (申請に必要なもの)・被保険者証・口座番号と口座名義人が確認できるもの

★特定の疾病により高額な治療を長期間継続する必要があるとき

厚生労働大臣が指定する下記の特定疾病の場合の自己負担限度額(月額)は、1つの医療機関ごとに、入院と外来それぞれで10,000円(月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となるときは、その月に限り5,000円)です。適用を受けるためには「特定疾病療養受療証」が必要になりますので申請をしてください。

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する(厚生労働大臣が定める)HIV感染症

★高額介護合算療養費

被保険者と同じ世帯内で後期高齢者医療制度・介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間(毎年8月分～翌年7月分まで)で合算し、下表の限度額を超えた額(※)が申請により後日支給されます。

自己負担額は、高額療養費など支給額を控除した額になります。

また、同じ世帯の方であっても後期高齢者医療制度の被保険者以外の方の自己負担額は合算されません。

区 分		後期高齢者医療制度 + 介護保険の 自己負担限度額(年額)
現役並み 所得者	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一 般		56万円
低所得	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

※ 500円以下の場合は、支給の対象となりません。

(4) 保険料

保険料は、被保険者 1 人ひとりが負担します。

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計となります。

均等割額と所得割額は広域連合ごと(都道府県単位)に定められ、2 年ごとに改正されます。

兵庫県の令和 2・3 年度保険料額(年額 64 万円が上限)

均等割額	被保険者 1 人当たり	51,371 円
所得割額	(総所得金額等 - 43 万円) × 所得割率	10.49%

★軽減措置について

【所得の低い方の軽減】

●均等割額の軽減(令和 3 年度)

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額に基づき、均等割額が下表のとおり軽減されます。

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計*	軽減割合
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	7 割
43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	5 割
43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	2 割

* 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15 万円を控除して判定します。

【被用者保険（社会保険など）の被扶養者への軽減（令和3年度）】

資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減となります。該当される方は町の担当窓口にお申し出ください。

★納付方法について

[特別徴収]

次の方は保険料が年金から天引きとなります。それ以外の方は普通徴収となります。

- ・年金額が年額18万円以上の方
- ・介護保険料とあわせた保険料額が年金額の1/2以下の方

[普通徴収]

保険料は7月から翌年3月までの9回に分けて納付となります。

○こんなときは届出をしてください

- ・ 県外から転入したとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき
- ・ 県外へ転出するとき
- ・ 被保険者が死亡したとき
- ・ 生活保護を受けるようになったとき
- ・ 町内で住所が変わったとき
- ・ 県内で住所が変わったとき
- ・ 氏名が変わったとき
- ・ 被保険者証を紛失または汚れて使えなくなったとき
- ・ 交通事故など第三者から傷害を受けたとき



10. 介護保険 (健康福祉課 介護保険係)

(1) 介護保険とは

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。運営は市区町村が行っています。

①介護保険加入者（被保険者）

65歳以上の人（第1号被保険者）	
サービスを利用できる人	介護や日常生活の支援が必要と認定された人 (どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません。)
40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）	
サービスを利用できる人	特定疾病により介護や支援が必要と認定された人 (交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。)
特定疾病	加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病（16種類）
	<ul style="list-style-type: none"> ●がん末期（医師が一般に認めている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ●関節リウマチ ●骨折を伴う骨粗しょう症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●閉塞性動脈硬化症 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●筋萎縮性側索硬化症 ●初老期における認知症 ●脊柱管狭窄症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●後縦靭帯骨化症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●脳血管疾患

介護保険被保険者証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

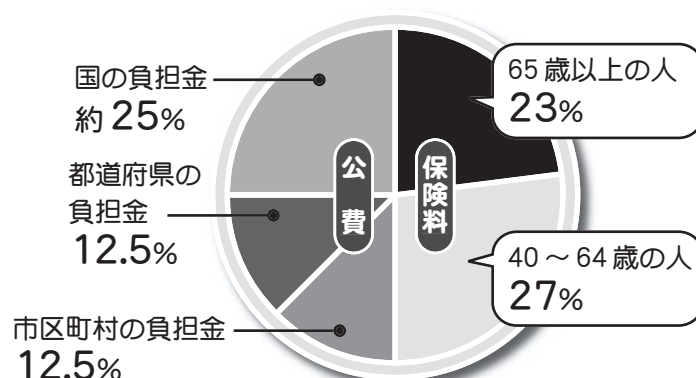
- 65歳以上の人・・・65歳の誕生日から翌月までに全員に交付されます。
- 40歳～64歳の人・・・認定を受けた人に交付されます。

【介護保険被保険者証が必要な時】

要介護（支援）認定の申請 介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。	ケアプランなどの作成 ケアプランなどの作成依頼を市町村に届け出るとき。	サービスの利用 サービスを利用するとき。
--	--	-------------------------

②介護保険料

介護保険は、国や県、町が負担する「公費」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営しています。



○第1号被保険者（65歳以上の人）

市町ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人数に応じて、保険料の「基準額」が決まります。

市町によってサービスに必要な費用や人数が異なるため基準額も異なります。

福崎町の介護保険料額表

所得段階	対象となる方	調整率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×30%	1,848円	22,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下	基準額×50%	3,080円	36,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×70%	4,312円	51,700円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯員に課税者がいる人で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×83%	5,113円	61,300円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯員に課税者がいる人で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×100%	6,160円	73,900円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×120%	7,392円	88,700円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満	基準額×125%	7,700円	92,400円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満	基準額×145%	8,932円	107,100円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円未満	基準額×150%	9,240円	110,800円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	基準額×170%	10,472円	125,600円

※第5段階が基準額

※「基準額」とは各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

※保険料の基準額は3年ごとに見直されます。

65歳以上の人の介護保険料の納め方

受給している年金額※によって2種類に分かれます。65歳の誕生日の前日が属する月分から納めます。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金、遺族年金、障がい年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の人



年金から【天引き】になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。

こんな時は、一時的に納付書で納めます

- ◆ 65歳になった
- ◆ 他の市区町村から転入した
- ◆ 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- ◆ 介護保険料が増額になった
- ◆ 介護保険料が減額になった
- ◆ 年金が一時差し止めになった など

普通徴収

年金が年額 18 万円未満の人



【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 年間保険料を7月から翌年3月までの毎月（年9回）に分けて納めます。

口座振替が便利です（忙しい人、なかなか外出できない人）

手続き

- ◆ 介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ◆ 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の2ヶ月後からになります。



介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置が取られます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。
申請により後から保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6ヶ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差止められます。
滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げや、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

納付がむずかしい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、税務課に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40歳から64歳までの人の介護保険料の納め方

- 40歳から64歳までの人の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められます。
- 介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。

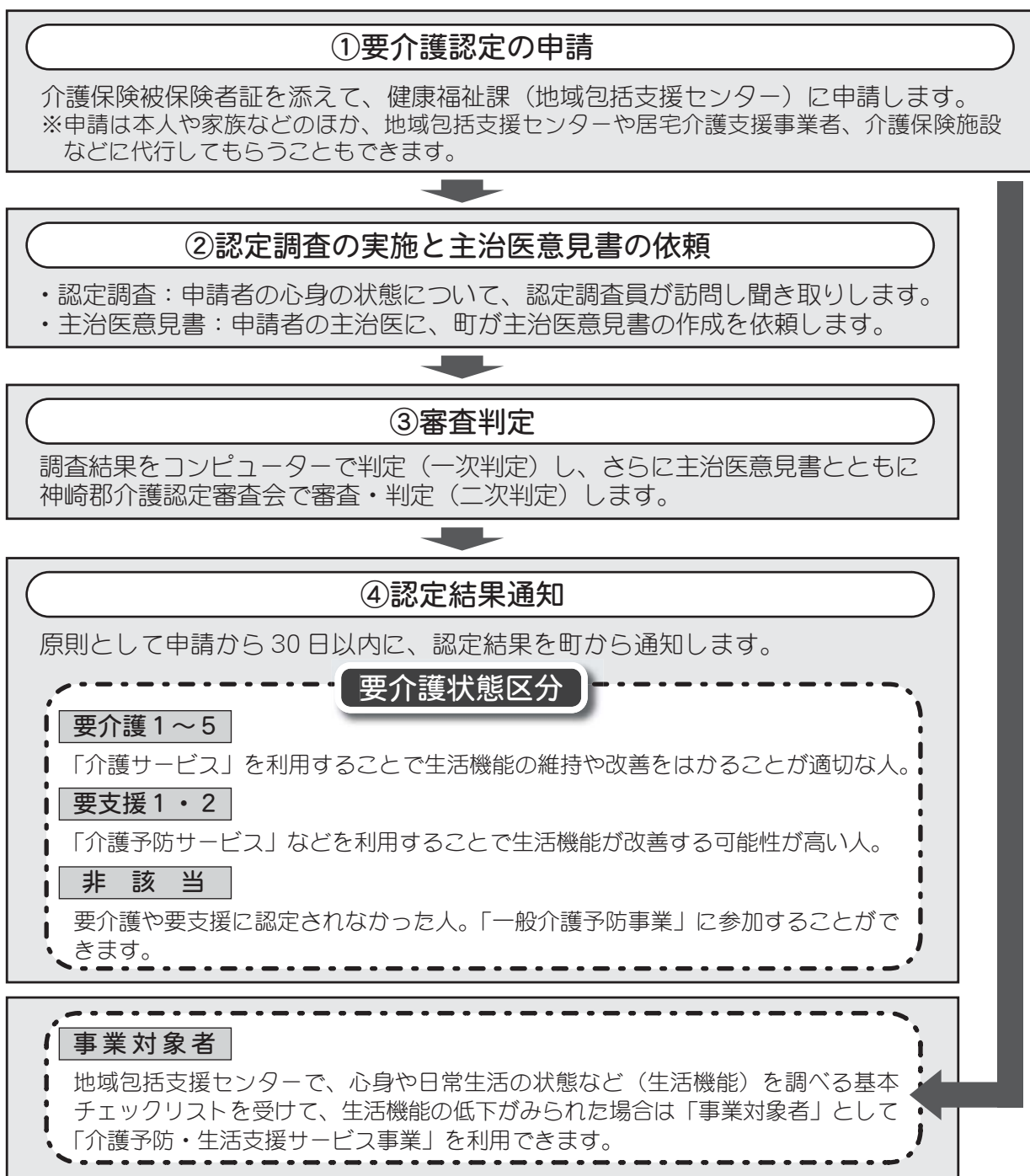


(2) 要介護（要支援）認定

65歳以上の人が介護を必要とする状態になった場合、認定を受けることにより、その程度（要支援1～2、要介護1～5までの7段階）に応じて、原則としてかかった費用の1割から3割の利用者負担で介護サービスを受けることができます。40歳から64歳までの人でも特定疾病（初老期における認知症など16種類）が原因で介護を必要とする状態になった場合には、対象となります。

①要介護（要支援）認定の手続き

介護サービスを利用するためには、認定を受けることが必要です。介護が必要なときは、町の健康福祉課（地域包括支援センター）へ「要介護認定の申請」をしてください。



(3) 介護保険のサービス

①介護保険サービスの利用の流れ

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。(ケアプランの作成には自己負担はありません。)

要介護1から5と認定された人で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する人は介護保険施設に連絡します。

また、要支援1・2と認定された人及び事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。

【要介護1から5と認定された人】

● 在宅サービスを受けるとき

①ケアプラン作成依頼

居宅介護支援事業所に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

②町へ届出

居宅サービス計画作成依頼届出書を、健康福祉課へ提出します。
(居宅介護支援事業者が代行できます。)

③ケアプラン作成

居宅介護支援事業所のケアマネジャーと話し合って課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに利用者や家族、ケアマネジャー、サービス担当者と話し合い、ケアプランを作成します。

④サービス利用

介護サービス事業者と契約し、「介護サービス」を利用します。

● 施設サービスを受けるとき

①施設に申込み

入所希望の施設サービス事業者へ直接申し込み、契約をします。

②ケアプラン作成

施設のケアマネジャーと話し合って課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに利用者と家族、ケアマネジャー、サービス担当者と話し合い、ケアプランを作成します。

③サービス利用

「施設サービス」を利用します。

施設入所者は、施設サービスにかかる費用の1割から3割の利用料と、食事代や日常生活費を負担することになります。

【要支援 1・2 と認定された人】

<p>①介護予防ケアプラン作成依頼</p> <p>地域包括支援センターに、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。</p>
<p>②町へ届出</p> <p>介護予防サービス計画作成依頼届出書を、健康福祉課へ提出します。</p>
<p>③介護予防ケアプラン作成</p> <p>地域包括支援センターの担当職員と話し合って課題を分析し、介護予防ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経て介護予防ケアプランを作成します。</p>
<p>④サービス利用</p> <p>介護予防サービス事業者と契約し、「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。</p>

【非該当と認定された人】

<p>65歳以上の人であれば誰でも利用できる「一般介護予防事業」に参加することができます。参加を希望される人は地域包括支援センターにご相談ください。</p>
--

【事業対象者と認定された人】

<p>①介護予防ケアマネジメント依頼</p> <p>地域包括支援センターに、介護予防ケアマネジメントを依頼します。</p>
<p>②町へ届出</p> <p>介護予防ケアマネジメント依頼届出書を、健康福祉課へ提出します。</p>
<p>③ケアプラン作成</p> <p>地域包括支援センターの担当職員や家族と話し合って課題を分析し、ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経てケアプランを作成します。</p>
<p>④サービス利用</p> <p>「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。</p>

②支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。

限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスなどの支給限度

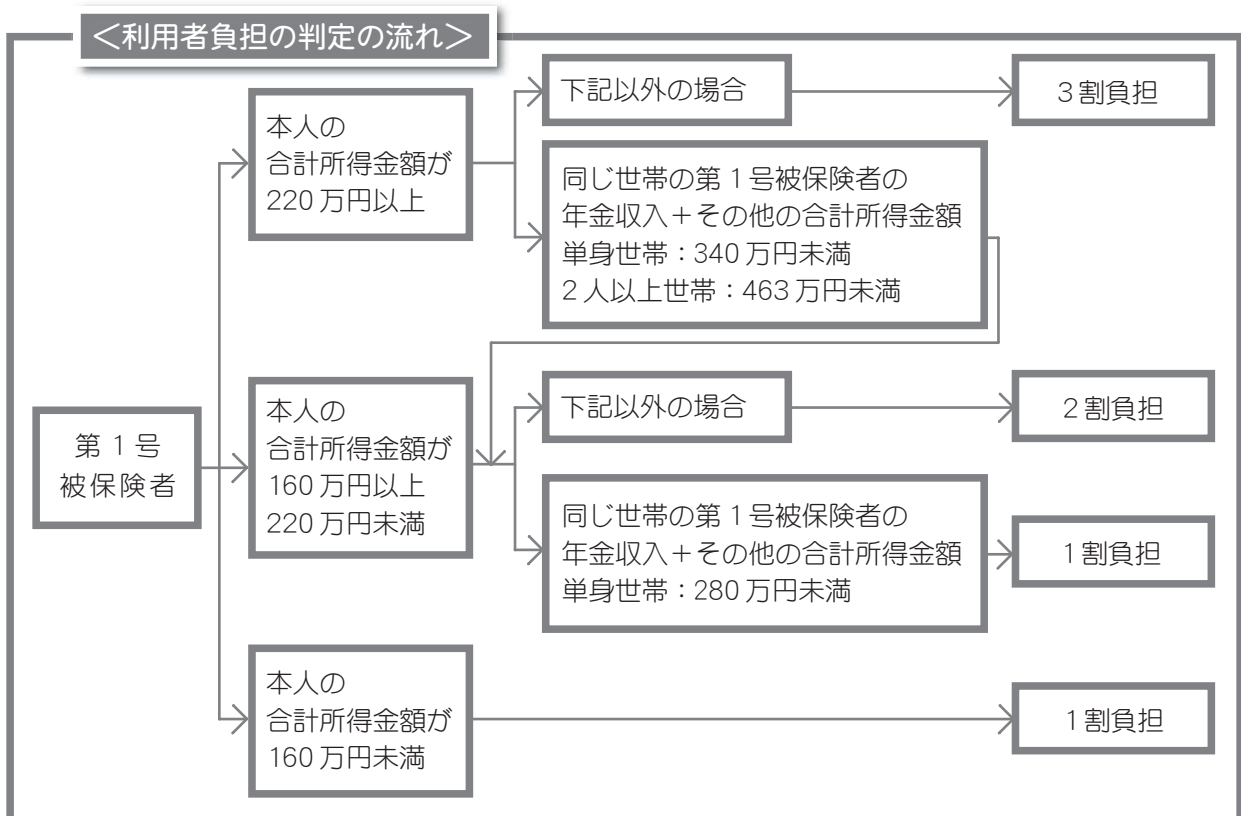
要介護度	居宅サービスの支給限度額（月額）
事業対象者	50,320円
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

③利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割から3割を負担します。

利用者負担の割合

3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人



※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。なお、土地・建物等の譲渡所得にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※負担割合は個人ごとに決まるので、同じ世帯でも人によって負担割合が異なる場合があります。

④介護保険サービスの種類

在宅で受けられるサービス

在宅で生活しながら利用できるサービスです。

●訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。

●訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

●訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

●訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

●訪問看護（介護予防訪問看護）

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい療養上の世話や診療の補助を受けます。

●通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

●通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

通所介護施設などで食事、入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

●通所リハビリテーション（デイケア）（介護予防通所リハビリテーション）

介護老人保健施設や病院、診療所などで食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

●短期入所生活介護（ショートステイ）（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●短期入所療養介護（ショートステイ）（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

●特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

●居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●福祉用具貸与・購入費の支給（介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具購入支給）

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。申請が必要です。

※要支援・要介護1の人には車いす、特殊寝台等原則として対象とならないものがあります。

●住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費支給）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。改修前の事前申請が必要です。

施設サービス

施設に入所して利用するサービスです。要介護1から5の人が利用できます。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。（原則、要介護3以上の人が利用できます。）

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し家庭への復帰を支援します。

●介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

●介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。
原則、住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）（■）

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

●地域密着型通所介護（※）

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）（■）

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

●看護小規模多機能型居宅介護（※）（福崎町にはありません）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで介護や医療・看護のケアが受けられます。

●認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（☆）

認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（□）

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

●夜間対応型訪問介護（※）（福崎町にはありません）

巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

●地域密着型特定施設入居者生活介護（※）（福崎町にはありません）












定員29人以下の介護専用型特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

※は、自立、要支援1・2と認定された方は利用できません。

☆は、自立、要支援1と認定された方は利用できません。

■は、自立と認定された方は利用できません。

□は、自立、要支援1・2、要介護1・2と認定された方は利用できません。

	Q：こんな場合どうしたらいい？	A：こんなサービスがあります
	自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護／訪問型サービス ●訪問入浴介護
	自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問リハビリテーション ●訪問看護 ●居宅療養管理指導
	寝たきりでも自宅で入浴したいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴介護
	有料老人ホームなどでサービスを受けたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●特定施設入居者生活介護
	外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護／通所型サービス ●通所リハビリテーション ◆認知症対応型通所介護 ◆地域密着型通所介護
	家族の介護の手を休めたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護／通所型サービス ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ◆認知症対応型通所介護 ◆地域密着型通所介護
	夜間に介護をしてほしいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	家庭での介護環境を整えたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修
	介護保険が適用される施設へ入所したいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護老人福祉施設 ◎介護老人保健施設 ◎介護医療院 ◎介護療養型医療施設 ◆地域密着型介護老人福祉施設
	状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◆小規模多機能型居宅介護
	認知症に対応したサービスを受けたいときは？	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症対応型共同生活介護 ◆認知症対応型通所介護

●居宅サービス
◆地域密着型サービス
◎施設サービス

利用者負担の軽減について

⑤ 居住費・食費にかかる費用

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ショートステイの各サービスの利用者のうち下記に該当する人は、居住費、食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

1日あたりの負担限度額

利用者負担段階および対象者		居住費等（日額）				食費（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（※）	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

■特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

■上の表に当てはまっても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯でも預貯金等が下記の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※65歳未満の人は収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円、夫婦は2,000万円を超える場合

※個室や従来型個室などの区分については、利用される施設・事業所へお問い合わせください。

※居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に健康福祉課に申請してください。認定された方には、認定証を交付しますので、施設・事業所に提示してからサービスを利用してください。

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

※非課税年金収入とは遺族年金、障害年金です。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。

利用者負担が高額になったとき

⑥高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

利用者負担段階区分	上 限 額
年収約 1,160 万円以上	(世帯) 140,100 円
年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	(世帯) 93,000 円
年収約 383 万円以上約 770 万円未満	(世帯) 44,400 円
一般	(世帯) 44,000 円
住民税世帯非課税等	(世帯) 24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者 	(個人) 15,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者 ・ 利用者負担を1万5,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合 	(個人) 15,000 円 (世帯) 15,000 円

※支給限度額を超えた自己負担分などは対象になりません。

⑦高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（毎年8月～翌年7月分まで）の自己負担額を合算し、下表の限度額を超えた額が支給されます。

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療 制度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定されていた算定基準額「世帯で31万円」で計算されます。

その他の利用者負担等軽減施策について

⑧社会福祉法人による利用者負担軽減制度

軽減の申し出のあった社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、特別養護老人ホーム等のサービスを次の軽減対象者が利用した場合、1割の自己負担額が原則4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）軽減されます。

《軽減対象者及び要件》

世帯全員が市町村民税非課税であり、次の5つの要件を全て満たし、その人の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難の人として町長が認められた人および生活保護受給者、旧措置入所者。

1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに、100万円を加算した額以下であること。
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5	介護保険料を滞納していないこと。

介護サービス情報等の提供について

⑨介護サービス情報公表制度

（介護サービス情報公表システム）


介護サービス情報公表制度（介護サービス情報公表システム）は、利用者が介護サービス情報を入手し、サービス内容や運営状況、施設設備、利用料等を比較・検討して適切に事業所を選択することに役立てています。

【ホームページアドレス】




・・・インターネットで閲覧できます。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php>

スマホでの検索には専用アプリが便利です！

 **介護事業所ナビ**

介護サービス事業所を選択する際に役立つ、様々な機能をご利用いただけます。

-  質問に答えるだけで自分に合った事業所が検索できる
-  近隣の事業所を手軽に検索できる
-  気になる事業所に電話で問合せ可能

など

▼ダウンロードはこちらから▼

iPhoneをご利用の方

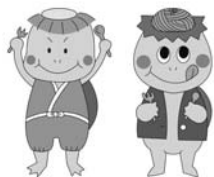


Androidをご利用の方



(4) 介護保険制度 Q & A

介護保険制度の内容について多く寄せられるご質問を Q & A でお知らせします。



介護保険制度関係 Q & A

Q：介護保険の対象者は？

A： 40歳以上の方が加入し、65歳以上の人は第1号被保険者、40歳から64歳の医療保険加入者は、第2号被保険者です。虚弱、寝たきり、認知症等の介護が必要な状態になれば要介護認定を受け、介護サービスを受けることができます。

なお、第2号被保険者の方は、末期がん、初老期認知症、脳血管疾患などの特定疾病による原因の場合に、要介護認定及び介護サービスを受けることができます。

Q：介護保険と医療保険は、どう違うのですか？

A： 介護保険と医療保険は、別々の制度です。介護保険は介護が必要な状態となり、介護サービスを利用する場合の保険です。

医療保険はケガや病気で病院を受診したり、入院したりするときの保険です。

Q：介護保険被保険者証はいつ発行されますか？

A： 介護保険にも医療保険のように被保険者証があります。

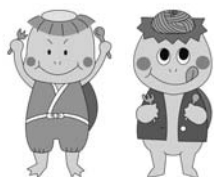
65歳以上の第1号被保険者は、交付の申請をしなくても65歳の誕生日から翌月までに全員に交付されます。

また、40歳から64歳の第2号被保険者については、要介護認定を受けたときに交付されます。

Q：介護サービスを利用したときの利用者負担はどうなっていますか？

A： 原則として介護保険サービスにかかる本人負担は、1割から3割となっています。施設入所・ショートステイを利用する場合は、食事や居住費など費用も利用者負担となりますが、低所得者には軽減制度があります。

また、利用者負担が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。



認定関係 Q & A

Q：介護サービスを利用したいのですが、どうすればいいですか？

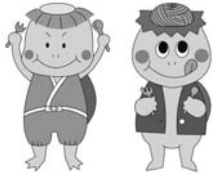
A： 介護サービスを利用するには、要介護認定が必要です。介護保険被保険者証をご持参のうえ、地域包括支援センターで申請をしてください。家族の方などの代理申請も可能です。

Q：認定申請をしてから、認定結果がでるまでどれくらいかかりますか。またその後、介護サービスを受けるまではどうしたらいいですか？

A： 訪問調査や認定審査会での審査があり、約1ヶ月かかります。

認定後、介護サービスを受けるまでには、まずケアマネジャーと契約をします。

ケアマネジャーがご本人に合ったサービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づいてサービスを受けることができます。



介護保険料関係 Q & A

Q：毎年、保険料は変わるのですか？

A：第1号被保険者の保険料は原則3年間同じです。ただし、前年中の所得に大きな変動があれば保険料が変更になる場合があります。

第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は医療保険者により異なります。

Q：住んでいる地域（市町）によって介護保険料は違うのですか？

A：地域によって違います。第1号被保険者（65歳以上）の保険料基準額は、それぞれの市町の高齢者人口や要介護者数、介護サービス量等を基に計算されますので、介護サービス費用を多く支出する市町は、必然的に保険料も高くなります。

福崎町では、高齢者の人口、サービス利用者が年々増加しています。それに伴いサービス利用量も増加しています。なお、第2号被保険者（40歳～64歳）は医療保険ごとに違ってきます。

Q：介護保険料が上がるのはなぜですか？

A：介護保険料は、介護サービスにかかる費用が多くなれば必然的に高くなります。福崎町の介護保険料が上がる要因としては、○高齢化率が高くなり、要介護認定者やサービス利用者が増えている。

○在宅介護より、介護サービスの費用単価が高い介護保険施設の利用が増えている。

等の理由が挙げられます。

Q：保険料はなぜ納めなければいけないのですか？

A：介護保険は、40歳以上の被保険者が納める保険料50%と国・県・町が負担する公費50%で賄われており、社会全体で支える仕組みです。皆様から納めていただいた保険料で介護保険の給付をしています。

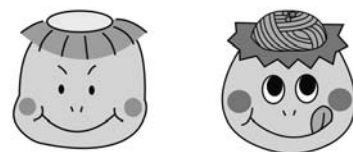
利用者が使った介護保険サービスについて、利用者に1割から3割の負担をしていただきますが、残りの9割から7割を介護保険で賄っています。

制度を維持していくためにも必ず納めていただく必要があります。

また、介護サービスを受けない場合も相互扶助の概念により、納めていただく必要があります。

Q：第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）は保険料のしくみが違うのですか？

A：第1号被保険者は、市町ごとに決められます。第2号被保険者は、加入している医療保険によって異なります。その額は給与や所得等に応じて算定されます。



(5) 福崎町内及び近隣の介護サービス事業所(抜粋)

■在宅で受けられるサービス

居宅介護支援事業所(ケアプラン)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	姫路北病院	〒679-2203 福崎町南田原 1134-2	0790-22-0770	0790-22-2589
2	アキタケメディカル「さくら」介護センター	〒679-2214 福崎町福崎新 73-3 (アキタケ診療所内)	0790-22-5015	0790-22-1436
3	居宅介護支援事業所吉田クリニック	〒679-2212 福崎町福田 275-1	0790-24-3737	0790-24-3030
4	J A兵庫西神節介護センター	〒679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790-22-7001	0790-22-7002
5	ケアプラン愛の里居宅介護支援事業所	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
6	福崎町社会福祉協議会福崎町在宅介護支援センターすみよしの郷	〒679-2201 福崎町大貫 446	0790-22-7134	0790-22-7024
7	愛ケア・サービス介護支援事業所	〒679-2212 福崎町福田 330-9	0790-23-1751	0790-35-9876
8	居宅介護支援事業所ふくさき	〒679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790-22-7931	0790-22-0831
9	居宅介護支援事業所ケアLabo	〒679-2204 福崎町西田原 962	0790-22-7780	0790-22-7787
10	ケアプランかんざき	〒679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-2422	0790-32-1962
11	ひまわり荘居宅介護支援事業	〒679-2302 市川町下牛尾 670	0790-27-1330	0790-27-0600
12	株式会社アミューズ24	〒679-2323 市川町甘地 196	0790-26-3009	0790-26-3312
13	居宅介護支援事業所ひなみ	〒679-2131 姫路市香寺町犬飼 505-1	079-232-6622	079-232-6699
14	居宅介護支援事業所香照苑	〒679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079-264-5567	079-264-7548
15	姫路医療生協居宅介護支援事業所香寺	〒679-2143 姫路市香寺町中仁野 261-7	079-265-1711	079-265-1800
16	ネバーランド居宅介護支援事業所	〒679-2101 姫路市船津町 5271-16	079-232-8310	079-232-8313
17	居宅介護支援事業所キャッシル真和	〒679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079-263-2683	079-263-2344
18	有限会社花北ケアサービス	〒670-0864 姫路市野里中町 1-38	079-288-3730	079-288-3736
19	居宅介護事業所ケアプランマリア	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5143	079-265-5127
20	ニチイケアセンター姫路	〒670-0947 姫路市北条 448-9 エイジنگコート姫路1F	079-225-8011	079-225-8013
21	あざみ居宅介護支援事業所	〒670-0053 姫路市南車崎 2-6-6	079-299-5110	079-299-8223
22	株式会社セイフティサービス	〒672-8013 姫路市白浜町宇佐崎北1丁目 13	079-246-3009	079-246-3950
23	ケアプランだいとう	〒670-0055 姫路市神子岡前2丁目 16-25	079-294-6780	079-294-6781
24	社会福祉法人光寿福祉会居宅介護支援事業所	〒671-2112 姫路市夢前町塩田 118-1	079-336-1124	079-336-1102
25	夢前白寿苑居宅介護支援センター	〒671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079-335-2578	079-335-1060
26	居宅介護支援事業所歩歩	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 2935-1	079-336-0212	079-336-0869
27	ゆめさき三清荘居宅介護支援事業所	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079-336-1335	079-336-1337
28	有限会社青空ケアサービス	〒670-0093 姫路市南新在家 1-HMCビル4階	079-260-7302	079-260-7303
29	居宅介護支援事業所清住園	〒671-0205 姫路市飾東町清住 555	079-262-1555	079-262-1277
30	ほおずきケアプランセンター姫路	〒670-0837 姫路市宮西町 3-6-1	079-221-8001	079-221-8002
31	ケアプランはるか	〒670-0805 姫路市西中島 301-6	079-225-1457	079-255-3137
32	居宅介護支援センター泉の杜	〒679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079-264-8180	079-264-8171
33	オリーブ加西居宅介護支援事業所	〒675-2311 加西市北条町横尾字大坪 150-1	0790-43-7755	0790-43-7766
34	医療法人社団弘秀会米田病院居宅介護支援センター	〒675-2242 加西市尾崎町字野田 10-1	0790-48-3591	0790-48-3965
35	加西の里居宅介護支援事業所	〒675-2241 加西市段下町字奥山 848-14	0790-48-8118	0790-48-3884
36	第二サルビア荘居宅介護支援事業所	〒675-2312 加西市北条町北条 348-1	0790-42-0100	0790-42-0120
37	居宅介護支援事業所そら	〒675-2334 加西市福住町 1172-1	0790-46-8020	0790-46-8021
38	社会福祉法人楽久園会居宅介護支援事業所	〒677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	0795-37-1830

訪問介護(ヘルパー)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町社会福祉協議会ホームヘルプステーション	〒679-2201 福崎町大貫 446	0790-22-7135	0790-22-6215
2	J A兵庫西神飾介護センター	〒679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790-22-7001	0790-22-7002
3	有限会社愛ケア・サービス	〒679-2212 福崎町福田 330-9	0790-23-1751	0790-23-1751
4	有限会社愛の里訪問介護事業所	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
5	ヘルパーステーションジョイケア	〒679-2202 福崎町南田原 3023-1-101	0790-35-8915	0790-35-8977
6	ひまわり荘訪問サービス	〒679-2204 福崎町福田 118-3	0790-35-8778	0790-23-1305
7	陽なたぼっこ	〒679-2203 福崎町南田原 2201-1 藤井第2ハイツ105	0790-22-1350	0790-35-8633
8	訪問介護事業所ハピネス	〒679-2204 福崎町西田原 1481-8-3F	0790-22-0352	0790-22-0353
9	ヘルパーステーション歩歩市川	〒679-2332 市川町田中 227-1	0790-28-2011	0790-28-2013
10	株式会社アミューズ24	〒679-2323 市川町甘地 166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
11	有限会社花北ケアサービス	〒670-0864 姫路市野里中町 1-38	079-288-3912	079-288-3736
12	有限会社青空ケアサービス	〒670-0093 姫路市南新在家 1-1HMCビル4階	079-260-7302	079-260-7303
13	居宅サービス事業所介護サービスマリア	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5199	079-265-5127
14	ニチケアセンター姫路	〒670-0947 姫路市北条 448-9 エイジングコート姫路 1F	079-225-8011	079-225-8013

通所介護(デイサービス)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷	〒679-2215 福崎町西治 474-6	0790-23-0310	0790-23-0322
2	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒679-2201 福崎町大貫 446	0790-22-6663	0790-22-7024
3	デイサービスひまわりの広場	〒679-2204 福崎町西田原 1693-1	0790-24-0300	0790-24-0600
4	愛の里デイサービスセンター	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
5	愛の里第2デイサービスセンター	〒679-2214 福崎町福崎新 365	0790-23-0007	0790-23-0070
6	ハッピーデイサービス	〒679-2212 福崎町福田 275-1	0790-24-5757	0790-24-3030
7	花さきデイサービス	〒679-2215 福崎町西治 1487-1	0790-35-8078	0790-24-5025
8	リハビリデイひまわり	〒679-2212 福崎町福田 118-3	0790-35-8778	0790-23-1305
9	共生型デイサービスケアLabo	〒679-2204 福崎町西田原 962	0790-22-7780	0790-22-7787
10	デイサービスセンター虹の森	〒679-2202 福崎町八千種 2252	0790-22-9123	0790-33-9160
11	「さくら」デイサービスセンター神崎	〒679-2434 神河町吉富 1597-1	0790-32-3690	0790-32-3693
12	お散歩デイにょん	〒679-2323 市川町甘地 187-1	0790-26-3024	0790-26-3324
13	ネバーランドデイサービスセンター	〒679-2101 姫路市船津町 5271-16	079-232-8311	079-232-8313
14	キャッシル真和デイサービスセンター	〒679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079-263-2325	079-263-2344
15	デイサービス花みずき	〒679-2123 姫路市豊富町豊富 915-2	079-264-8833	079-264-8844
16	デイサービスセンター歩歩	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 2935-1	079-336-0260	079-336-0869
17	よろこびデイサービス姫路	〒670-0946 姫路市北条永良町 115	079-281-0812	079-281-0813
18	清住園デイサービスセンター	〒671-0205 姫路市飾東町清住 555	079-262-1555	079-262-1468
19	元気あっぴ加西デイサービスセンター	〒675-2311 加西市北条町横尾字大坪 150-1	0790-43-8585	0790-43-8586

訪問入浴介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	アサヒサンククリーン在宅介護センター姫路北	〒670-0935 姫路市北条口1丁目9	079-282-2182	079-282-2183
2	株式会社セイフティサービス	〒672-8013 姫路市白浜町宇佐崎北1丁目13	079-246-3009	079-246-3950

訪問看護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	吉田クリニック	〒679-2212 福崎町福田 294-5	0790-22-0004	0790-24-4650
2	訪問看護リハビリステーションふくさき	〒679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790-22-7831	0790-22-0831
3	有限会社愛の里	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
4	かんざき訪問看護ステーション	〒679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-2422	0790-32-1962
5	訪問看護リハステーションまーの	〒679-2425 神河町東柏尾 673-1-107	0790-35-8321	0790-35-8326
6	マリア訪問看護ステーション	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5110	079-265-5005

訪問リハビリテーション

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ミナミ整形外科内科	〒679-2203 福崎町南田原 2971-1	0790-23-0789	0790-23-0879
2	アキタケ診療所	〒679-2214 福崎町福崎新 73-3	0790-22-5012	0790-22-1436

通所リハビリテーション(デイケア)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ミナミ整形外科内科	〒679-2203 福崎町南田原 2979-1	0790-23-0789	0790-23-0879
2	介護老人保健施設かみかわ	〒679-2414 神河町粟賀町 422	0790-31-3880	0790-31-3882
3	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	〒670-0801 姫路市仁豊野 650	079-265-5131	079-265-5003
4	介護老人保健施設夢前白寿苑	〒671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079-335-3320	079-335-1060
5	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	〒675-2243 加西市中西町字広野 616-1	0790-48-8190	0790-48-8191
6	介護老人保健施設加西白寿苑	〒675-2321 加西市北条町東高室 1231-1	0790-43-9800	0790-43-9801



短期入所生活介護(ショートステイ)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒679-2201 福崎町大貫580	0790-22-6001	0790-22-5256
2	「さくら」ショートステイ	〒679-2434 神河町吉富1597-1	0790-32-3690	0790-32-3693
3	特別養護老人ホームうぐいす荘	〒679-2415 神河町福本字中茶屋山1241-3	0790-32-2257	0790-32-2596
4	特別養護老人ホームあやめ苑	〒679-3115 神河町比延277	0790-34-1800	0790-34-1801
5	ひまわり荘ショートステイ	〒679-2302 市川町下牛尾680	0790-27-0800	0790-27-0600
6	ヴィレッジにょん	〒679-2323 市川町甘地187-1	0790-26-3024	0790-26-3324
7	ショートステイ香照苑	〒679-2132 姫路市香寺町須加院338-506	079-264-5567	079-264-5690
8	ショートステイキャッシル真和	〒679-2115 姫路市山田町西山田726-1	079-263-2325	079-263-2344
9	特別養護老人ホームネバーランド	〒679-2101 姫路市船津町5271-16	079-232-8311	079-232-8313
10	ショートステイ泉の杜	〒679-2121 姫路市豊富町神谷3041-20	079-264-8170	079-264-8171
11	ショートステイゆめさき三清荘	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄4514	079-336-1336	079-336-1337
12	加西の里短期入所生活介護事業所	〒675-2241 加西市段下町字奥山848-14	0790-48-2552	0790-48-3884
13	特別養護老人ホーム春夏秋冬	〒675-2222 加西市坂本町1027-5	0790-48-8888	0790-48-4822
14	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	〒675-2401 加西市国正町1931-2	0790-45-1801	0790-45-1807
15	特別養護老人ホームゆりの荘	〒677-0113 多可町八千代区俵田111-27	0795-37-0174	0795-37-1986

■施設でうけられるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒679-2201 福崎町大貫580	0790-22-6001	0790-22-5256
2	特別養護老人ホームうぐいす荘	〒679-2415 神河町福本字中茶屋山1241-3	0790-32-2257	0790-32-2596
3	特別養護老人ホームあやめ苑	〒679-3115 神河町比延277	0790-34-1800	0790-34-1801
4	特別養護老人ホームひまわり荘	〒679-2302 市川町下牛尾680	0790-27-0800	0790-27-0600
5	特別養護老人ホーム香照苑	〒679-2132 姫路市香寺町須加院338-506	079-264-5567	079-264-5690
6	特別養護老人ホームネバーランド	〒679-2101 姫路市船津町5271-16	079-232-8311	079-232-8313
7	特別養護老人ホームキャッシル真和	〒679-2115 姫路市山田町西山田726-1	079-263-2325	079-263-2344
8	特別養護老人ホーム光寿園	〒671-2112 姫路市夢前町塩田118-1	079-336-1101	079-336-1102
9	特別養護老人ホーム夢の里	〒671-2131 姫路市夢前町戸倉字登り尾1105-38	079-337-6666	079-337-6667
10	特別養護老人ホームサン・ビレッジ夢前	〒671-2115 姫路市夢前町又坂405	079-335-2332	079-335-3883
11	特別養護老人ホームゆめさき三清荘	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄4514	079-336-1336	079-336-1337
12	特別養護老人ホーム泉の杜	〒679-2121 姫路市豊富町神谷3041-20	079-264-8170	079-264-8171
13	特別養護老人ホームサンライフ御立	〒670-0072 姫路市御立東5-1-1	079-291-6666	079-291-6667
14	特別養護老人ホームあじさいホーム	〒671-2426 姫路市安富町植木野426-64	079-066-4353	079-066-4354
15	特別養護老人ホーム加西の里	〒675-2241 加西市段下町字奥山848-14	0790-48-2552	0790-48-3884
16	特別養護老人ホーム春夏秋冬	〒675-2222 加西市坂本町1027-5	0790-48-8888	0790-48-4822
17	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	〒675-2401 加西市国正町1931-2	0790-45-1801	0790-45-1807
18	特別養護老人ホームゆりの荘	〒677-0113 多可町八千代区俵田111-27	0795-37-0174	0795-37-1986
19	特別養護老人ホーム桑の実園	〒679-4003 たつの市揖西町小神字塚原1551	0791-66-1360	0791-66-1473
20	特別養護老人ホームいほがわ荘	〒671-1601 たつの市揖保川町半田608-1	0791-72-6600	0791-72-5750

介護老人保健施設

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	介護老人保健施設かみかわ	〒679-2414 神河町粟賀町422	0790-31-3880	0790-31-3882
2	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	〒670-0801 姫路市仁豊野650	079-265-5131	079-265-5003
3	介護老人保健施設夢前白寿苑	〒671-2135 姫路市夢前町塚本77-9	079-335-3320	079-335-1060
4	老人保健施設カノープス姫路	〒671-0221 姫路市別所町別所960-1	079-252-7111	079-252-7088
5	老人保健施設ハピネス五葉	〒670-0012 姫路市本町165	079-288-9881	079-288-9882
6	老人保健施設老人ケアセンター緑ヶ丘	〒670-0061 姫路市西今宿5丁目3-8	079-293-3211	079-294-5311
7	光が丘老人保健施設	〒671-0234 姫路市御国野町国分寺267	079-252-6601	079-252-2331
8	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	〒675-2243 加西市中西町字広野616-1	0790-48-8190	0790-48-8191
9	介護老人保健施設加西白寿苑	〒675-2321 加西市北条町東高室1231-1	0790-43-9800	0790-43-9801

介護療養型医療施設

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	医療法人社団弘秀会米田病院	〒675-2242 加西市尾崎町字野田10-1	0790-48-3591	0790-48-3965
2	医療法人松浦会松浦病院	〒670-0845 姫路市城東町京口台1	079-282-7171	079-282-1103

介護医療院

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	國富胃腸病院介護医療院	〒671-2222 姫路市青山3丁目33-1	079-266-2355	079-267-1316
2	医療法人恵風会介護医療院ヴェルデ	〒670-0061 姫路市西今宿5丁目3-8	079-293-3315	079-294-5311
3	厚生病院介護医療院	〒670-0074 姫路市御立西4丁目1-25	079-292-1109	079-298-3067

■地域密着型サービス（福崎町）

認知症対応型通所介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒679-2201 福崎町大貫446	0790-22-6663	0790-22-7024
2	ふるさとの家	〒679-2203 福崎町南田原1185	0790-24-2630	0790-24-5601

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	グループホームサルビア	〒679-2201 福崎町大貫580	0790-22-6001	0790-22-5256
2	グループホーム CHIAKI ほおずき福崎	〒679-2203 福崎町南田原757-1	0790-24-5600	0790-24-5601
3	ひまわり荘福崎の家	〒679-2204 福崎町西田原字前田1693-1	0790-24-0400	0790-24-0600

小規模多機能型居宅介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ふるさとの家	〒679-2203 福崎町南田原1185	0790-24-2630	0790-24-2633
2	小規模多機能ホームもちもちの木	〒679-2215 福崎町西治1487-1	0790-35-8077	0790-24-5025

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒679-2201 福崎町大貫 580	0790-22-6001	0790-22-5256

地域密着型通所介護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	デイサービス CHIAKIほおずき福崎	〒679-2203 福崎町南田原 757-1	0790-24-5600	0790-24-5601
2	デイサービス優	〒679-2212 福崎町福田 403-13	0790-22-7556	0790-35-9778
3	リハビリデイサービスふくさき	〒679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790-22-7131	0790-22-7031

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	愛の里安心サポートセンター	〒679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374

■サービス付き高齢者住宅（福崎町）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	プラチナスクエアひまわり	〒679-2212 福崎町福田 118-3	0790-35-8778	0790-23-1305

※介護保険事業者情報は独立行政法人福祉医療機構が展開するホームページ

「WAM NET（フムネット）」上の、「介護事業者情報」に最新の情報が掲載されています。

<http://www.wam.go.jp/kaigo/>

※介護サービス情報公表システムについて

介護サービス情報公表システムでは、利用者が介護サービスや事業所、施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供しています。この介護サービス情報公表システムを使うことで、インターネットでいつでも誰でも気軽に介護サービスや事業所、施設の情報を入手することができますのでご利用ください。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php>



入居者募集中!

いつまでも
自分らしい豊かな生活を…

- 24時間コンシェルジュ常駐
- グループ全体のサポート体制
- 全室南向き
- 入居一時金は一切不要
- 60歳以上の方 対象

サービス付き高齢者向け住宅 **プラチナスクエア ひまわり**

〒679-2212 神崎郡福崎町福田118-3
JR 福崎駅から徒歩5分 エルデホール・商工会北

TEL 0790-35-8778
FAX 0790-23-1305

✉ puratinahimawari@movie.ocn.ne.jp

URL://www.himawarisou.or.jp

社会福祉法人 正寿会

- 特別養護老人ホーム ひまわり荘
- ひまわり荘 ショートステイ
- ひまわり荘 デイサービス
- グループホーム ひまわり荘
- ひまわり荘 居宅支援事業所

〒679-2302 神崎郡市川町下牛尾680
TEL 0790-27-0800 FAX0790-27-0600
✉ info@himawarisou.or.jp

- サービス付き高齢者向け住宅
プラチナスクエア ひまわり
- ひまわり荘 訪問サービス
- デイサービス ひまわりの広場
- グループホームひまわり荘 福崎の家

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1693-1
TEL 0790-24-0300 FAX 0790-24-0600
URL://www.himawarisou.or.jp

花さきデイサービス 小規模多機能ホームもちもちの木

姫路事業所

特別養護老人ホーム（従来型・ユニット型）・居宅介護支援事業所・ケアハウス
デイサービスセンター・小規模多機能ホーム・グループホーム

社会福祉法人ネバーランド福祉会

○福崎事業所○

神崎郡福崎町西治1487-1
TEL 0790-35-8077（もちもちの木）
TEL 0790-35-8078（花さき）

○姫路事業所○

姫路市船津町5271-16（代表）
TEL 079-232-8311（代表）

看護職員募集中!

ホームページ：<https://www.neverland.or.jp>



社会福祉法人 円融会

特別養護老人ホーム サルビア荘
グループホーム サルビア
障害者支援施設 ナーシングピア加西
ケアハウス シュヴェルニーカサイ

特別養護老人ホーム 第二サルビア荘
第二サルビア荘 デイサービスセンター
第二サルビア荘 訪問介護事業所
第二サルビア荘 居宅介護支援事業所

円融会は「共に暮らす」を基本理念として、社会福祉事業に取り組んでいます。

兵庫県神崎郡福崎町大貫580 TEL 0790-22-8500

ホームページ <http://www.enyuukai.jp/>

E-メール jimu@enyuukai.jp



- ・通所介護
- ・児童発達支援
- ・居宅介護支援
- ・放課後等デイサービス
- ・総合事業通所介護
- ・見守り事業
- ・ふれあいキッチン
- ・訪問美容室

〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原962番地

☎0790-22-7780 ㊦0790-22-7787

mail : kyousei@carelabo.or.jp

ホームページ : <https://www.carelabo.or.jp>



あたりまえの時間を大切に、
あなたの暮らしに寄り添います。

- *みんなの家 ほーむほすびす陽なたぼっこ
 - *訪問介護事業所 陽なたぼっこ
 - *自費サービス ほっこりお助け隊
 - *訪問看護ステーション 陽なたぼっこ(年内稼働予定)
 - *居宅・重度訪問介護(現在休止中)
- 最期の時間まで、ご自分やご家族様の想いを尊重し、必要なサービスや環境を提供し、愛と感謝を込めて、よりよい暮らしのお手伝いをさせていただきます。

*お問い合わせはこちらまでお気軽にご連絡ください。

0790-22-1350

神崎郡福崎町南田原1155-9 株式会社 bright future

社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会

〒679-2215 兵庫県神崎郡福崎町西治474番地6

□法人本部(地域福祉事業・ボランティアセンター)

TEL(0790)23-0300 FAX(0790)23-0322

□第1老人デイサービスセンター「なぐさの郷」

TEL(0790)23-0310 FAX(0790)23-0322

〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫446

□在宅介護支援センター「すみよしの郷」

TEL(0790)22-7134 FAX(0790)22-7024

□第2老人デイサービスセンター「すみよしの郷」

TEL(0790)22-6663 FAX(0790)22-7024

□ホームヘルプステーション

TEL(0790)22-7135 FAX(0790)22-6215

□障害相談支援センター

TEL(0790)35-8575 FAX(0790)22-7024

～であい、ふれあい、つながりあい、
ともに支え合う地域づくり～

11. 福崎町地域包括支援センター

(認知症相談支援センター)

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、高齢者等への総合的な支援を行う機関です。

少子高齢化が進む中、高齢者等が介護や医療が必要となっても、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築をめざし、介護保険法に基づく地域支援事業(介護保険法 115 条の 45)を行います。

地域包括支援センター（保健センター内）

電話 0790-22-0560



地 域 支 援 事 業			事業紹介 ページ
総 合 事 業	介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定等を受けた方、基本チェックリストで事業の対象と認められた方の訪問型・通所型サービスです。	P112
	介護予防ケアマネジメント事業	要支援認定等を受けた方、基本チェックリストで事業の対象と認められた方に、適切なサービスをケアマネジメントします。	P113
	一般介護予防事業	住民運営の通いの場を中心に行う介護予防事業であり地域づくりにも寄与します。	P113
包 括 的 支 援 事 業	認知症総合支援事業	認知症でも住み慣れた地域で暮らせるよう、医療と介護の一体的な提供に向けた関係者の連携を推進します。	P113
		※福崎町認知症ケアネット	P116
	地域ケア会議	地域で自立した生活を営むための支援等について検討します。専門職による会議や地域に密着した会議等があります。	P114
	地域包括支援センター運営事業	住民の心身の健康の保持と生活の安定のために行う事業で、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントがあります。	P114
	生活支援体制整備事業	生活支援を必要とする方が自立した生活を送れるよう、地域で多様なサービスを提供する体制整備を行います。	—
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向け関係者が連携し推進します。	P115
任 意 事 業	介護給付費等費用適正化事業	ケアプランの点検や介護給付費通知等を行ない、適正な介護保険の運営に努めます。	—
	家族介護支援事業	認知症高齢者等やすらぎ支援事業や家族介護慰労金支給等、在宅介護に対し精神的・経済的な支援を行います。	P115
	その他の事業	成年後見制度の利用者支援や、認知症サポーター養成講座開催による支援者の育成等を行ないます。	P115

(1) 福崎町介護予防・生活支援サービス事業

種別 事業名 (委託先事業所)	定員 (人)	曜日 時間	内容	利用料等 (自己負担割合)
通所型 A 健やかクラブ (社会福祉協議会)	20	土曜日 9:30～ 15:30	集団プログラム ・ふくろう体操他、 心身の自立支援を目的とした プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	【1割】 350円/回 【2割】 700円/回 【3割】 1,050円/回
通所型 A はつらつクラブ (社会福祉協議会) ※実施場所：図書館	15	水曜日 9:30～ 15:30		
通所型 A おひさまクラブ (デイサービス優)	5	水曜日 9:30～ 15:30		
通所型 C リハビリ教室 「パートナーふくさき」 (リハビリテーション ふくさき)	10	火曜日 13:30～ 16:30 ----- 木曜日 9:00～ 12:00	個別・集団プログラム (3カ月～6カ月間) ・運動器の機能向上プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	【1割】 420円/回 【2割】 840円/回 【3割】 1,260円/回
通所型 C 転倒予防教室 (地域包括支援 センター)	10	木曜日 9:30～ 11:30	集団プログラム (6カ月間) ・転倒予防プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	利用料 1,800円/6か月 送迎代 100円/回
通所型 C はつらつ大学「脳楽部」 (地域包括支援 センター)	5	金曜日 10:00～ 11:00	個別プログラム (6カ月間) ・認知症予防プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	教材費 1,100円/月 送迎代 100円/回
訪問型 A ほのぼの 自立支援訪問 (社会福祉協議会)	—	週1回 1時間 程度	・生活援助等	【1割】 210円/回 【2割】 420円/回 【3割】 630円/回

※支援に専門性が必要となる方には、専門職による訪問型・通所型サービス（徒前相当のサービス）を提供します。

(2) 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や事業対象者等の自立した生活に向けて、適切な介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づいた支援をしていきます。

ポイント

- ・自分でできる力を活かす（自助）
- ・地域の資源を活かす（互助）
- ・介護保険サービスや介護予防・生活支援サービスの利用（共助）
- ・行政等によるサービス（公助）

(3) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方とその支援者が対象です。

①地域ふくろうの会

各地区公民館で週1回、住民運営で行われる介護予防の運動教室です。（ふくろう体操）

②地域介護予防活動補助金の交付

住民運営の介護予防活動やふれあい活動に対し、補助金年間30,000円を交付します。

「介護予防活動」・・・1週間に1回、プログラム化した介護予防事業を行う活動です。

「ふれあい活動」・・・1か月に1回、地域づくりの場となる事業を行う活動です。

※地域で介護予防活動をしてみたいという方は、地域包括支援センターへご相談ください。

(4) 認知症総合支援事業

①認知症相談窓口の設置（認知症相談支援センター）

地域包括支援センターは、姫路北病院と連携し、認知症の相談に対応しています。

②認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族に、専門医と保健師等がチームで早期に関わり、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう対応します。

対象

認知症の疑われる方で、介護サービスを受けていない方や病院にかかっていない方、対応困難な認知症状が多く見られる方等



③認知症カフェへの支援

認知症カフェは、地域で認知症の方やその家族を支える場です。
利用料は各カフェで異なります。

開設カフェ	場 所	主 催	実 施
コミュニティカフェ「笑」 ^{えみ}	山田文庫 (辻川 山田医院横)	アロマサークル美人	月1回
オレンジカフェ「結」 ^{ゆい}	高岡交流会館 (高岡小学校横)	神戸医療福祉大学学生 (高岡地区民生委員協力)	月1回

※開設時や年間活動に対する運営支援を行っています。カフェの開設にあたっては、地域包括支援センターへお問い合わせください。

(5) 地域ケア会議

①我が事会議（地域に密着した会議）

高齢者等に生じた困り事を他人ごとではなく自分の事としてとらえ考える地域づくりの基本となるものです。高齢者等に支援を必要とする困り事ができたとき、地域の福祉担当者や地域包括支援センター、社会福祉協議会等で支援体制を検討します。

地域のサービスの充実についても話し合いをします。

(6) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援

高齢者等に関する全般的な相談をお受けします。

休日に、急ぎのご相談ごとが発生した場合は、役場へご連絡ください。

宿日直が担当者に取次ぎします。

②権利擁護

高齢者の権利を守るため、以下の内容等への対応や手続きの支援をします。

■成年後見制度の活用促進

【財産管理】 預貯金や不動産の管理等の支援

【身上監護】 病院の入退院の手続きや福祉サービス等の契約の支援

■消費者被害の防止

■高齢者虐待への対応

■困難事例への対応

■老人福祉施設等への措置入所の支援



(7) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とし、神崎郡3町で広域運営を行っています。(神崎郡医師会に委託しています)

連携支援センターの事務局は、公立神崎総合病院内にあり、社会福祉士1名が配属されています。主な事業内容は下記のとおりです。

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 医療・介護関係者の研修

(8) 家族介護支援事業

①認知症高齢者等やすらぎ支援事業

「やすらぎ支援員」による高齢者の見守り訪問です。社会福祉協議会に委託しています。

②家族介護慰労金の支給

住民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービス(下記※)を利用せず、要介護度4または5の高齢者を在宅で介護する方に、年額100,000円を支給します。

※福祉用具の購入・貸与、住宅改修費の助成、短期入所生活介護・短期入所療養介護(合わせて7日以内/年)の利用は除きます。

(9) その他の事業

①認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対して、できる範囲での手助けをする人(認知症サポーター)を養成します。

依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣します。

対 象	自治会・消防団・企業・商店・学校(小・中・高等学校等)など
-----	-------------------------------



福崎町認知症ケアネット

認知症になっても
豊かに人生を送るために



認知症とは

一度、正常に発達した認知機能が、後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態をいい、それが意識障害のないときにみられるものです。

認知症 ケアネットとは

認知症の人を受け止めるだけでなく、その人らしい質の高い生活に戻れるよう、認知症の人を地域全体で支えるネットワークをいいます。



早期診断・早期対応

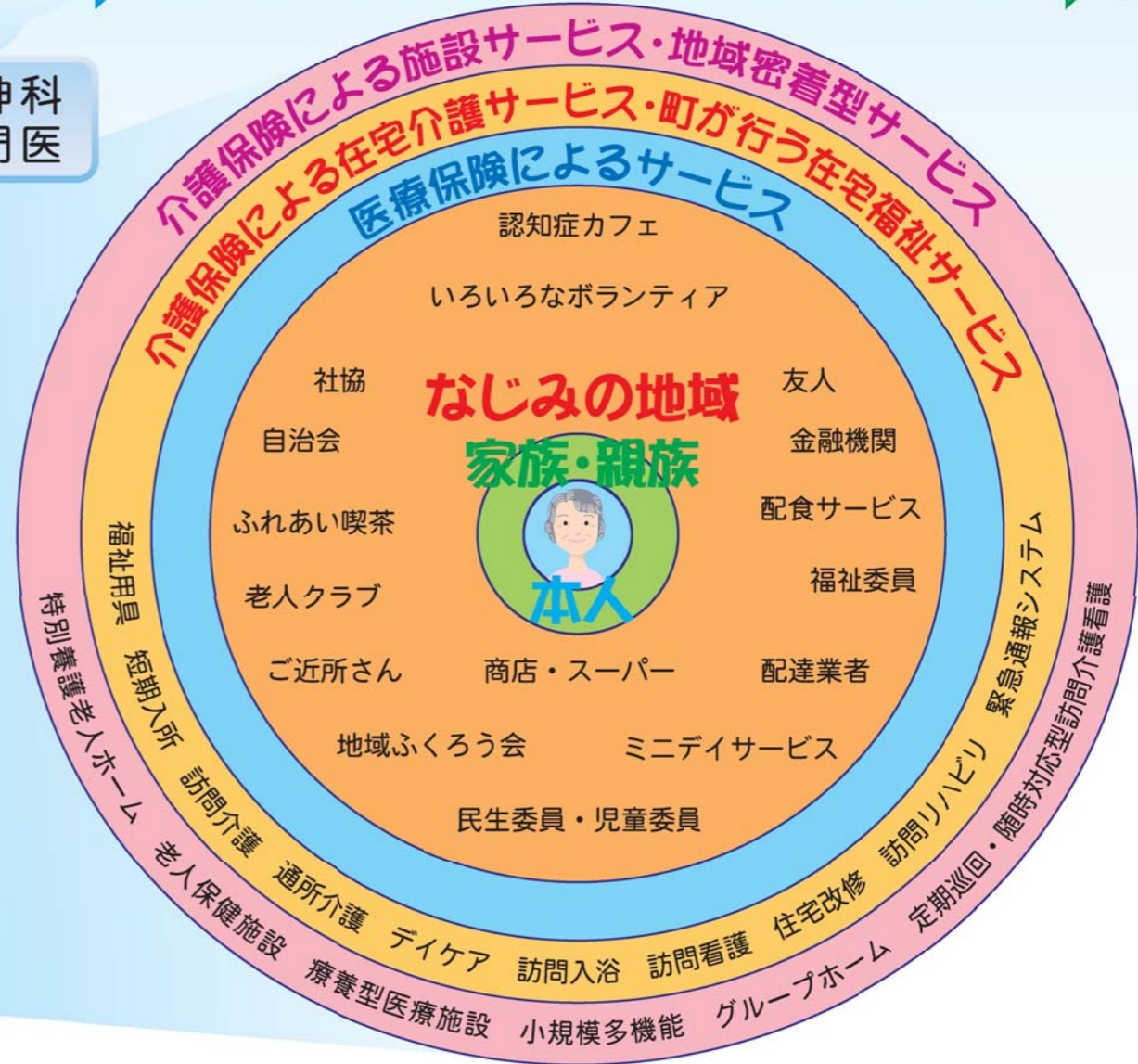
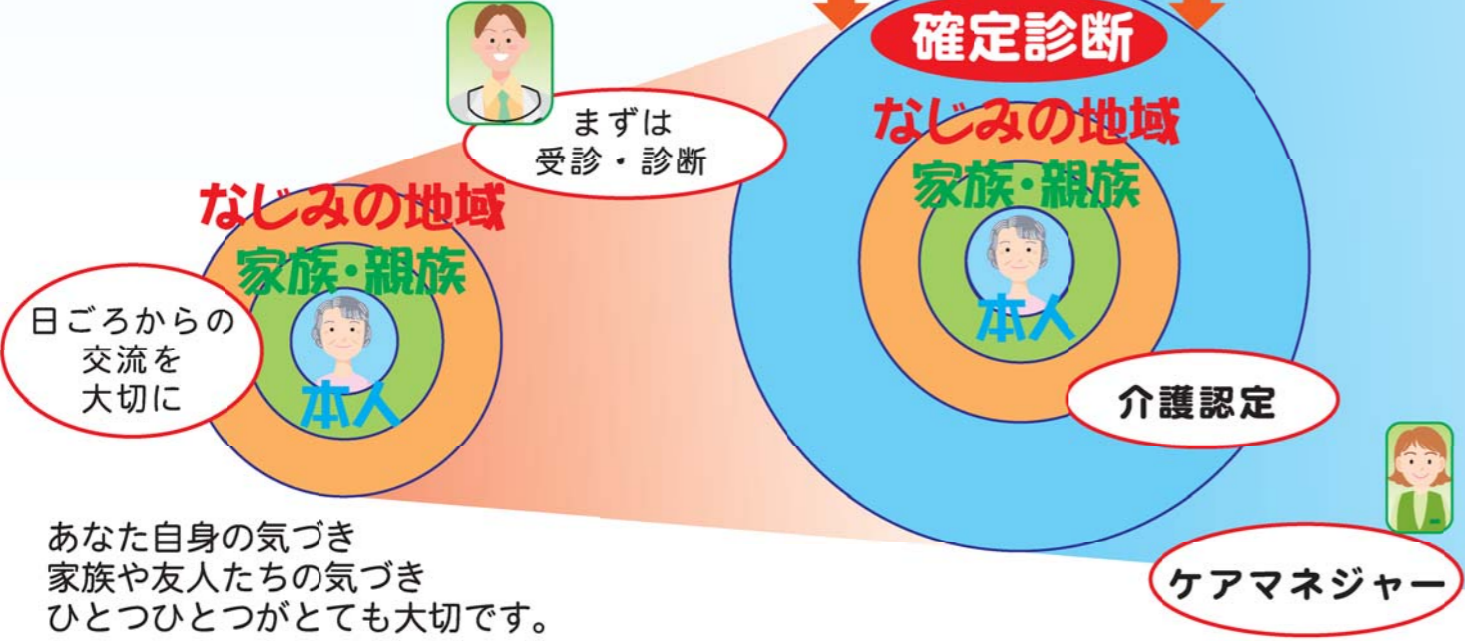
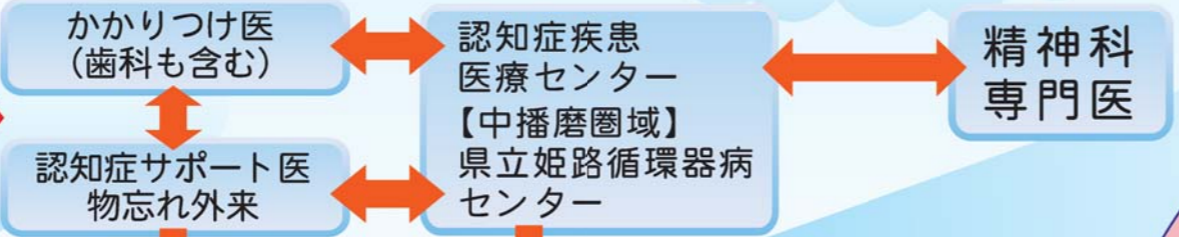
日常生活の中で
早めの気づき

適切な医療を受けるために
早めの受診・診断

今までどおりの生活を送るために
サービス利用・地域の支援

住みなれた地域で安心した暮らし

認知症相談窓口
福崎町地域包括
支援センター
TEL 22-0560



あなた自身の気づき
家族や友人たちの気づき
ひとつひとつがとても大切です。

認知症の方や家族を支える
認知症サポーターになろう！

早めに診断を受け、安心できる
生活に取り組もう。

抱え込まないで 一人じゃない。
【総合相談窓口】地域包括支援センター
【地域の相談窓口】民生委員・児童委員
【介護保険サービス計画作成】担当ケアマネジャー

育てよう！
“SOS”打ち明け
受け止められる
ご近所さんとの
関係づくり

85歳の約半数、95歳では8割が認知症になるといわれています。
認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。
認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支える人です。

早めの診断は認知症の人と家族の生活を左右するのに非常に重要です。
お互いが、理解を深めることで、生活上の障害を軽減し、その後のトラブルを減らすことができます。最近「気になるな」という場合は早めに受診しましょう。

適切に服薬し、介護保険サービスや予防サービス、地域の事業を上手に利用することで、進行を遅らせたり、症状を軽くすることも期待できます。
●ご家族は、不安やストレスを抱え込まず、相談窓口を利用しましょう。
●地域の方は、認知症の方やそのご家族が孤立しないよう、声かけや見守り、地域の居場所づくりを推進していきましょう。

このパンフレットは、香川県綾川町認知症ケアパスを参考に福崎町版として改変し作成しています。

認知症の方への対応の心得

3つの「ない」

驚かせない

急がせない

自尊心を
傷つけない

具体的な対応の7つのポイント

- さりげなく見守る
- 自然な笑顔で余裕をもって対応する
- 声かけするときは一人で（複数で取り囲むと恐怖心を感じます）
- 後ろから声をかけない
- 相手に視線を合わせる
- はっきりとしたやさしい口調で
- 相手の言葉に耳を傾けてゆっくりと対応する

認知症の症状

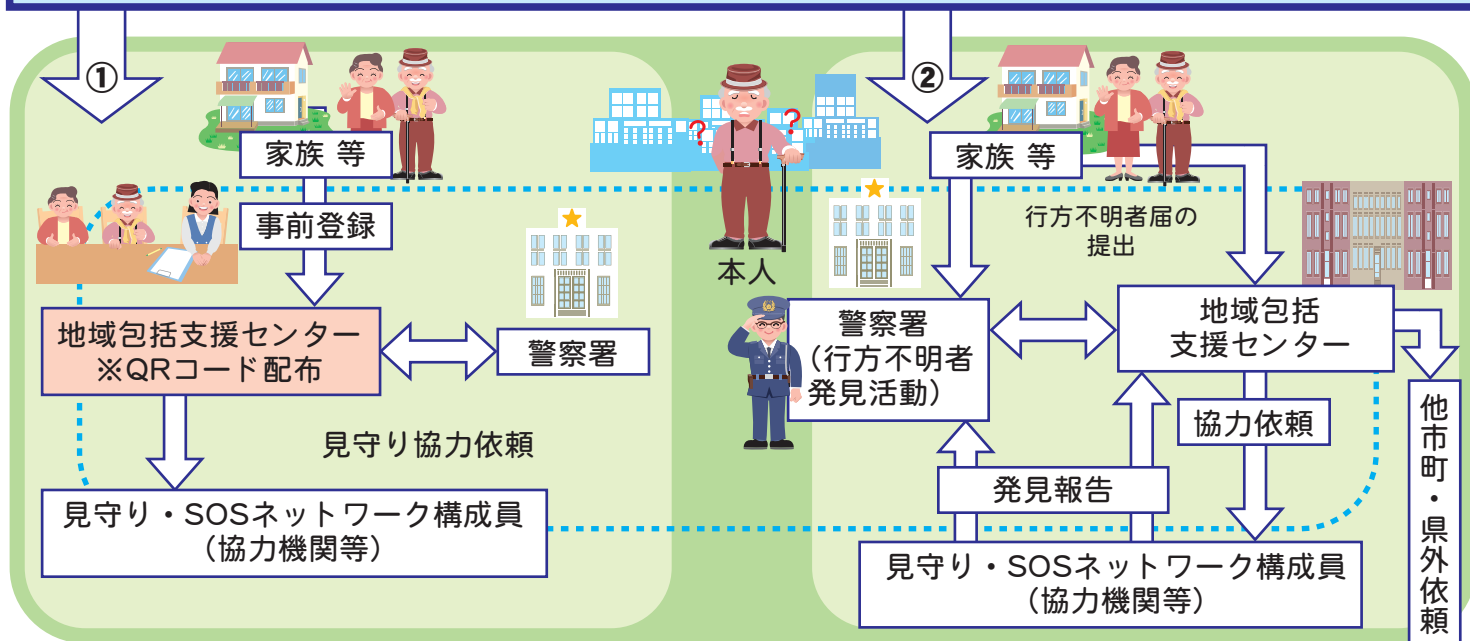
症状	特徴	症状への対処
中核症状	<p>記憶障害</p> <ul style="list-style-type: none">・数分から数日の間のことが思い出せない。・物忘れの自覚がない。 <p>失語・失行・失認</p> <ul style="list-style-type: none">・言葉が出てこない。・今まで使っていた物が使えない。 <p>遂行機能障害</p> <ul style="list-style-type: none">・段取りよく準備ができない。（料理・旅行等） <p>理解・判断力の低下</p> <ul style="list-style-type: none">・考えるスピードが遅くなる。・2つ以上のことが重なるとうまく処理ができない。 <p>見当識障害</p> <ul style="list-style-type: none">・時間や場所が分からなくなる。・季節感の感覚が薄れ、季節はずれの服を着たりする。 <p>人格変化・病識の欠如</p> <ul style="list-style-type: none">・些細なことで怒りだした。暴力的になった。	<p>脳の細胞が壊れることによって起こります。</p> <p>認知症になれば誰にでも遅かれ早かれ現れる症状です。</p> <p>失われた機能を回復する治療法はありませんが適切な治療によって症状の進行を遅らせることはできます。</p>
(BPSD) 行動・心理症状	<p>物盗られ妄想</p> <ul style="list-style-type: none">・記憶障害や思考力の低下によって起こる被害妄想のひとつ。身近な方に疑いの目が向きがち。 <p>徘徊</p> <ul style="list-style-type: none">・時間や場所の見当識障害などが原因で起こりやすい。 <p>意欲の低下</p> <ul style="list-style-type: none">・自信を失うことですべてのことが面倒になってくる。 <p>嗜好の変化、妄想、自発性の低下など</p> <ul style="list-style-type: none">・好みが変わった・物事の関心が薄くなる・感情のコントロールができなくなる	<p>その人の置かれている環境・人間関係・性格などが絡み合っ て起きてくるため、人それぞれ 表れ方が違います。</p> <p>介護者の精神的負担が大きい 症状ですが、対応の仕方や環境 を整えることなどで予防も可能 です。</p>

認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク

外出が気になる方は、早めにご利用ください！

認知症等の方を行方不明にしない、行方を早めに発見する対策として、警察等の関係機関や配達事業者等の協力機関と連携し「福崎町認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」を行っています。

①「事前登録による日頃の見守りネットワーク」 ②「緊急時早期発見のためのSOSネットワーク」



事前登録申請

【対象】 認知症や障害等で行方不明になる恐れのある方。年齢制限はありません。

日常的な見守り体制の構築と、道に迷った時の個人の特定に役立ってます。

登録申請は、福崎町地域包括支援センターで受付します。

登録者は登録番号を持ち、その情報は、福崎町地域包括支援センターと福崎警察署が共有します。

個人情報目的外に利用されることはありません。

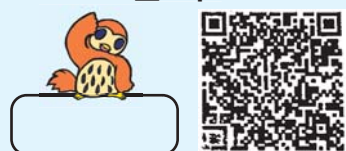
※身元を早めに特定する「福崎町てくてくふくろうSOS QRコードシール」

SOSネットワークの事前登録者は、衣類または持ち物等にQRコードシールを貼付します。「迷い人」が、QRコードシールを付けておられたら、携帯電話でQRコードを読み取り、画面に表示された地域包括支援センターまでご連絡ください。(他市町でもQRコードを利用しています)

シールに表示されている番号をお伝えいただくことで、身元をすぐに確認し、家族へ無事をお伝えすることができます。

この事業は、警察署と連携しております。夜間は警察署が対応します。

福崎町てくてくふくろう
SOSQRコード



QRコード表示内容

警察署か下記に連絡をお願いします。
福崎町地域包括支援センター
TEL 0790-22-0560
兵庫県神崎郡福崎町西田原1397-1



認知症の自己チェック

予備群の段階で早めに認知症に対応しましょう！

「兵庫県版認知症チェックシート」



■最近1ヵ月以内のことを思い出してご回答ください。

※ご家族の方や身近な方がチェックすることもできます。(該当項目に○) チェックしたのは(ご本人・ご家族等)

NO	質問内容	1点	2点	3点	4点
1	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
2	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
3	自分の生年月日がわからなくなることがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
4	今日が何月何日かわからないときがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
5	自分のいる場所がどこかわからなくなることがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
6	道に迷って家に帰って来られなくなることがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
7	電気やガスや水道が止まってしまったときに、自分で適切に対処できますか。 ※自分で電気会社などに連絡をしたり、滞納している料金を払いに行ったりできますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
8	一日の計画を自分で立てることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
9	季節や状況に合った服を自分で選ぶことができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
10	一人で買い物はできますか。 ※一人で買い物に行かなければならない場合、必要なものを必要な量だけ買うことができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
11	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
12	貯金の出し入れ、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
13	電話をかけることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
14	自分で食事の準備はできますか。 ※自分で食事の準備をしないといけない場合は、必要な食材を自分で調理または総菜を購入して準備することができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない

NO	質問内容	1点	2点	3点	4点
15	自分で、薬を決まった時間に決まった分量のむことはできますか。	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	まったくできない
16	入浴は一人でできますか。	問題なくできる	見守りや声がけを要する	一部介助を要する	全介助を要する
17	着替えは一人でできますか。	問題なくできる	見守りや声がけを要する	一部介助を要する	全介助を要する
18	トイレは一人でできますか。	問題なくできる	見守りや声がけを要する	一部介助を要する	全介助を要する
19	身だしなみを整えることは一人でできますか。	問題なくできる	見守りや声がけを要する	一部介助を要する	全介助を要する
20	食事は一人でできますか。 ※食事は、介助がなくても一人で食べることができますか。	問題なくできる	見守りや声がけを要する	一部介助を要する	全介助を要する
21	家の中での移動は一人でできますか。	問題なくできる	見守りや声がけを要する	一部介助を要する	全介助を要する
小 計		1点×() =()	2点×() =()	3点×() =()	4点×() =()

DASC®-21: ©地方独立法人東京都健康長寿医療センター研究所 ※兵庫県が、補足説明を追記

No.1~21 (21項目)の合計点

点/84点

No.1~21の項目の合計点が、「31点以上」の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。

かかりつけ医や認知症相談医療機関を受診してください。

※医療機関を受診される場合は、この「認知症チェックシート」をご持参ください。

※合計点が「31点未満」でも、気になることがある場合は、かかりつけ医や認知症相談医療機関、その他相談窓口にご相談ください。

◆相談の際の追加情報記載欄（任意記載）

要介護認定	受けていない・受けている（要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3以上）
その他 気になること	

※ご自身、ご家庭でチェックしたものは、あくまでも参考として、ご活用ください。

認知症は、誰にでも起こりうる病気です。

一人で悩まず地域包括支援センターにご相談ください。

認知症を発症する前に予備群（MCI：正常から認知症への移行状態）の状態があります。この予備群の段階で対応すれば認知症への移行を予防したり、遅らせたりすることが可能です。

認知症予防は日頃の生活習慣の改善等が必要だとも言われています。

認知症予防教室等に参加するなど予防に取り組みましょう。



認知症の予防

気軽に楽しく実践しましょう！

近年、認知症は、少しずつその要因が解明されてきていますが、100%予防できる方法はまだ見つかっていません。そこで「発症を遅らせる」「進行を緩やかにする」ために実践効果がある予防法を紹介します。

頭の運動

楽しみながら行うことが大事なポイントです。

頭を使うけれど遊び感覚で行うゲームやパズルは、効果があるといわれています。

しりとり

テーマを決めて！

テーマ1：食べ物しりとり（食べ物・飲み物なら何でもOKです）

りんご ➡ ➡ ➡ ➡

テーマ2：大きさしりとり（小さな物からだんだん大きく）

あり ➡ ➡ ➡ ➡



体の運動

週1回、ふくろう体操への参加もお勧めです。

運動は、認知機能を改善したり、認知症の発症を抑える効果があると多くの報告があります。中でも効果的であるといわれる有酸素運動が、毎日の生活リズムのひとつとなるよう目標を持ちましょう。

仲間と一緒に取り組む運動も、気持ちの弾みとなり予防に効果的です。

【認知症等に効果のあるといわれる運動量の目安】

無理せず続けることが大切です。

- ウォーキングで1日 5000歩
- 早歩きなら約7分30秒が目安です。

運動前後の水分補給と暑さ対策等に着帽をお忘れなく！



頭の運動＋体の運動

組み合わせて効果UP！

- 晴れた日は外で元気に・・・歩く＋しりとり・計算
- 雨の日でも屋内で・・・足ふみ・踏み台の上がり降り＋しりとり・計算

12. 生活困窮者対策 (健康福祉課 町民福祉係)

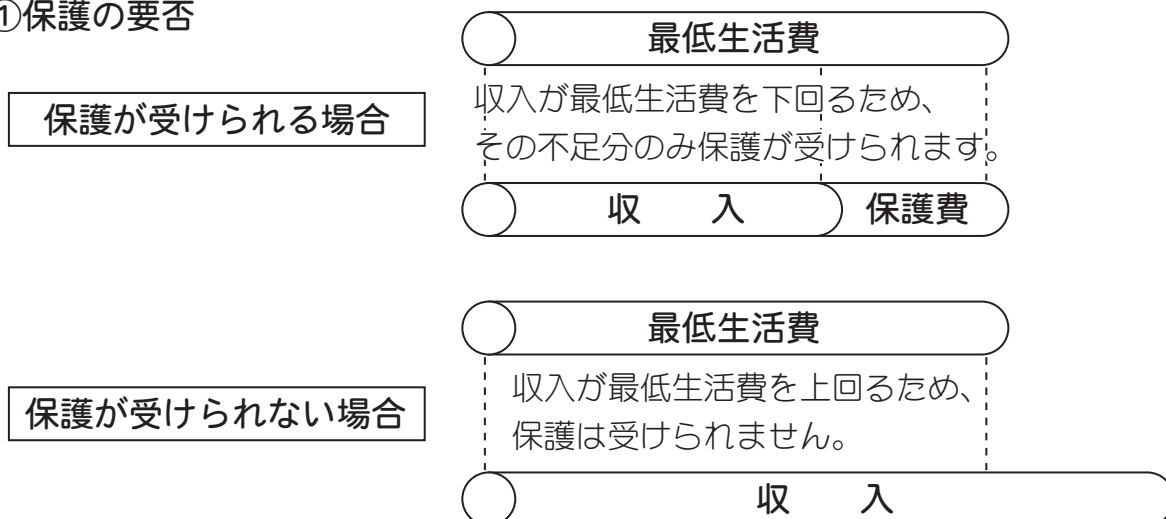
(1) 生活保護

家庭の生活を支えていた人の死亡・病気・事故などで、収入がとだえ、自力で生活するための努力をしてもなお生活に困窮するときは、生活保護について、お住まい地域の担当民生委員・児童委員に相談してください。

生活保護を受けるときには、その前提要件として、資産・能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて生活保護が行われます。

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭・介護の8種類の扶助があり、困窮の程度に応じて必要な扶助が受けられます。

①保護の要否



②保護の種類

<p>生活扶助</p> <p>衣食その他日常生活上必要なものなど</p>	<p>住宅扶助</p> <p>住居費、補修、その他住宅維持に必要なもの</p>	<p>教育扶助</p> <p>義務教育に必要な学用品、学校給食など</p>	<p>医療扶助</p> <p>診察、薬剤、入院費など</p>
<p>出産扶助</p> <p>分べんの介助、分べん前後の措置など</p>	<p>生業扶助</p> <p>生業に必要な資金、器具、技能の修得など</p>	<p>葬祭扶助</p> <p>死体の運搬、火葬、埋葬、納骨など</p>	<p>介護扶助</p> <p>要介護者、要支援者の介護保険料など</p>

(2) 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階での生活に困窮している人に、包括的な支援を行う制度として、生活困窮者自立支援制度があります。働きたくても働けない、住むところがない、などの生活全般の困りごとについて、ひとりひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。具体的には以下のような支援をします。

- ・**自立相談支援事業**：支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し自立に向けた支援を行います。
- ・**住宅確保給付金の支給**：離職などにより住居を失った方、または失うおそれの多い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を支援します。
- ・**就労準備支援事業**：「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、6ヶ月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
- ・**家計改善支援事業**：家計収支の均衡がとれないなど、家計に問題を抱える方に対して、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計に関する課題を「見える化」することで、早期の生活再生に向けた支援を行います。
- ・**就労訓練事業**：直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を行います。
- ・**一時生活支援事業**：住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象になっている事業があります。

福崎町では「ひょうご暮らしと仕事のよりそい支援センター（企業組合労協センター事業団：ワーカーズコープ）」【☎ 079-224-2188】が相談窓口となっています。

(3) 食糧支援等

生活困窮のため食品等を十分に確保することができない個人や世帯に対し、NPO法人フードバンクはりまやワーカーズコープに協力いただき無償で食糧支援を行っていただいております。

※利用回数には上限があります。

また、令和2年度には福崎町社会福祉協議会とも連携し、NPO法人フードバンクはりまと「フードバンク活動に関する合意書」を締結し、窓口で常時食料品や日用品の寄付を受け付けるとともに、定期的なフードドライブ活動を展開し、支援の輪を広げています。

13. 社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会

社会福祉協議会（略『社協』）は、住民による地域づくりを支援することで地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

「であい、ふれあい、つながりあい、ともに支え合う地域づくり（福祉目標）」をすすめるために、個人の力を引き出す支援、地域活動やボランティア活動などの助け合い活動の支援、福祉サービスによる支援を行っています。

（※のついている事業は、町からの委託事業です。）

最新情報は社協のホームページでチェックください。「福崎町社会福祉協議会」で検索してください。

(1) 福祉啓発活動

①社協会員の募集（5月・6月）

「住民の助け合いによる地域づくり」を目指す社協の活動趣旨に賛同する各世帯、個人、団体、事業所に会員となっただき、協力体制づくりをしています。

皆様からいただいた会費により地域福祉を推進しています。

一般会員（世帯）	1□	500円／年
個人会員（個人）	1□	500円／年
団体会費（団体）	1□	5,000円／年
賛助会費（事業所）	1□	10,000円／年

②善意銀行の運営

住民の皆様から善意の金品・物品を預かり、地域の福祉事業に活用することで運用するという考えに基づいた預託金運用制度です。

社協が主体となって福祉事業を実施しています。

みなさまからの預託をお待ちしております。用途の指定もできますので、希望に沿った活用ができます。

③各種募金の募集

地域づくりを住民の皆様と協働して実施していくために、各種募金を募っています。

○ 5月・6月 善意募金

善意月間にちなんで、たすけあいの善意の輪をひろげることを目的に実施し、社会福祉協議会の福祉事業に活用します。

○ 10月 赤い羽根共同募金

地域の福祉を住民で支えることを目的に実施し、兵庫県内の福祉事業に活用します。

○ 12月 歳末たすけあい募金

地域の福祉を住民で支えることを目的に実施し、福崎町社会福祉協議会の福祉事業に活用します。

④福祉学習（教育）活動の推進

町内全小中学校を推進校に指定し、学校ごとに指導、援助を行い、福祉講演会や福祉体験教室など、自主的な学習活動の支援をしています。

A 福祉教育推進校（町内全校）の指定※

○対象

町内の小学校・中学校

B 福祉体験学習支援

○対象

町内の小学校・中学校

C 福祉講演会の開催支援

○対象

児童・生徒・保護者（PTA）



(2) 子育て支援

①まちの子育てひろば推進事業

就学前の親子が集う『仲間づくりの場』『相談の場』を提供することで、子育て支援を行います。

対象者 就学前の乳幼児とその保護者等

実施内容と開催日・開催場所

●親子クッキング

2ヶ月に1回 保健センターなど

●トランポ・ロビックスと森のひろば

月に3～4回

第2体育館・スポーツ公園 10:00～13:00

(3) 高齢者関連

①在宅介護支援センター事業※

見守りや調査が必要な高齢者宅の訪問等による実態把握、及び必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整等を行います。

【窓口】 福崎町在宅介護支援センター すみよしの郷

(福崎町第2老人デイサービスセンター内)

電話 22-7134

②認知症高齢者等やすらぎ支援事業※

物忘れ等認知症が疑われる高齢者のお宅を「やすらぎ支援員」が訪問し、家族に代わって見守りや話し相手を行います。

〈利用時間〉 平日8:30～19:00

〈利用回数〉 月50時間以内

〈利用内容〉 安否確認、話し相手、散歩介助、趣味のお手伝い等
(身体に触れる援助、家事等の援助は行いません)

〈費用〉 1時間200円

③高齢者世帯等へのみまもり電話サービス

見守りによる安心してらせる地域づくりを行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯等

頻度 週1回

④ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等へのみまもり副食サービス

旬のものを佃煮等にしてお届けします。見守りによる安心してらせる地域づくりを行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯等

頻度 年1回(無料)

※ 障がい者のみの世帯にも対応しています。

⑤ひとり暮らし高齢者へのみまもり給食サービス

※一部町からの受託事業

夕食をお弁当にしてお届けし、訪問による見守りで安心して暮らせる地域づくりを行います。※一部低所得者世帯は無料

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上のひとり暮らしの方

頻度 月2回(有料:一食200円)

⑥高齢者世帯等へのみまもり給食サービス

夕食2回、昼食1回をお弁当にしてお届けし、訪問による見守りで安心して暮らせる地域づくりを行います。※一部低所得者世帯は無料

対象者 地域の見守りが必要な共に70歳以上の高齢者世帯等

頻度 月3回(有料:一食200円)

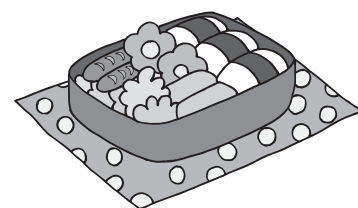
※ 障がい者のみの世帯にも対応しています。

⑦ふくちゃん弁当※

昼食をお弁当にしてお届けし、訪問による安否確認を行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上のひとり暮らしの方

頻度 月1回(無料)



(4) 障がい者支援

①福崎町障害相談支援センター※

障がいのある方やその家族からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援等、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。

【窓口】 福崎町障害相談支援センター（福崎町第2老人デイサービスセンター内）

電 話 35-8575

F A X 22-7024

メール f-syougai@mx9.tiki.ne.jp

②視覚障がい者への朗読CDの郵送

視覚障がい者の情報支援を目的に町広報誌・社協広報誌をCDに録音し郵送します。

頻 度 広報誌発行にあわせて随時

③視覚障がい者支援事業

視覚障がい者の社会参加を目的に地域の支援団体と行う交流活動を支援します。

頻 度 毎年1回程度

④精神障がい者支援事業

精神障がい者に関する理解促進に向けた取り組みを行います。

- ・精神障がい者福祉に関する研修会や交流会等への支援
- ・ピアサポーターグループ「ひすいの友」の運営支援
- ・広報誌による啓発活動

(5) 介護予防・介護関連

①介護用品の貸出

介護負担の軽減を図ります。

- 対 象 者 ・在宅高齢者（介護保険制度で福祉用具貸与対象外の方）
・在宅重度身体障がい者（児）
・交通事故等短期在宅療養者等

貸出備品

無 料 車椅子・入浴用シャワー椅子・据置き手すり・スロープ・歩行器等

有 料 電動ベッド（生活保護世帯は無料）

初回基本利用料 2,000 円

搬入・搬出手数料 各 2,500 円（業者委託）

貸出日より3ヶ月間無料、4ヶ月目以降1ヶ月につき1,000円

ポータブルトイレ（生活保護世帯は無料）

初回基本利用料 2,000 円

貸出期間 基本3ヶ月まで。状況により相談に応じます。（機種・数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。）

(6) 助け合い活動・交流活動の支援

①ミニデイサービス支援事業※

ひとり暮らし高齢者、見守りが必要な高齢者、昼間ひとりでおられる方々などの社会参加を進めるとともに、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会的な孤立感の解消と自立生活への助長、要介護状態等になることの予防を図りながら『高齢者の見守り活動』と『ふれあいの場づくり』等、地域の公民館等での自主活動に対し支援します。

②ボランティア活動の推進

A ボランティア保険等加入の受付

ボランティア中の事故、けがに対応する保険加入を受け付けています。

※内容により加入できない場合があります。詳しくは社協までお問い合わせください。

●行商用保険

期 間：行事当日の1日分

保険料：1名につき50円 ※最低20名(1,000円)から

●ボランティア・市民活動災害共済

期 間：年間(4月～翌年3月)

保険料：1名500円

B ボランティアグループへの助成

ボランティアグループ活動助成、ボランティア保険加入助成をしています。

C ボランティア連絡協議会の運営支援

ボランティアグループの情報交換、相互協力による活動の活性化を支援します。

D ボランティア入門教室の開催

ボランティア活動のきっかけづくりとしての情報発信を行います。

E ボランティアコーディネート

ボランティアの悩み、相談、依頼に対応します。

F 災害ボランティアセンターの運営

災害時のボランティア活動の調整を行います。

福崎町ボランティアセンター登録グループ一覧表 (令和3年4月1日時点)

分野	グループ名	活動内容等
地域福祉	ともしび会	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	辻川ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	もちの木	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	七種会	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・エコたわしの作製、販売によるエコ活動の促進 等
	西谷ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	西治ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
障がい者支援	福崎点字の会	・毎週水曜日9:30~12:00にサルビア会館にて点訳、勉強会を実施 ・各学校の福祉教育協力 等
	手話サークル福崎みんなの手	・毎週月曜日9:30~11:30/毎週土曜日13:00~15:00にサルビア会館にて勉強会と聴覚障がい者との交流 等
	福崎朗読ボランティア	・毎月第1木曜日以降の土曜日にサルビア会館にて定例会 ・社協広報誌、町広報誌等の朗読、録音、編集 等
	㊤かんだき (要約筆記)	・要約筆記入門講座の開催 ・各学校の福祉教育協力 等
緑化活動	福崎町ココロクラブ	・毎月第4土曜日 (年8回~10回) 9:00~10:30に実施 ・街路樹化の草引き、花の手入れ 等
	みどりのグループ	・毎月第1、第3水曜日9:00~11:30に実施 ・町内の花壇と県道のプランターの手入れ 等
	福崎すみれ会	・毎月1回不定期10:00~11:30に生活科学センター前にて実施 ・プランターの花の植え替え、周辺の草引き、清掃 等
	グリーンロードクラブ	・随時活動 ・県道植樹帯の草引き、水やり、剪定等の清掃活動
施設訪問	福崎民謡会	・毎月第1、第3水曜日13:30~15:30に文化センター、体育館にて練習 ・福祉施設で各地の民謡に合わせた踊りを披露 等
	夢華灯	・毎週水曜日19:30~20:30に西光寺公民館でよさこい踊りの練習と定例会を実施 等
	福・福ボランティア会	・毎月第1火曜日13:30~15:30にサルビア会館にてマジックの練習 ・老人クラブ、公民館、福祉施設においてマジックを演技 等
	洋ちゃんサロン (マジック)	・毎月1回月曜日の午後にサルビア会館にて活動 ・福祉施設や学童、地区敬老会を訪問してマジックを演技
	福崎腹話術の会	・毎月第2火曜日10:00~サルビア会館にて定例会を実施 ・ミニデイ、老人クラブ等の依頼で腹話術による訪問 等
アロマサークルワンピース	・毎月1回不定期10:00~11:30に田原小学校区区民交流広場にてアロマカフェを実施 等	
促進化活動	なごみの会	・毎月1回午前中の1時間程度、幼稚園にて作法指導 ・毎年1回2時間程度、小学校にて茶道の伝統文化体験と歴史の講話 等
	山桃の会	・毎月2回不定期で実施 ・「遠野物語」の録音活動 等
多種活動	いなみ野 神崎	・毎月第4水曜日に定例会と伝統大道芸の練習 ・高齢者へのニュースポーツの普及指導 等
	福崎ミントの会	・毎月第1、第4月曜日と毎月第3日曜日に活動 ・学童体験教室 (バルーンアート、折り紙、他) の実施 等
運営・施設・支援事業	アロマサークル美人	・毎月第1月曜日10:00~12:00に山田文庫内にてコミュニティカフェ笑 (えみ) を運営 等
	チームはつらつ	・毎週水曜日に認知症予防教室「はつらつ広場」の運営 ・毎週金曜日に地域包括支援センター「はつらつ大学脳案部」のサポート 等
	福崎町図書館応援隊	・館内談話室「喫茶コーナー」の運営 ・町立図書館内外の美化 等
その他	福崎エコの会	・生ゴミ堆肥化「いきいき野菜コンポスト」の普及 ・エコキャップの回収で途上国の子どもにワクチンを送る活動 等
	めだかの学校	・主に子どもを対象としたキャンプの企画、運営 ・年数回のカヌー教室 等
	福崎町手芸ボランティア	・毎月第2、第4木曜日にサルビア会館にて手芸作品の製作 ・作品を販売し売上金を寄附する活動を実施 等
シニアボランティア	長目シニアボランティア	・毎月1回クリーンウォーキングの実施 ・花壇の植栽管理 等
	井ノ口ボランティアグループ	・ひょうごアドプト事業の実施主体として国道312号線の歩道植樹帯の植樹、清掃美化を実施 等
	田尻シニアボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・パンジー、葉ボタン、サルビアの植栽と各所への配置 等
	大門シニアボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・県道植込みの草刈り 等
	山崎シニアボランティア	・県道のゴミ拾い、草刈り、二之宮神社の清掃活動 ・自治会行事の協力 等
	板坂老人クラブ (ボランティア)	・年2回、下排水処理場の清掃活動 ・道路脇の草刈り、清掃 等
	西谷老人クラブボランティア	・大蔵神社の清掃活動 ・県民広場の清掃活動 等
桜老人会ボランティアチーム	・公共施設の花植え、清掃活動 ・高齢者や一人暮らしへの見守り活動 等	

③コミュニティ備品の貸出

機 器 名	貸 出 対 象 者	使用時間 使用料
ポ ッ プ コ ー ン 機	町内に住所を有する 団体、町内自治会、教 育機関、官公庁、公共 施設、その他社協理事 長が必要と認めたもの	1日 1,000円
綿 菓 子 機		
か き 氷 機		
鉄 板		
炊 き 出 し 用 釜		
た こ 焼 き 器		
バーベキューセット		
その他コミュニティ用品 ※プロジェクター、簡易 テント、高圧洗浄機等		無 料

④当事者団体、地域団体の活動支援※

生活課題を抱えた当事者、地域団体の活動を支援します。

福崎町老人クラブ連合会 福崎町遺族会(戦没者遺族)

福崎町身体障害者福社会 福崎町婦人共励会(寡婦・母子家庭)

福崎町手をつなぐ育成会(知的障がい者)

(7) 低所得世帯への対応

①生活福祉資金貸付制度(兵庫県社会福祉協議会委託事業)

この貸付制度は、他からの資金の利用が困難な世帯の方々に低利の資金を貸付けることで、世帯の経済的自立をはかるとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進をはかり、地域社会で安定した生活をおくることを目的とした貸付制度です。

また、この制度は単に資金を貸付けるだけでなく、民生委員による相談・援助活動や自立相談支援機関による相談支援のもと、相談、申込みから償還完了までかわっていくことが大きな特徴です。

○利用できる方(貸付の対象)

低所得者世帯 ・ ・ 資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借りることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。

障がい者世帯 ・ ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。)の属する世帯。

高齢者世帯 ・ ・ 65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等）。

○資金の種類

教育支援資金、福祉資金、総合支援資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

○貸付条件

資金の種類によって貸付条件・資金用途等が異なりますので、お問い合わせください。（貸付限度額・据置期間・償還期間・貸付利子等）

○償還方法

元金利子均等払（月賦、半年賦、年賦）で、原則として口座振替による償還

②緊急援護給付金制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等の生活困窮世帯を対象に、下記給付の要件により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に対応することを目的として、『緊急援護給付金』を給付します。

給付金額 給付要件に該当する経費で年間 30,000 円以内

給付要件 次のいずれかに該当し、それを証明する添付書類を提出できる世帯

- (1) 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合
- (2) 給料(年金含む)の盗難または紛失により生活費が必要な場合
- (3) 年金・保険・公的給付の支給開始までの生活費が必要な場合
(雇用保険受給待機中の場合、住民税の課税の有無については問いません)
- (4) 火災等の被災によって生活費が必要な場合等

③奨学資金給付制度

高等学校およびこれに準ずる学校に在学する方で、経済的な理由により就学が困難な方に、選考委員会での選考を経て、奨学資金を給付する制度です。

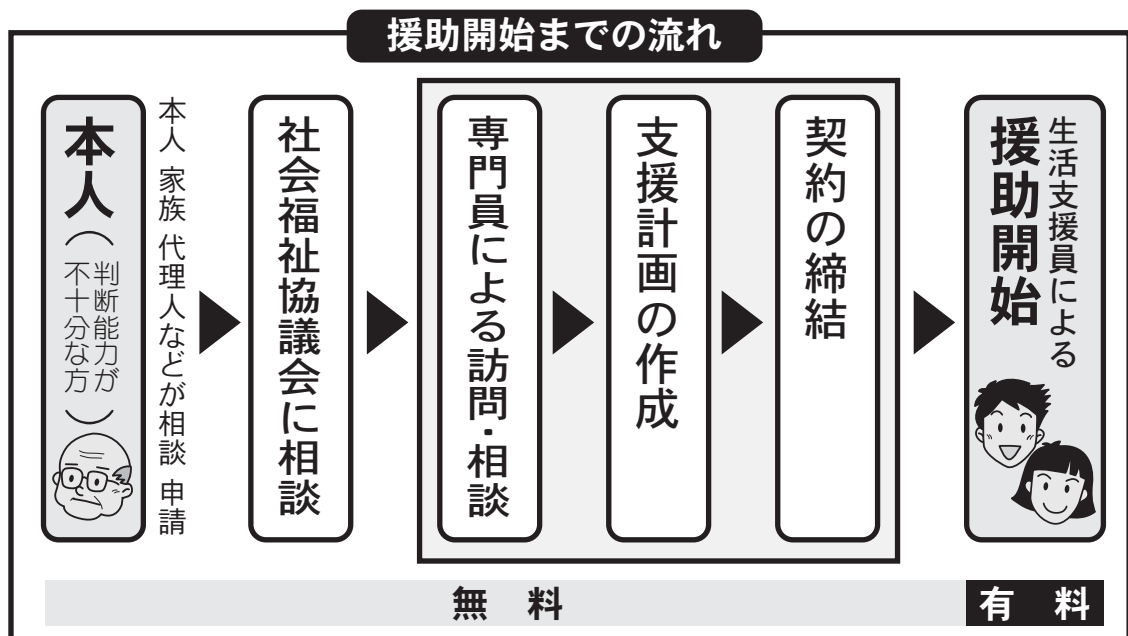
◎奨学金 月 5,000 円

(8) 地域生活支援

①日常生活自立支援事業(兵庫県社協委託事業)

判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民や関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、通帳の預かりサービスを行います。判断能力が低下した利用者には、成年後見制度の利用を支援します。

- 利用対象者 福祉サービスの契約や利用の手続きなどを適切に行うことが不安な高齢者や障がい者の方
(認知症等高齢者・知的障がい者・精神障がい者)
- 援助内容
 - ・福祉サービスについての情報提供
 - ・福祉サービス利用手続きの手伝い
 - ・福祉サービス利用料等の支払い
 - ・日常的な金銭管理の手伝い
 - ・苦情解決制度利用の手伝い
- 援助者 生活支援員
- 援助方法 相談者と内容を確認しながら専門員が支援計画を立て、社協と契約します。
- 利用料 援助時間 1時間 500円



(9) 地域生活における相談

① なやみごと相談所・法律相談所

日常生活でのなやみごと、心配ごとの相談に応じ適切な助言、指導を行います。

★一般相談

すべてのなやみごとについての助言をします。

相談場所 サルビア会館

相談日時 毎月の第1・第3水曜日 13:00～15:00

相談員 学識経験者、民生委員・児童委員、司法書士

★法律相談

法についての解釈を指導します。

相談場所 サルビア会館

相談日時 月の最後の水曜日 13:00～
(日が変更になる場合もあります。)
相談員 弁護士
(法律相談を希望される方は、一般相談で審議後、受付します。)

(10) 被災者への支援

①災害見舞金支給事業

災害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。

- ・全焼、全壊、流失 20,000 円
- ・半焼、半壊 10,000 円
- ・床上浸水 5,000 円
- ・死亡 20,000 円

対象：福崎町に居住している世帯で、一般火災及び風水害による災害により、被害を受けた場合に支給します。

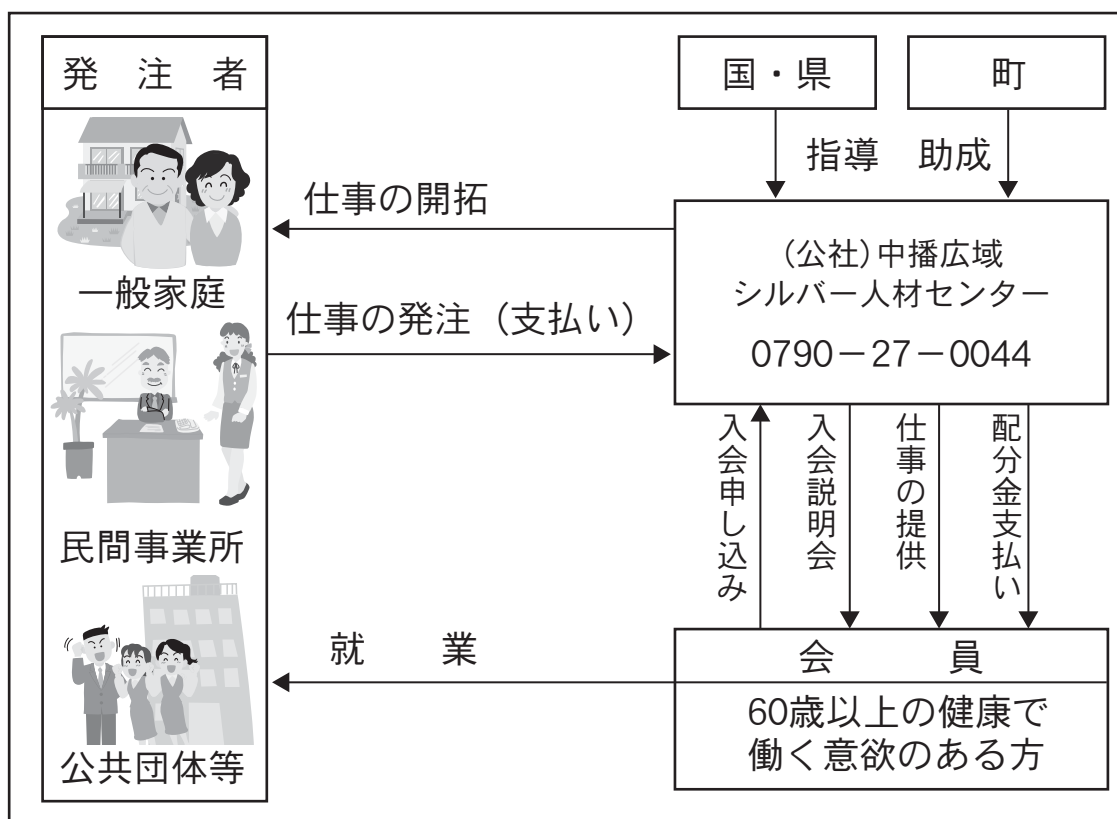
※ただし、複数の要件が該当する場合は、最も高額要件により支給します。



14. 公益社団法人中播広域シルバー人材センター

中播広域シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な、または、その他の軽易な仕事を、民間企業・一般家庭・企業、公共団体等から引き受け、その仕事を会員の能力や希望に応じて提供することにより、生きがいの充実、福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に貢献することを目指しています。

①中播広域シルバー人材センターのしくみ



会員になるには

- ・原則としておおむね60歳以上の健康で働く意欲を持ち、シルバー人材センターの趣旨、目的に賛同された方。
- ・シルバー人材センター福崎連絡所（0790-27-0044）へ申し込みをしてください。
- ・会費は、3,000円/年（250円/月）
- ・就業中または就業途上の事故による傷害などは「シルバー保険」に入っています。

仕事をたのむには

- ・電話での申し込みも可能です。申し込み後現場を確認し、見積・契約します。
- ・仕事の契約はすべてシルバー人材センターと発注者との間で結びます。
- ・請負または委任による受注額（配分金＋事務費＋消費税）を発注者からいただきます。

②主な仕事の内容

技術・技能分野

- ペンキ塗り
- 大工仕事
- 組立加工
- 植木剪定
- 左官仕事
- 障子・襖張り



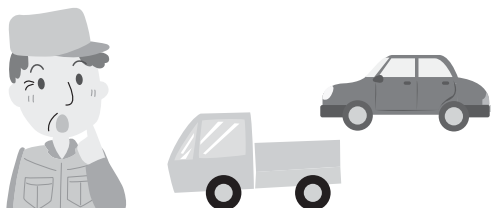
事務分野

- 一般事務
- パソコン
- 宛名書き
- 毛筆筆耕
- 講習会講師
- 受付事務



管理分野

- 駐車場・駐輪場管理
- 施設管理・宿直・日直
- 在庫・商品管理



折衝外交分野

- 集金・集配・販売
- 水道・ガスの検針
- チラシ配布
- 店番
- 営業



軽作業分野

- 清掃・除草・草刈
- 商品整理
- 組立・加工

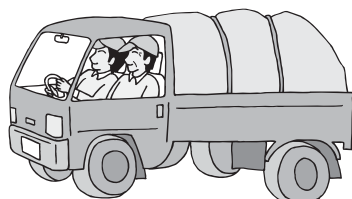


サービス分野

- 家事手伝い・留守番
- 子育て支援
- 家の掃除・片付け

派遣

- 運転・運転補助・送迎補助
- 用務員 宿直
- 製造補助
- 事務



折る

おそれいり
ますが84円
切手をお貼
りください。

6 7 9 - 2 2 8 0

福
崎
町
役
場

健康福祉課
行

神
崎
郡
福
崎
町
南
田
原
3
1
1
6
番
地
の
1

折る

ご住所 〒

お名前

折り線

折る

▲ 周りの太い線をハサミで切ってください。

福崎町の福祉

「福祉サービスのしおり」 健康福祉課 行

「福崎町の福祉サービス全般への要望、福祉に関する困りごと、福祉で疑問に感じていること、サービスのしおりの改善要望などをお聞かせください」

皆様からのご意見、ご質問をお聞かせください。

F A X ・ 郵送どちらでも結構です。

FAX. 0790-22-5980

ご住所 〒

お名前

お電話番号

F A X 番号

メールアドレス

先進の感覚を創造的に展開する



クリア印刷所

CLEAR PRINTING

本 社

〒671-1116 姫路市広畑区正門通4丁目2-9
TEL 079(236)3679(代) FAX 079(236)3576

福崎営業所

〒679-2203 神崎郡福崎町南田原1312-4
TEL 0790(24)5010 FAX 0790(24)5022
E-mail clear0@clear-printing.com
U R L <http://www.clear-printing.com>

福崎町の福祉

福祉サービスのしおり

発行年月

令和3年10月

発 行

兵庫県福崎町

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

TEL 0790-22-0560 (代表)

FAX 0790-22-5980

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>